

構造分析プロジェクト【実態分析】

研究資料 第1号

水田地帯における
地域農業の担い手と構造変化
－富山県及び佐賀県を事例として－

平成24年10月

農林水産政策研究所

本刊行物は、農林水産政策研究所における研究成果をまとめたものですが、学術的な審査を経たものではありません。研究内容の今後一層の充実を図るため、読者各位から幅広くコメントをいただくことができれば幸いです。

まえがき

本研究資料は、当研究所が平成 23 年に実施したプロジェクト研究「農業構造の変動と地域性を踏まえた農業生産主体の形成・再編に関する研究」の成果の一部として刊行するものである。

2011 年度（平成 23 年度）から戸別所得補償制度が本格実施されたが、その実施に当たっては、2010 年度（平成 22 年度）に米を対象として実施された戸別所得補償制度モデル対策（以下「モデル対策」という）が地域農業に与えると見込まれる影響や 2007 年度（平成 19 年度）から実施された水田・畑作経営所得安定対策（以下「経営所得安定対策」という）が地域農業に与えた影響等も分析しつつ、制度を具体化させることが必要であった。

このため、当所では平成 22 年度に、行政対応特別研究「戸別所得補償制度等が地域農業に与える影響等の分析」を実施し、経営所得安定対策の導入が、水田作地域において集落営農組織や個別経営体の地域農業の担い手の動向、農地の利用集積等にどのような影響を生じさせたかを分析・整理し、モデル対策の導入により予想される農業生産や農業構造の変化を明らかにしてきた。プロジェクト研究では、この研究をさらに深化させ、平成 22 年度に実施した現地実態調査の分析結果も踏まえて、中長期的な視点から地域農業や農村の動向を分析し、今後取り組むべき課題を整理することを課題とする研究を実施した。本研究資料は、その研究成果をとりまとめたものである。

調査にご協力いただいた農業経営者、集落営農組織や集落の関係者の皆様、自治体及び J A 等の担当者の皆様に重ねて感謝申し上げます。

2012 年 10 月

農林水産政策研究所

構造プロジェクト・実態分析チーム

吉田行郷，小野智昭，香月敏孝，
杉戸克裕^{*1}，吉井邦恒，橋詰 登，
江川 章，福田竜一，平林光幸，
鈴村源太郎^{*2}，高岸陽一郎^{*3}，羽子田知子，
出田安利，宮石幸雄，吉川美由紀

*1 現・(独) 農業・食品産業技術総合研究機構
北海道農業研究センター

*2 現・東京農業大学

*3 現・(株) 日本政策金融公庫

水田地帯における地域農業の担い手と構造変化
ー富山県及び佐賀県を事例としてー

目 次

まえがき

第1章 研究課題と調査地の位置づけ

第1節 研究課題	-----	1
第2節 研究方法	-----	3
第3節 研究対象	-----	5

第2章 調査事例

第1節 富山県砺波市A地区

1. 富山県と砺波市の水田農業	-----	16
(1) 富山県の水田農業の特徴	-----	16
(2) 砺波市の水田農業および担い手の動向	-----	20
2. 砺波市A地区における農業構造の現状	-----	24
(1) 農家構成と農地流動化の現状	-----	24
(2) 集落と担い手の現状	-----	32
3. 砺波市A地区における農業構造変化の将来動向	-----	45
(1) 担い手の現状と農地利用	-----	45
(2) 農家と担い手の将来動向	-----	51
4. 砺波市A地区における農業再編の方向	-----	52
(1) 組織経営体の立地と農地流動化	-----	52
(2) 農地の利用調整機能の整備	-----	53
(3) 大規模企業法人の規模拡大, 集落営農組織の経営発展	-----	54
(4) 散居集落特有の課題への対応	-----	54

第2節 佐賀県佐賀市B地区

1. 佐賀県と佐賀市における水田農業	-----	55
(1) 佐賀県の水田農業の特徴	-----	55
(2) 佐賀市の水田農業および担い手の動向	-----	61
2. 佐賀市B地区における農業構造の現状	-----	66
(1) 農家構成と農地流動化の現状	-----	66
(2) 集落と担い手の現状	-----	71
3. 佐賀市B地区における農業構造変化の将来動向	-----	88
(1) 担い手の現状と農地利用	-----	88
(2) 農地と担い手の将来動向	-----	92

4.	佐賀市B地区における農業再編の方向	-----	94
(1)	集落営農組織	-----	94
(2)	個別経営との棲み分けと農地利用調整	-----	94
第3章 まとめと今後の課題			
第1節	農業の担い手と農業構造の現状	-----	96
第2節	農地利用と調整問題	-----	99
第3節	農家のリタイアと農地の受け手の展望	-----	100

第1章 研究課題と調査地の位置づけ

第1節 研究課題

水田農業においては、大規模個別経営が農地の受け手となることに加えて、集落営農組織⁽¹⁾が地域農業の担い手となる動きが中山間地域や兼業進化地域で拡大していた。2007年度から実施された水田・畑作経営所得安定対策（以下「経営所得安定対策」という。）を契機として、全国で地域差を伴いつつ数多くの集落営農組織が設立・再編された⁽²⁾。高齢化が一層進展して高齢農家のリタイアが見通される中で、各地域の農業構造、とりわけ水田農業における地域農業の担い手の形成状況と地域農業の構造変化を明らかにすることが求められている。

このため農業センサス結果等の統計データを用いて近年における農業構造の変化に関する統計分析を行い、また主要水田作地域での集落営農組織の展開状況や組織と大規模個別経営との関係性について現地調査を行い、近年の農業構造変化の特徴とその地域性を明らかにするとともに、今後の課題を整理したところである⁽³⁾。

統計分析から明らかになった近年の農業構造変化の主な特徴は以下の3点である。第1は、これまで農地の主要な出し手であった土地持ち非農家に加えて、その数が増加した自給的農家からの農地の貸付が急増する一方で、高齢化の進行等により農地の受け手が少ない都府県においては耕作放棄も同時に発生している。第2は、大規模個別経営が一定程度存在する県や集落営農の組織化が進んでいる県においては、これらへの農地集積が進み、水田農業における農地の受け手層の形成状況に大きな地域差が確認でき、それは第Ⅰ-1-1表の表側に示すように「組織対応型」、「個別農家対応型」、「組織・個別農家分担型」と類型化できる⁽⁴⁾。また個別農家対応型では、耕作放棄も進んでいる。第3は、集落営農による組織化の近年の変化に着目すると、同表の表頭に示すように、集積面積率が高止まっている集落営農の先進地域（「先発型組織化地域」）に対し、それを急速に高めた「後発型組織化急進地域」と全国平均を上回る「後発型組織化進行地域」がある。

以上のように農地の受け手という視点から見て、農業の担い手と地域農業の構造は地域的多様性をもっている。しかし地域農業の担い手を検討するにあたっては、そうした農地の受け手の視点からのみでは十分ではない。農業の担い手は、技術・経営革新と生産力（土地生産性・労働生産性）発展の担い手という「生産力担当層」として把握する視点に加えて、農業生産の太宗をどの層が担っているのかという意味での「農業生産の担い手」の視点、さらには農地の維持保全の担い手を「地域資源管理の担い手」として把握する視点が必要である⁽⁵⁾。そうした生産力担当層、農業生産の担い手、地域資源管理の担い手を農業構造の地域性に規定されたものとして把握し、そのあり方を地域的多様性をもって示すことが必要である。

そうした視点を踏まえて本研究では、農業の担い手と農業構造の現状を把握するとともに、高齢化と兼業深化の結果として今後さらに進行が見込まれる農業からのリタイア（離農）と農地の流動化の見通しを把握し、それに対応した農地の受け手を中心とする農業の担い手のあり方を明らかにすることを課題とする。この課題にかかわって重要と考える点を敷衍しておきたい。

第Ⅰ-1-1表 農地の受け手層の形成タイプ別にみた地域性

		組織 の 農地 集積 動向	組織 の 農地 集積 水準	2005年以降の集落営農組織の展開状況による地域タイプ			
				先発型組織化地域	後発型組織化地域		その他
					組織化急進地域	組織化進行地域	
大規模個別農家の田借地寄与率				高	高	中	低
農家以外の事業体の田借地寄与率				小	大	中～小	中～小
2005年までの主な田借地主体による地域タイプ	組織対応型	高	低	富山 福井 岐阜 広島 島根			
	組織・個別農家分担型	中	中	滋賀	岩手 宮城 長野	石川 兵庫 鳥取 山口	愛知 京都 新潟
	個別農家対応型	低	高		秋田 山形 香川 福岡 佐賀 熊本	三重 大分	青森 福島 栃木 茨城 群馬 埼玉 千葉 静岡 岡山 高知 宮崎 鹿児島
	その他	低	低				山梨 和歌山 奈良 徳島 愛知 長崎

資料：農林水産政策研究所「近年の農業構造変化の特徴と地域性に関する研究成果報告～集落営農組織の動向と大規模個別経営との関係を中心に～」2011年 (<http://www.maff.go.jp/primaff/kenkyu/kouzou/pdf/110517.pdf>)

注1) 北海道および集落営農組織のない東京都、神奈川県を除く。

2) 組織の農地集積水準(農地集積水準)は2010年の集落営農組織の集積面積を農業センサスの農業経営体の面積で除したもの。また、農地集積動向は2005年と2010年の集積率のポイント差による。

3) 田借地寄与率は1990年から2005年の間に増加した田借地面積(総量)に対する各主体の田借地面積の割合。

第1に、農業の担い手にかかわって、個別経営や集落営農組織等の担い手の立地についてである。大規模個別経営が集落内に存在する場合には、彼らが農地の受け手となるケースが多いと考えられるが、他方でそうした個別経営が存在しない集落では集落営農組織を設立して農地の受け皿としている場合がある。しかしそうした組織も個別の受け手も存在しない集落では、集落外の担い手による入り作が行われ、それが調整を経て、あるいは無秩序に進行するし、そうでなければ農地の受け手がいなく耕作放棄が進展する場合も考えられる。そうした担い手の空間的な配置状況が、個別経営間の競合、個別経営と集落営農組織との競合・棲み分けという農地利用の調整問題を集落内さらには集落間で生じさせ

る。それらの把握のためには、複数集落を含む一定地域内における農地の受け手の存在状況と農地利用の展開について検討することが必要である。

さらに第2に、集落営農組織の内実と農業の担い手としての位置づけについてである。水田経営所得安定対策を契機に多数の組織が設立されたこともあり、それらは様々なタイプを包含している⁶⁾。営農の実態からみると、組織経営体の実体を有する組織とそうした実体のない組織がある。組織経営体としての実体がある組織についても、協業経営体（農家以外の農業事業体）の実体をもつ任意組織や法人組織があるとともに、作業受託組織（農業サービス事業体）が主要な内容である組織も多くある。そうした組織の一方で、共同経理（経理の一元化）を行いつつも米を中心に営農は個別に行われているいわゆる「枝番管理」組織もある。また、協業経営体の実体がある組織においても、組織の目的を農地の維持・保全とするものが多く、生産性上昇等による所得増加を目的とする組織はまだ少ない。また機械作業の担い手からみると、オペレータが多数いる「ぐるみ型」組織がある一方で、それが少数者によって担われる「オペレータ型」組織もある。農地集積の観点からは、法人等では組織として農地集積するタイプがある一方で、任意組織の場合には特定の構成員へ農地を集積するタイプもある。こうした集落営農組織の農業の担い手としての位置づけは、各組織の内容の差異に応じて検討する必要がある。

第3に、水管理や畦畔管理を行う地域資源管理の担い手についてである。任意組織の集落営農組織においては、機械作業は少数のオペレータに集積する場合でも、肥培管理・水管理や畦畔管理の作業は個々の構成員が担っている組織が多い。個別経営の借地における管理作業は借り手が行うことが一般的ではあるが、法人の集落営農組織や大規模個別経営では、大規模な借地における管理作業は膨大となり、その作業を誰が担うかが重要な課題となり、これを地権者に委託する事例がある。資源管理の担い手が誰であるかは、地域における兼業の進展度合い、圃場条件等に応じて多様性があるが、そうした資源管理の担い手を検討することが必要である。

第4に、今後さらに進行が見込まれる農業リタイア（離農）と今後の展望に関してである。地域的多様性を持った農業の担い手が、今後一層進行する高齢化や兼業深化に伴う離農の増加にどう対応するのかの検討が重要である。そのためには、離農の進行と農地流動化の可能性を具体的に把握することが必要である。そこでおよそ10年後の時点を目途に、農家の農業リタイアの状況を実態調査にもとづきつつ推計を試み、それを踏まえて、農業の担い手がどう展望されるか、また農地利用問題がどう展開するかを検討する必要がある。

第2節 研究方法

水田農業における地域農業の担い手の形成状況と地域農業の構造変化を地域的多様性をもって把握するためには、実態分析が必要である。その分析にあたっては、次のような2つの特徴的な研究方法をとっている。

1 つは、農業の担い手の立地の分析に関してである。先述のように、その分析に当たっては一定地域内における農地の受け手の存在状況と農地利用の展開について検討する必要がある。そうした一定地域の範囲は、地域農業が展開する場に合わせて検討されるべきであるが、その「範囲」をどう設定するかである。

一般に地域農業の分析を行う場合には、市町村（平成合併によって形成された新市等の範囲はあまりにも広いので、せめて平成合併前の市町村）が地域農業の場として設定され、一方では統計等を用いて市町村の農業構造を分析し、他方では典型的な農業の担い手の実態分析を行うことが多い。しかしこれでは地域農業の担い手といいつつも、点的な存在の担い手を分析するにすぎなく、地域（ここでは市町村）全体の農業の動向との乖離が大きい。これに対して、特定の集落を地域農業の場として設定し、集落悉皆調査等によって、当該集落における農業の担い手や農業構造の実態分析を行うこともある。この場合、集落を面的に把握することによって、その集落における農業構造をリアルに分析することが可能となる。しかし、地域農業の展開は集落を範囲とする「場」で把握するだけでは不十分である。

個別大規模経営にしても集落営農組織にしても一定の集落を基礎にして展開しているのはよく知るところである。しかし他方で、個別大規模経営は農地貸借や作業受委託等の動きは集落の範囲を越えていることが多いのが事実であり、また集落営農組織も複数集落にまたがって組織化されたり、集落を越えた営農を行っていることも多くある。営農の適正規模を考慮すると、稲作の場合現行の移植栽培を前提とした機械体型では15～20haが適正規模で、これは集落の範囲とほぼ等しいのであるが、麦・大豆作の適正規模は数十haであって複数集落を作業範囲とした方が経営合理的である⁽⁷⁾。また、地域によっては集落単位では適正規模も農業の担い手の確保も難しい状況が出てきており、集落を基礎におきつつも農村の地域範囲を重層性をもったものとして見るべきことが指摘されている⁽⁸⁾。したがって集落を越える場で地域農業の展開を検討することが必要である。

そうした集落を越えた領域としては、農業センサスの区分でいうところの旧市区町村がある。これは1950年代に行われた昭和の町村合併以前にあった「旧村」（明治行政村）にほぼ該当する⁽⁹⁾。その範囲は小学校区や農協の（かつての）支店の範囲とも重なり、集落を越えた農家の経済・生活の基礎的な場となっているといえる⁽¹⁰⁾。そこで本研究では、地域農業の担い手を検討する場として、集落を越えた領域である旧村を研究対象地域として設定することとした。これにより地域農業の担い手の存在態様と農業構造の動向を面的な広がりをもってリアルに把握することができると考える。

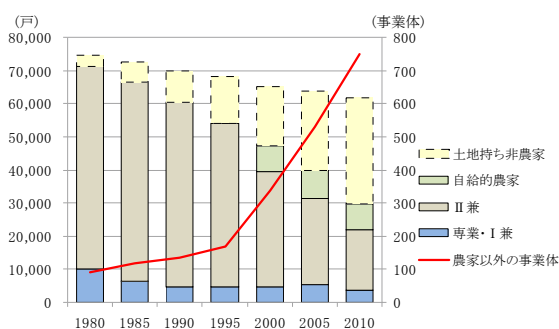
研究方法に関する2つは、構造変化に関してである。そうした現状分析を踏まえて、およそ10年後の時点を目途に、農家の農業リタイアの状況を実態調査にもとづきつつ推計を試み、それを踏まえて、将来の農業の担い手がどう展望されるか、また農地利用問題がどう展開するかを検討する。そのために集落の代表者に、集落内の各農家の営農の現状に加えて、各高齢農家がおおよそ10年後に農業継続するか、あるいは農業リタイアするかの見通しをヒアリング調査するという方法を採用した⁽¹¹⁾。

なお、集落営農組織の構成員と農地の表記の仕方について付言したい。集落営農組織の内実が協業経営体である場合、農業経営の主宰は集落営農組織がとっているのであるから、構成員は農業経営者ではなく、その農地は構成員の「経営耕地」ではないことになる。しかし構成員は、共同で機械作業や一般作業に従事し、前述のように自家の農地について肥培管理、水管理、畦畔管理を自己の責任で行っていて、構成員と自家の農地の関係は非常に強い。したがって本報告では、構成員の農地については「耕作地」と表記することとする。また構成員については、単なる地主や労働者ではなく、農業者であることから、耕作地が10a以上ある場合には「農家」と表記することとする。

第3節 研究対象

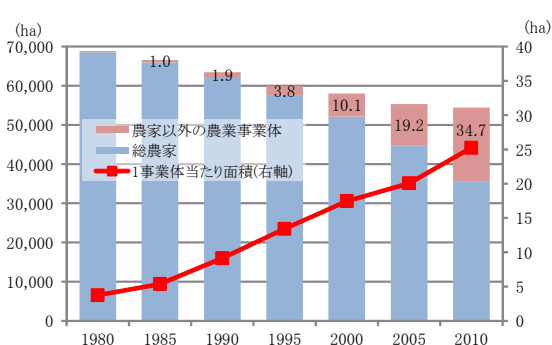
研究対象とする地域は、農業構造の地域性に対応して選定する。近年の構造変化の特徴である集落営農組織の展開に着目して、前掲第I-1-1表の類型から、組織化の先進地域である「組織対応型」地域と「個別農家対応型」であったが「組織化急進」となった地域とを対比することとし、前者からは富山県、後者からは佐賀県を選定した。2010年農林業センサス結果において、都道府県中、経営耕地面積に占める農家以外の農業事業体のシェアが最も高いのが佐賀県（45.0%）であり、第2位が富山県（34.7%）である。

ここで、両県農業の特徴について簡単に整理しておきたい。富山県は、平場・安定兼業地帯で、米・麦・大豆の2年3作の農業が行われている。第2種兼業農家が圧倒的に多く、離農により土地持ち非農家が増加する中で、1990年代後半から1戸1法人や複数戸による受託組織が法人化・大規模化した農家以外の事業体が増加した（第I-3-1図）。さらに法人を中心に集落営農組織が増加し、2000年以降、農家以外の農業事業体が増加している。その結果、経営耕地面積に占める農家以外の農業事業体のシェアは34.7%に達している（第I-3-2図）。



第I-3-1図 富山県における農家・農家以外事業体数の変化

資料：各年農業センサス。

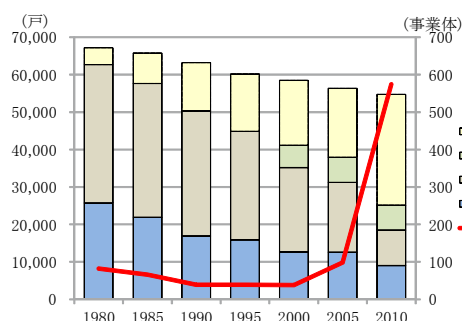


第I-3-2図 富山県における経営耕地面積の変化

資料：第I-3-1図に同じ。

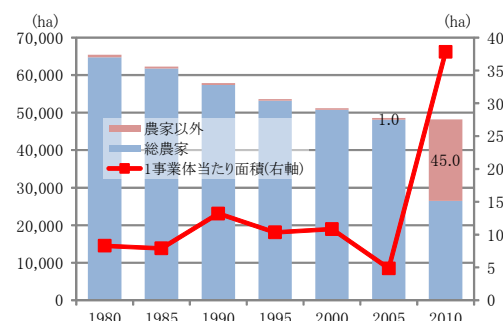
注：図中の数字は、農家以外の農業事業体のシェア。

佐賀県の平地農業地域では、米・大豆と裏作麦が生産されている。佐賀県は専業・第1種兼業農家が一定数あり、従来から集落をベースに重層的な組織化が行われてきた。集落を単位とした米と裏作麦での米麦共同利用組織や受託組織、団地化された大豆作の収穫作業を行う複数集落を範囲とする受託組織、旧村等の複数集落を範囲とする米麦共同乾燥施設の運営組織があり、これらは中大規模の個別経営が担い手となっていた。水田経営所得安定対策の導入を契機に、集落営農組織が設立され、農家以外の農業事業体が急増し、他方で第2種兼業農家を中心に農家数が激減した（第Ⅰ-3-3図）。その結果、経営耕地に占める農家以外の事業体のシェアは2005年の1%から2010年には一挙に45%に激増している（第Ⅰ-3-4図）。



第Ⅰ-3-3図 佐賀県における農家・農家以外事業体数の変化

資料：第Ⅰ-3-1図に同じ。



第Ⅰ-3-4図 佐賀県における経営耕地面積の変化

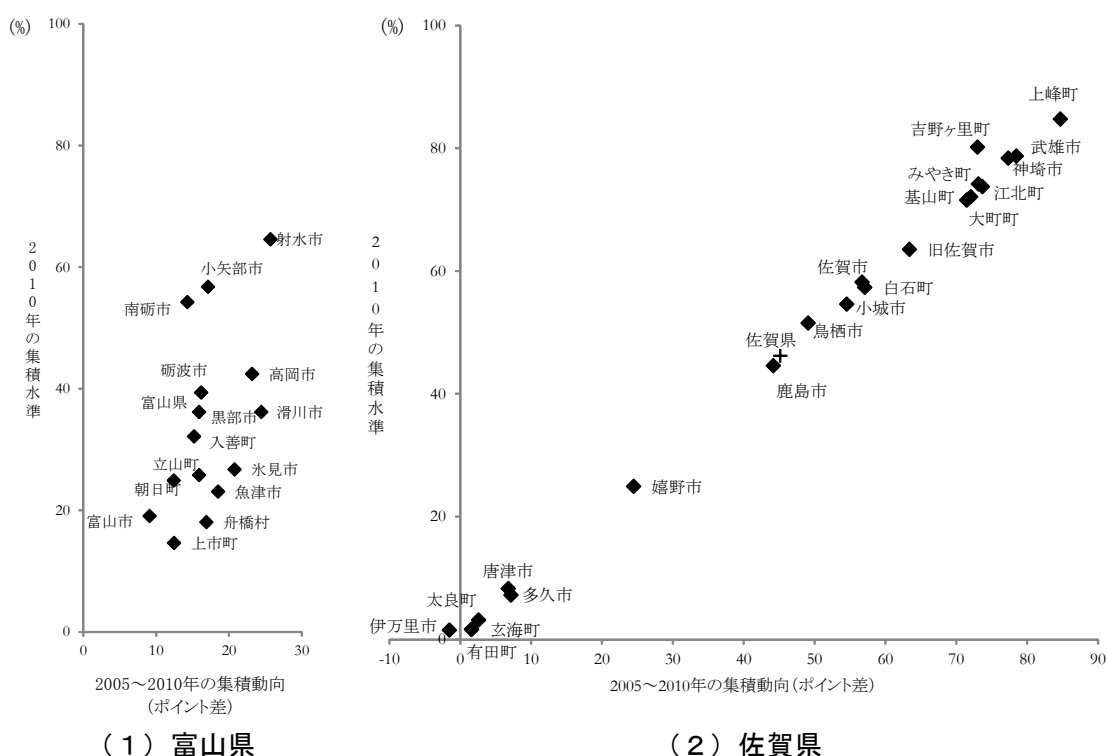
資料：第Ⅰ-3-1図に同じ。 注：第Ⅰ-3-2図に同じ。

なお、センサスにおける農家以外の事業体数とその農地集積が、2005年から2010年にかけて急増したことについては注意を要する。2005年農業センサスまでは、任意組織の場合には協業経営体としての実体の有無で、農家以外の農業事業体か否かを判断していた。2010年センサスは、2005年センサスと定義上の変更はなかったが、しかし農家以外の事業体の捕捉に当たって農産物の販売名義を基準とするようになった。そのため、組織の名義で農産物を販売する集落営農組織は、農家以外の事業体として捕捉される。販売名義は組織であっても作業受託組織に近い組織（2005年センサスではサービス事業体として捕捉）や、営農の実態は個別の農家である、いわゆる「枝番管理組織」も農家以外の農業事業体として捕捉される傾向にある。水田経営所得安定対策を契機とする集落営農組織の急増に加えてこうした統計における捕捉方法の変更によって、2005年から2010年における農家以外の事業体の変化が大きくなっている⁽¹²⁾。

調査対象地区の旧村として、富山県は砺波市A地区、佐賀県は佐賀市B地区を選定した。県内における砺波市と佐賀市の位置づけを確認しておく。第Ⅰ-3-5図は、経営耕地面積に占める農家以外の事業体の経営耕地面積の割合（集積率）の2010年の水準と2005～2010年の増減ポイントの相関で示したものである。

富山県の市町村では、この5年間の変化は10～30ポイントの開きを持ちつつ県内全体で集積率が上昇したが、5年間の増加ポイントの大きさと2010年の集積水準との間にはとくに相関は見られない。そうした中で、砺波平野に位置する市は集積率が県内でも高い位置にあり、調査対象とする砺波市は砺波平野の中ではやや集積水準が低い、集積水準、集積動向ともに富山県平均に近い水準にある。

他方、佐賀県では、2005年～2010年の増加ポイントと2010年の集積水準との間には、一見してわかるように強い相関関係がある。すなわちこの5年間の集積率の変化が2010年の集積水準を規定しているのである。そしてその集積動向と集積水準には大きな地域差が存在し、佐賀平野の市町が右上の高い位置にあり、旧佐賀市はその中間的な集積水準にある。



第 I -3-5図 富山県・佐賀県における市町村別の農家以外の事業体の集積動向

資料：農林業センサス。

注：農家以外の事業体の集積率＝農家以外の事業体の経営耕地面積／農業経営体の経営耕地面積×100。

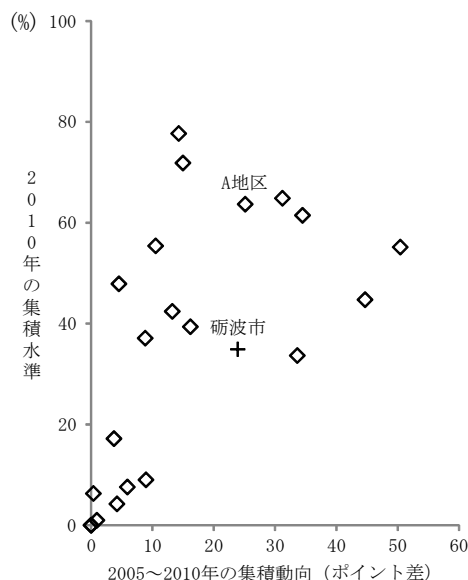
集積動向は2005年と2010年の集積率のポイント差。

ついで両市における各調査地区の位置を示しておく。第 I -3-6図は、経営耕地面積に占める農家以外の事業体の経営耕地面積の割合（集積率）の2010年の水準と2005～2010年の増減ポイントの相関を旧市町村単位で示したものである。

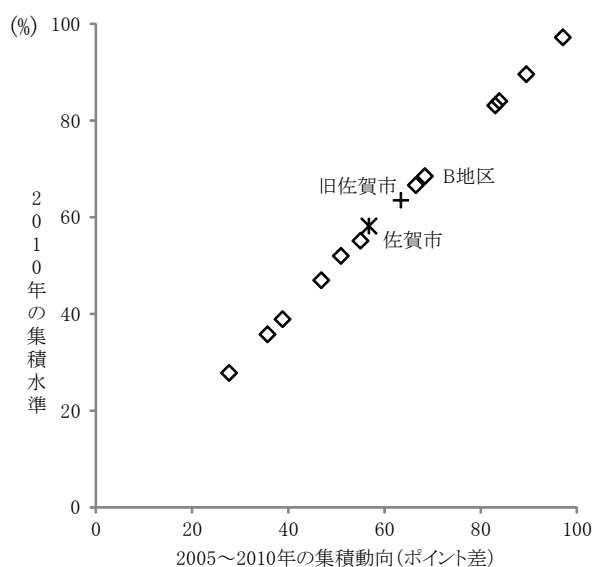
砺波市A地区は、市内にあって2010年の集積水準が高い地域であるが、2005～2010年のポイント差は砺波市と同程度である。2005年時点ですでに農家以外の事業体の集積が一定程度進んでいたものが、さらに2010年までの間に集積が進んだ地域なのである。第2章で

詳述するように、同地域では2005年時点で法人の大規模個別経営と集落営農組織が農地を集積し、さらにその後に集落営農組織の組織化が進んで農地集積が進展した地域であり、大規模法人と新旧の集落営農組織の農地集積の進展を調査するのに適切な調査地と判断する。

これに対して佐賀市B地区は、佐賀市平均よりもやや集積率が高い水準にある。2005年から2010年の間に集落営農組織による集積が一举に進展し、かなり高い農地シェアを確保しつつ、その一方で個別農家による集積もまだ3割程度ある。センサス上では明確ではないが、2005年時点でも集落営農組織が設立されていて、その後、水田経営所得安定対策を契機に新たな集落営農組織が組織化された結果、それら組織による農地集積が大きく進展している一方で、これまで地域農業を担ってきた中大規模の個別経営もいまだ一定のシェアを持っている地域であり、個別経営の農家と新旧の集落営農組織の農地集積の進展を調査するのに適切な調査地と判断する。



(1) 富山県砺波市A地区



(2) 佐賀県佐賀市B地区

第I-3-6図 調査地における農家以外の事業体の集積動向

資料：農林業センサス。

注．農家以外の事業体の集積率＝農家以外の事業体の経営耕地面積／農業経営体の経営耕地面積×100。

集積動向は2005年と2010年の集積率のポイント差。

調査対象者は、同地域内における各集落の代表者、個別大規模経営、集落営農組織の代表者等をお願いした。対象地区（旧村）の農業構造の現状と地区内における農業の担い手の状況を把握するために、市町村、農協、普及機関等の農業関係機関において資料収集およびヒアリング調査を実施した。さらに農業の担い手の現状を把握するために、地区内の

大規模個別経営や集落営農組織等に対するヒアリング調査を実施した。加えて各集落の代表者に、集落内の各農家の営農の現状と高齢農家の10年後の農業継続の有無の見通しをヒアリング調査した。調査時期は、富山県は2011年3月2～4日、佐賀県は2月21～23日である。

最後に第2章で詳述する組織、農家の一覧を読者の便のために示しておく(第I-3-1表)。

以下、第2章の分析では富山県、佐賀県について、県および対象市町村における農業の担い手等の農業動向を把握し、対象地区の農業構造変化の将来動向と農業再編の方向をのべ、最後に第3章で両地域を比較しつつ、地域特性に対応した農業の担い手のあり方を示す⁽¹³⁾。

第I-3-1表 調査対象集落と対象対象組織・者

(1) 富山県砺波市A地区			(2) 佐賀県佐賀市B地区		
集落	集落営農組織	個別経営	大字	集落 (センサス集落)	集落営農組織
①	-	f農家	①	①	-
②			②	②	a組合
③				③	c組合
④				④	
⑤	(農)d組合	(農)e法人	B	⑤	b組合
⑥	-			⑥	
⑦	(農)a組合			⑦	b組合
⑧	(農)b組合		⑦	⑧	
⑨	c組合				

資料:政策研調査。

注. 集落の位置は第II-1-3図を参照。

資料:第I-補-1表に同じ。

注1)第I-補-1表の注1)に同じ。

2)大字Bは、大字名が地区名と同一であることを示す。

補節1 農業の担い手について

農業の担い手論について整理しておきたい。

田畑は、「農業の担い手」の把握について次のように指摘している⁽¹⁴⁾。すなわち、技術・経営革新と生産力発展の担い手という「生産力担当層」として把握する視点に加えて、農業生産の太宗をどの層が担っているのかという意味での「農業生産の担い手」の視点⁽¹⁵⁾が必要であること、そして地域農業の場で農業の担い手の存在状況を分析するにはそれらの多様な農業の担い手を重層的にとらえることが必要であること、その多様な担い手の存在態様とその重層的なあり方は農業構造の地域性に規定された地域的多様性を示す必要があること、である。

水田農業では借地型大規模経営、自作型複合経営、中小規模農家による集団的生産組織が「生産力担当層」を体現してきた⁽¹⁶⁾。しかしそうした担い手層が十分に確保されない地域・集落では耕作放棄地も多く生じており、農地の出し手層が出す農地が借地とならずに

耕作放棄に向かう傾向にある。「生産力担当層」のみでは農業生産の太宗を担いきれない、さらには地域・集落の農業を支え維持しきれない実態がそこにある。そうしたことを背景に、集落営農組織が組織されてきた。それらが「農業生産の担い手」としてのみならず「生産力担当層」と位置づけられるかどうかは検討すべき課題である⁽¹⁷⁾。加えて農地の維持保全のためには「地域資源管理の担い手」の存在が重要となっている。機械作業が大規模経営や集落営農組織に集積され効率化が図られたとしても、水稻の水管理さらには水田畦畔の草刈り、さらには農道・用排水路管理等の管理作業は効率化されず、その担い手をいかに確保するかという視点が必要である。この「地域資源管理の担い手」は、「生産力担当層」や「農業生産の担い手」など、営農の担い手と重なる場合も多いが、そうした管理作業のみを担う者も多くいるのである。

なお、農業の担い手論を政策との関連で簡単に整理すれば以下のとおりである。1992年の「新しい食料・農業・農村政策の方向」以来の「効率的かつ安定的な経営体」という意味での農業の担い手は「生産力担当層」の視点で把握されたものといえる。これに対して、集落営農組織の農業の担い手としての政策的な位置づけは、以下のとおりである。「食料・農業・農村基本計画」（2005年）では、「集落を基礎とした営農組織のうち、一元的に経理を行い法人化する計画を有するなど、経営主体としての実体を有し、将来効率的かつ安定的な農業経営に発展すると見込まれるものを担い手として位置付ける」と記された。すなわち「経営体」には至っていないが「将来効率的かつ安定的な農業経営に発展すると見込まれる」「経営主体」としての実体を有する組織、すなわち「経営体」への発展過程にある組織として、位置づけられた⁽¹⁸⁾。政権交代後の2010年「食料・農業・農村基本計画」では、「意欲ある多様な農業者による農業経営」として集落営農が位置づけられ、「地域農業の生産性向上、経営規模が零細で後継者が不足している地域における農業生産活動の維持等を図るため、小規模な農家や兼業農家も参加した集落営農の育成・確保を推進する」とされた。ここでは生産性向上という「生産力担当層」としての視点に加えて、地域における農業生産活動の維持という「地域農業の担い手」としての視点が加えられている。ただし、そうした多様な農業者は、「多様な努力・取組の結果、経営体が地域農業の担い手として継続的に発展を遂げた姿である効率的かつ安定的な農業経営が、より多く確保されることを目指す」という文脈に位置づけられている。

補節2 集落（ムラ）の把握について

集落営農組織は集落をベースに活動しているが、実態分析を進めるうえで集落をどの範囲として把握するかは難しい問題がある。結論からいうと本資料では農業センサスの集落調査が示す範囲をとりあえず「集落」として把握している。しかしその「集落」内に、複数の「生産組合」（かつての農事組合がベースである場合が多いと推測される）があり、それが営農上では一定の地縁組織として機能し、農家はそれを集落として認識している場合があることは注意を要する。

この点について簡単に触れておきたい。本資料では農業センサスの集落調査の範囲をと

りあえず「集落（ムラ）」とするが、その妥当性を確認するとともに、集落営農組織の範囲と集落の範囲との関係について言及しておくためである。

富山県A地区では、センサス集落と自治会の範囲が一致し、自治会がセンサスでの農業集落として捕捉されている（第Ⅰ-補-1表）。この集落を大字との関係で見ると、大字④には複数の集落があるが、それ以外の大字では大字と集落の範囲が一致している⁽¹⁹⁾。後者では、大字＝集落であり、これは藩政村＝集落の1村1集落型で、このタイプが北陸地方には多くある。しかし大字④には5つの集落があつて、大字＝複数集落の構成となつていて、藩政＝複数集落の1村多集落型である。大字④（藩政村④）は実際の名称は地区名と同じ「大字A」であつて、A地区の中心地として人口密集地区であつたために、小字単位で集落が成立したものと考えられる。

第Ⅰ-補-1表 富山県A地区の集落

大字	集落 (センサス集落、 自治会)	生産組合	集落営農組織
①	①	①-1 ①-2	-
④	②	②	-
	③	③	
	④	④	
	⑤	⑤	d組合
	⑥	⑥	-
⑦	⑦	⑦-α ⑦-β ⑦-γ	-
⑧	⑧	⑧-1 ⑧-2	a組合
⑨	⑨	⑨-1 ⑨-2 ⑨-3 ⑨-4	b組合 c組合

資料:政策研調査。

注1)大字名は同一番号の集落名と一致する。

2)生産組合名が①-1、①-2、…とあるのは集落名に「第1」、「第2」と番号がついた名称であること、また⑦-α、⑦-βとあるのは集落名とは別の固有の名称であることを示す。

第Ⅰ-補-2表 佐賀県B地区の集落

大字	集落	集落営農組織
①	①	-
②	②	a組合
	③	c組合
	④	
B	⑤	c組合
	⑥	
⑦	⑦	b組合
	⑧	

資料:第Ⅰ-補-1表に同じ。

注1)第Ⅰ-補-1表の注1)に同じ。

2)大字Bは、大字名が地区名と同一であることを示す。

他方でA地区には、営農の単位として「生産組合」が存在している。この生産組合は大字Aでは集落単位に設置され、それ以外の集落では、集落内に複数の生産組合が設置されている。集落を20～30ha規模に分割した地縁組織であり、戦前の農事組合を系譜とするものと考えられる。これが生産調整の話し合いの単位となつていて、農家はこれを営農上の「集落」と認識している。しかし生産組合は、人為的に設置された地縁組織であり、生産組合の空間的領域は集落のように明確でなく、構成員の農地が生産組合の農地と認識されており、小集落としての自立性があるわけでもない⁽²⁰⁾と判断される。集落営農組織の構成員を見ても、センサス集落が組織の範囲であることが確認できる。すなわち、⑧番集落

には「⑧第1生産組合」（⑧-1と表示）と「⑧第2生産組合」（⑧-2と表示）の2つの生産組合があり、集落営農組織のa組合は⑧第1生産組合を中心に組織されていて、そのために実際の名称は生産組合の名を冠して⑧第1営農組合なのである。しかし⑧第2生産組合の農家も参加していて、実際には⑧集落全体の組織となっている。また⑨番集落にはb組合とc組合の2つの集落営農組織がある。実際の名称はb組合が「（農）⑨東部営農組合」、c組合が「⑨西部営農組合」であり、前者は⑨第1生産組合、後者は⑨第4生産組合をベースに設立されているが、構成員は各生産組合の範囲に厳格には区切っておらず、集落内の他の生産組合の農家が参加し、また将来的な統合も視野にあることから、集落の空間的領域はセンサス集落と重複していると考えられる。こうしたことから富山県A地区では、センサス集落を「集落（ムラ）」とすることに問題はなく、その集落（ムラ）の範囲（あるいはその一部）で集落営農組織が組織化されている。

佐賀県B地区でも、自治会の範囲でセンサス集落が捕捉されている（第I-補-2表）。B地区は現時点では「大字」の中に複数の集落が存在していて、1大字＝複数集落の構成になっている。しかし実は、明治期の町村制施行以前に藩政村が合併されて新たな村が設置され、それが明治行政村設立時に「大字」となったのであり、藩政村は現在の集落である⁽²¹⁾。したがって、B地区では藩政村＝集落の1村1集落型の集落構成となっている。集落営農組織はa組合では集落をベースに設立されているが、b組合とc組合は、ともに集落（ムラ）を越えて組織化されている。

（小野 智昭）

注(1) 集落営農実態調査では、集落営農について、およそ以下のように定義している。

集落営農とは、ひとつ、あるいは複数の集落を単位として、集落内のおおむね過半の農家が参加し、農業生産過程における一部又は全部についての共同化・統一化の合意の下に実施される営農のことである。（なお、同調査では、機械の共同利用組織（機械を共同所有しその利用は個々で行うもの）や栽培協定、用排水管理組織は集落営農に含めないが、作付地の団地化など集落内の土地利用調整を行う組織を含めている。）

集落営農はそうした集团的営農のことであるが、その営農を担う主体である組織のことをも集落営農と称することが多い。そのためわれわれは、2007～2009年度に実施したプロジェクト研究「水田・畑作経営所得安定対策導入に伴う農業経営・農地利用集積等の動向の分析」以来、両者を区分しつつ、前者を「集落営農」、後者の主体を「集落営農組織」と意識的に区別している（小野〔7〕）。

(2) 集落営農組織の実態については「経営安定プロジェクト研究資料」各号で明らかにした（農林水産政策研究所〔16〕,〔17〕,〔18〕,〔19〕,〔20〕,〔21〕）。

(3) 農林水産政策研究所〔22〕。

(4) 分析は、1990年（平成2年）から2005年（平成17年）の間における田の借地増加面積に対する、経営耕地5ha以上の販売農家と農家以外の農業事業体との田借地増加面積の寄与率で行っている。この場合、農家以外の農業事業体には、経営耕地（事実上の借地）がある集落営農組織に加えて、それ以外の組織も含まれていることには注意を要する。

(5) 詳しくは補節1.を参照されたい。

(6) 集落営農組織の類型については、前掲農林水産政策研究所〔19〕を参照。

(7) 安藤〔2〕。梅本は、移植栽培を前提とした中大型機械体系の技術構造では、規模拡大に応じ

- て9～10haまでは10a当たり労働時間が減少するが、それ以上は規模が拡大しても一定であり、また限界規模は15～18ha水準である、と指摘している（梅本〔5〕）。
- (8) 田代〔12〕。
- (9) 1953年（昭和28年）の町村合併促進法、1956年（昭和31年）の新市町村建設促進法により、全国的に市町村合併が推進され、1953年（昭和28年）に約9千9百あった市町村は1961年（昭和36年）には3千5百へと、約3分の1に減少した。この昭和大合併時に合併される以前の旧市町村が農業センサスでは「旧市町村」として表示されている。それは明治行政村であり、「旧村」とも言われる。明治政府は1888年（明治21年）に市制・町村制を公布し、町村合併を進め、町村数は1888年（明治21年）末の7万1千から1889年（明治22年）末には1万6千と、約5分の1に減少した。この合併の標準規模は、おおむね小学校1校の区域となる約300戸から500戸とされた（浜谷〔23〕）。
- (10) 田畑〔15〕。なお、鈴木栄太郎は、集落を第二社会地区あるいは自然村と呼び、明治行政村（旧村）を第三社会地区と規定している（鈴木〔11〕）。
- (11) 集落代表者を対象にしたヒアリングによって、集落内農家の農業の現状を把握するとともに将来の動向を推計する方法は、1990年代はじめに当時の農業総合研究所で開発したものである。本研究では、その方法を改良し、地区全体の集落で用いたものである。なお、両角他〔24〕、小野〔6〕が当時の成果である。
- (12) 小野他〔8〕では、本調査結果をもとに、農業センサス結果と実態の変化との関係を示した。
- (13) 当研究所では、戸別所得補償制度等が地域の農業生産や農業構造に与える影響を明らかにするプロジェクト研究「農業構造の変動と地域性を踏まえた農業生産主体の形成・再編に関する研究」（2011～2013年度（平成23～25年度））を実施し、その中で本文で掲げた課題を継続して研究実施している。
- (14) 田畑〔14〕。
- (15) 田畑はさらに、地域・集落の農業を支え維持・再編するという意味での「地域農業の担い手」として把握する視点を提示している。この「地域農業の担い手」は、「個別の農家・農民であったり、生産組織等の集団であったり、あるいはその集団を担う人であったり、というように多面的で、やや曖昧な面を含むが、集落、地域の面としての農業（土地利用）の維持・再編が問題となる中で、それを担っていく支え手というような意味合いの担い手である。」としている（田畑〔13〕）。生産の太宗を担う「農業生産の担い手」よりさらに零細な小規模農家層や彼らによる生産組織を想定していると考えられる。これに代えて本稿では「地域資源の担い手」という視点を導入した。田畑にあって「生産力担当層」、「農業生産の担い手」、「地域農業の担い手」の3者は、それぞれ異なる者である。これに対して「地域資源の担い手」は、「地域農業の担い手」だけでなく、「農業生産の担い手」や「生産力担当層」、さらには土地持ち非農家も含まれるところで、異なっている。
- (16) 磯辺〔3〕。
- (17) 集落営農組織自体を経営体として評価しうるか否かは、論者によって評価の分かれるが、荒井は集落営農組織の規模の経済性を論じて、30ha程度以上の組織では収益性に優れていることを指摘している（荒井他〔1〕）。
- (18) 前掲小野〔7〕。
- (19) 明治大合併のときに、合併以前の町村名を「大字」として残した。この大字のほとんどは江戸時代の藩政村（近世村）である。集落（ムラ）はこの「大字」と同一の範囲であることもあるが、1大字内に複数の集落が存在する場合もある。地理学では、前者を理論的な対応関係として「標準型」と規定し、後者を「須恵村型」と称する（前掲浜谷〔23〕。庄司〔10〕）。あるいは、前者を「一村一集落型」、後者を「一村多集落型」と規定している（山村〔25〕）。しかし後述するように佐賀県では、明治期に入って町村制施行以前に藩政村が合併されたために、合併村が「大字」となった地域もあるので厄介である。
- (20) 集落（ムラ）は大字でありながらも、その内の小集落がある程度の自立性を持つような空間構造をした集落は、「煙山村型」集落と呼ばれる（前掲浜谷〔23〕）。
- (21) 廃藩置県以前の明治初期に、まだ存在していた佐賀藩によって藩政村の合併が強行され、置県後にも県当局

によって合併が続行されたために、明治期の町村制施行時には、複数の藩政村が新たな村となっていた(岩崎[4], 齋藤[9])。

【参考文献】

- [1] 荒井聡・今井健・小池恒夫・竹谷裕之編著『集落営農の再編と水田農業の担い手』筑波書房，2011年。
- [2] 安藤光義「集落営農の持続的な発展に向けて」(安藤光義『集落営農の持続的な発展を目指して―集落営農立ち上げ後―』全国農業会議所，2006年)。
- [3] 磯辺俊彦『日本農業の土地問題』東京大学出版会，1985年。
- [4] 岩崎公弥「佐賀藩における明治初期藩政村合併」(地理科学学会『地理科学』32，1979年)。
- [5] 梅本雅『水田作経営の構造と管理』日本経済評論社，1997年。
- [6] 小野智昭「近畿中山間地域における農家の世代交代と担い手育成―兵庫県篠山町の事例―」(農業総合研究所『農総研季報』第20号，1993年12月)。
- [7] 小野智昭「集落営農の発展と法人化について」(農林水産政策研究所[18] 所収)。
- [8] 小野智昭・吉田行郷・香月敏孝・橋詰登・杉戸克裕「水田農業における組織経営体の実態と構造変化―富山県と佐賀県の旧村を事例として―」(2012年度日本農業経済学会大会個別報告，2012年3月)。
- [9] 齋藤仁「日本の村落とその市場対応機能組織―批判への答を中心として―」(大鎌邦雄編『日本とアジアの農業集落―組織と機能―』清文堂出版，2009年)。
- [10] 庄司俊作「近現代村落史研究序説」(同志社大学人文科学研究所『社会科学』86号，2010年 2月)。
- [11] 鈴木栄太郎『農村社会学原理 (上)』鈴木栄太郎著作集 I，1968年。
- [12] 田代洋一「地域農業再編主体の今日」(田代洋一編『日本農業の主体形成』筑波書房，2004年)。
- [13] 田畑保「担い手問題と「担い手特研の課題―担い手の捉え方をめぐる問題を中心に―」(農林水産省北陸農業試験場地域基盤研究部経営管理研究室『担い手の今日的性格と農業法人の課題―平成4年度「担い手」特研現地研究会報告―』1992年)。
- [14] 田畑保「農業の担い手問題把握の視点と本書の課題」(田畑保・村松功巳・両角和夫編著『日本農業の担い手問題と担い手対策』農業総合研究所，1996年，同編著『明日の農業をになうのは誰か―日本農業の担い手問題と担い手対策―』日本経済評論社，1996年として市販)。
- [15] 田畑保「日本農業の地域性」(田代洋一編『日本農業の主体形成』筑波書房，2004年)。
- [16] 農林水産政策研究所『水田・畑作経営安定対策下における集落営農組織に関する分析報告』経営安定プロジェクト研究資料第1号，2009年。
- [17] 農林水産政策研究所『水田・畑作経営安定対策下における集落営農組織等の動向と今後の課題』経営安定プロジェクト研究資料第2号，2009年。
- [18] 農林水産政策研究所『集落営農の発展と法人化―2009年度日本農業経済学会大会特別セッションの記録―』経営安定プロジェクト研究資料第3号，2010年。
- [19] 農林水産政策研究所『平成20年度 集落営農組織の設立等が地域農業，農地利用集積等に与える影響に関する分析 研究報告書』経営安定プロジェクト研究資料第4号，2010年。
- [20] 農林水産政策研究所『水田・畑作経営所得安定対策下における集落営農組織等の動向と今後の課題 (2)』経営

安定プロジェクト研究資料第5号，2010年。

[21] 農林水産政策研究所『平成21年度 水田作地域における集落営農組織等の動向に関する分析 研究報告書』経営安定プロジェクト研究資料第6号，2010年。

[22] 農林水産政策研究所「近年の農業構造変化の特徴と地域性に関する研究成果報告～集落営農組織の動向と大規模個別経営との関係を中心に～」2011年5月17日（<http://www.maff.go.jp/primaff/kenkyu/kouzou/pdf/110517.pdf>）

[23] 浜谷正人『日本農村の社会地理』古今書院，1988年。

[24] 両角和夫・田畑保・宇野忠義・小野智昭・村松巧巳・島本富夫「代表的地域における土地利用型農業の担い手像－主要農業地域における現地実態調査結果－」（農業総合研究所『農総研季報』第13号，1992年3月）。

[25] 山村正彦「丹波山地における村落の空間形態とその内部構造」（大阪市立大学文学部『人文研究』28-2，1976年）。

第2章 調査事例

第1節 富山県砺波市A地区

1. 富山県と砺波市の水田農業

(1) 富山県の水田農業の特徴

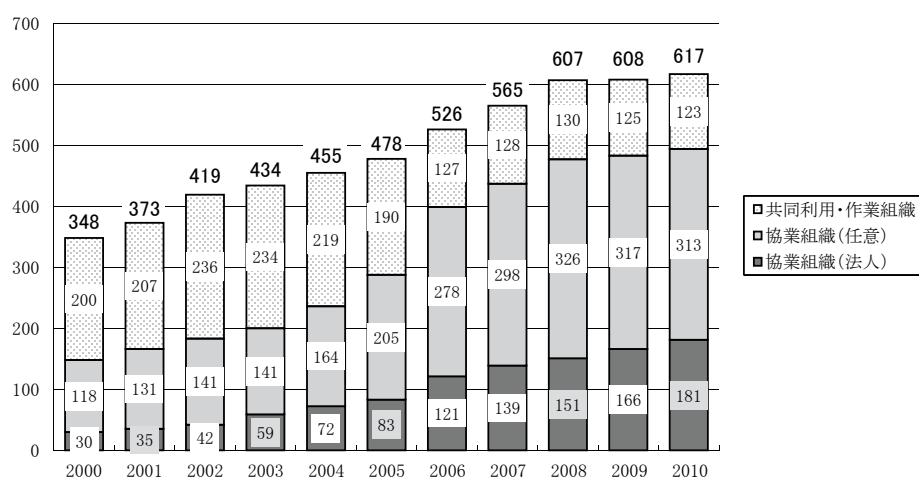
富山県の水田農業は、富山湾に注ぐ急流河川群が形成する広い扇状地の上に造成された水田が中心であり、冬期間の積雪の多さと積雪期間の長さ（平野部で90日）による水田裏作作物の導入の困難性等から、古くより水田単作地帯として栄え⁽¹⁾、2009年においても農業産出額の71%を米が占めている（全国平均は22%）。水田率は96%（2010年）、圃場整備率（標準区画30a区画以上の割合）は82.4%（2006年）であり、それぞれ全国平均を大きく上回っている（それぞれ、全国平均は54%、60.5%）。

水田農業の基幹作物としては、作付面積が39,500ha（2009年産）の米に、生産調整作物として、大豆が5,080ha、六条大麦が2,990haで続いている（近年大豆の作付面積は減少傾向にあり、六条大麦は増加傾向にある）。

また、富山県では、工業化の進展、県内の交通の利便性から農家の兼業化が進み、第2種兼業農家率が83%（2010年）と全国平均の38%を大きく上回っている（後掲第Ⅱ-1-1表）。そうした中、富山県では1976年の「豊かな村づくりパイロット事業」以降、兼業農家による集落ぐるみ型の集落営農の組織化が進められた。他方で、1戸1法人や数戸からなる受託組織が発展した「大規模企業法人」も水田農業の担い手として位置づけられているのも富山県の特徴である⁽²⁾。

富山県が把握する集落営農組織の数は、安定的に増加し、経営所得安定対策の導入により2005年の478組織から2006年の526組織へ10%程度増加したが、2008年以降は頭打ちとなっており、2010年は617組織となっている（第Ⅰ-1-1図）。

集落営農実態調査による集落営農数は、2005年に837組織から2007年に868組織へ増加した後2011年に765組織に減少している。ただしそのうち戸別所得補償モデル対策への加入組織（調査は2011年2月1日）は593組織であり、県が把握する先の組織数に近い。集落営農組織の制度への加入の変化をみると、農林水産省経営局の調べでは、2009年産に経営所得安定対策に加入していた任意組織の集落営農組織は352組織、2010年産にモデル対策に加入していたものは421組織で、69組織増加している⁽³⁾（農林水産省統計部の集落営農実態調査によると、前者は520組織、後者593組織で、73組織増加している）。しかしモデル対策の実施の前後で集落営農組織の総数には大きな変化が見られないことから、この加入数の増加は、経営所得安定対策の規模要件等を満たしていなかった組織や水稲作に組織



第Ⅱ-1-1図 富山県における集落営農組織の推移

資料:富山県農業経営課調べ

で取り組んでいるが生産調整を麦・大豆ではなくソバ、野菜等で対応してきた組織が加入してきたケースが多いと考えられる。その結果、県が把握する集落営農組織のほとんどが制度に加入することとなったものと考えられる。

同県の集落営農組織の法人化率は集落営農実態調査によると2011年2月時点で765組織中191組織（25%）と全国平均の16%を9ポイント上回っている。法人の集落営農組織は近年、年率10%前後で増加し、法人化が進展している。県単事業に法人化要件を課したこともあって、こうした法人化の進展が促されている側面もある。

他方、同県による調査では、転作法人、1戸1法人、複数戸法人の合計（そのほとんどが「大規模企業法人」）は、2010年で126組織となっている。2009年産の経営所得安定対策に加入している集落営農組織⁽⁴⁾と「大規模企業法人」の経営面積が県内の総水田面積に占めるシェアは両者の合計で33%に達している。これに対して個人の認定農業者のシェアは15%にとどまっている。

第Ⅱ-1-1表 富山県における農家数の変化

(単位:戸、%)

	総農家	自給的農家	販売農家	専業農家	第1種兼業農家	第2種兼業農家	2兼農家率
2000	47,227	7,830	39,397	2,771	2,067	34,559	87.7
2005	39,720	8,257	31,463	3,071	2,395	25,997	82.6
2010	29,634	7,720	21,914	2,024	1,621	18,269	83.4
増減率	00-05	▲ 15.9	5.5	▲ 20.1	10.8	15.9	▲ 24.8
	00-10	▲ 25.4	▲ 6.5	▲ 30.3	▲ 34.1	▲ 32.3	▲ 29.7

資料:農林業センサス。

農林業センサスによって2000年以降の農家数の変化を見ると、総農家の減少が2000年から2005年には16%であったものが2005年から2010年にかけては25%も減少している（第Ⅱ

-1-1表)。2000年～2005年の総農家数減少は、農家の大半を占める第2種兼業農家の減少によるものであり、その多くは離農、一部は経営主が兼業離職による第1種兼業や専業農家、自給的農家への移行と見られる。これに対して2005年～2010年の総農家数減少は、販売農家の各層が30%前後減少していることによる。

2005年～2010年の販売農家の減少を経営耕地面積規模別にみると、5ha以下の農家層、とりわけ2ha以下の小規模層が大幅に減少する一方で、5ha以上の農家層が増加している（第Ⅱ-1-2表）。また30ha以上層でも減少もみられる。こうした変化は、農家以外の事業体とのかかわりで理解できる。

第Ⅱ-1-2表 富山県における経営規模別販売農家数の変化

(単位:戸、%)

	販売 農家	0.5ha 未満	0.5～ 1.0	1.0～ 2.0	2.0～ 3.0	3.0～ 5.0	5.0～ 10.0	10.0～ 20.0	20.0～ 30.0	30.0～ 50.0	50.0～ 100.0	100ha 以上
2005	31,463	5,026	10,616	11,513	2,690	977	383	176	53	25	4	-
2010	21,914	3,241	6,969	7,964	2,119	853	485	204	56	21	2	-
増減数	▲ 9,549	▲ 1,785	▲ 3,647	▲ 3,549	▲ 571	▲ 124	102	28	3	▲ 4	▲ 2	-
増減率	▲ 30.3	▲ 35.5	▲ 34.4	▲ 30.8	▲ 21.2	▲ 12.7	26.6	15.9	5.7	▲ 16.0	▲ 50.0	-

資料:農林業センサス

農家以外の農業事業体（販売目的）の変化をみると、1990年代は法人を半数程度に一定数あったが、2000年以降に事業体数が増加し、2005年から2010年には529事業体から749事業体へと220事業体（42%）増加している（第Ⅱ-1-3表）。そのうち法人が149事業体（89%）増加し、特に農事組合法人が2.1倍に増加している。富山県が把握する集落営農組織の数が617組織、「大規模企業法人」が126組織、合計743組織であるので、それらが農家以外の事業体として把握されている。

第Ⅱ-1-3表 販売目的の農家以外の農業事業体数の変化

(単位:事業体、%)

	農家以外の 農業事業体 計	非法人	法人	農事組合	会社	各種	その他	法人割合
				法人		団体	の法人	
1990	135	61	74	50	22	1	1	54.8
1995	170	90	80	50	28	1	1	47.1
2000	336	232	104	56	44	1	3	31.0
2005	529	361	168	95	69	1	3	31.8
2010	749	432	317	200	108	4	5	42.3
05～10	増減数	220	71	149	105	39	3	2
	増減率	41.6	19.7	88.7	110.5	56.5	300.0	

資料:農林業センサス

注. 非法人には地方公共団体・財産区1組織を含む。

販売農家と農家以外の農業事業体（販売目的）の経営耕地面積をみると、2005年から2010年にかけて販売農家の経営耕地面積が4万3千haから3万4千haへ9千ha減少する一方で、農

家以外の農業事業体の経営耕地面積が1万1千haから1万9千haへ8千ha増加し、前者の減少面積と後者の増加面積がほぼ拮抗している（第Ⅱ-1-4表）。販売農家の経営耕地の減少のうち、借地の減少はわずかで、その多くは自作地の減少であり、他方で農家以外事業体の経営耕地の増加の多くは借地の増加である。先述した小規模層を中心として減少した農家が集落営農組織へ加入することで土地持ち非農家となり、その経営耕地は組織への貸付地と把握される、あるいは離農して「大規模企業法人」等へ貸付けたことによって、この間の変化が説明できると思われる。その結果、農家以外の農業事業体のシェアは、経営耕地で36%、借地では62%にまで至っている。

第Ⅱ-1-4表 富山県における経営耕地および借地面積の変化

(単位:ha、%)

	販売農家		農家以外農業事業体		合計		農家以外のシェア	
	経営耕地	うち借地	経営耕地	うち借地	経営耕地	うち借地	経営耕地	うち借地
2005	43,141	11,034	10,614	10,174	53,755	21,208	19.7	48.0
2010	34,104	10,618	18,905	17,447	53,009	28,065	35.7	62.2
増減面積	▲ 9,037	▲ 416	8,291	7,273	▲ 746	6,857		

資料:農林業センサス。

農家以外の農業事業体の経営耕地面積規模をみると、10ha以下の事業体で減少がみられる一方で、10ha以上の事業体が増加し、2010年には20ha以上の事業体が57%、50ha以上の事業体が10%になっている（第Ⅱ-1-5表）。前掲第Ⅱ-1-2表で30ha以上の農家が減少したことを見たが、それらは農家以外の事業体としてここに表示されているものと考えられる。

第Ⅱ-1-5表 富山県における経営規模別農家以外の農業事業体の変化

(単位:戸、%)

	農家以外事業体計	0.5ha未満	0.5～1.0	1.0～2.0	2.0～3.0	3.0～5.0	5.0～10.0	10.0～20.0	20.0～30.0	30.0～50.0	50.0～100.0	100ha以上
2005	529	36	10	18	10	35	94	124	83	80	34	5
2010	749	41	16	15	18	21	67	142	194	163	64	8
	(100.0)	(5.5)	(2.1)	(2.0)	(2.4)	(2.8)	(8.9)	(19.0)	(25.9)	(21.8)	(8.5)	(1.1)
増減数	220	5	6	▲ 3	8	▲ 14	▲ 27	18	111	83	30	3
増減率	41.6	13.9	60.0	▲ 16.7	80.0	▲ 40.0	▲ 28.7	14.5	133.7	103.8	88.2	60.0

資料:農林業センサス

注. () 内は2010年における農家以外の農業事業体の規模別構成割合

ヒアリングによると集落営農組織と「大規模企業法人」には以下のような特徴がある。集落営農組織は、米価の下落もあって、近年は、複合部門導入の必要性を感じている組織が増加しているが、構成員が兼業従事のため平日に営農できないことが制約となっている組織も少なくない。例えば、高岡市のある地区では6集落営農組織が立ち上げられているが、そのうちの2組織で、近年、野菜を導入し複合化を進めているが、他の4組織では進展がない。

「大規模企業法人」は、50haを超える組織も珍しくなく、100haを超える組織も散見される。こうした法人の幾つかは、新規就農の受け皿となっていて、雇用者への周年での給与支払いのため、複合部門の導入にも積極的である。例えば、入善町では、この2年間で8人の新規就農者がいるが、そのうちの5人は、5つの「大規模企業法人」へ1人ずつ就職したものであり、この5法人は全て経営規模30ha以上の土地利用型経営で、園芸部門も導入している。

集落営農組織と「大規模企業法人」の立地状況は、平地農業地域では、「大規模企業法人」が立地しない集落に集落営農組織が設立されるケースが多い一方で、どちらも立地しない集落も散見される⁽⁵⁾。そうした集落では集落営農組織の立ち上げを促すことも重要であるが、しかし「大規模企業法人」が、これまでも積極的に立地集落外の農地を引き受けてきており、今後の規模拡大を考えると、彼らが受け皿となることが期待される集落では集落営農組織を立ち上げる必要がないケースもかなり多くあると考えられる。他方で、中山間地域では、農地の受け手が不足しており、こうした地域では集落営農組織の立ち上げが必要な状況となっている⁽⁶⁾。

(2) 砺波市の水田農業および担い手の動向

砺波市は、富山県西部に位置し（第Ⅱ-1-2図）、庄川の堆積により形成された扇状地砺波平野の中央部にある。2004年の旧庄川町との合併を経て、総面積は126.96平方キロメートル、総人口は4万9千人（2011年8月時点）となり、近年、安定的に推移している。交通網は、JR砺波駅が市の中心部にあるほか、国道が南北と東西に2本走っており、前者は高岡市と岐阜市、後者は富山市と金沢市に至っており、富山市や高岡市への通勤条件に恵まれた立地である⁽⁷⁾。

砺波市の農地の多くは砺波平野の平地農業地帯であるが、東南部には旧庄川町を中心に中山間地帯が形成されている。砺波市の総農地面積は4,870ha（2007年）で、そのほとんど（99%）が水田であり、砺波市は、富山県で典型的な水田単作地帯である。また、砺波平野は日本最大の散居村地帯⁽⁸⁾であり、220平方キロメートルに7,000戸程度が散らばりつつ、これまで屋敷まわりの農地で営農が行われてきた。

農業産出額は約65億円（2006年）



第Ⅱ-1-2図 富山県における砺波市の位置

資料：農林水産省「わがマチ・わがムラ」（<http://www.machimura.maff.go.jp/machi/map2/16/208/>）

であるが、このうち米が占める割合は82%であり、米中心の県平均よりさらに11ポイント高くなっている。富山県は全国の水稲種子生産の6割を占め（全国トップ）、さらに県全体の生産量の6割を砺波市が占めている⁽⁹⁾。

米以外の作物は大豆、大麦のほか、チューリップ（球根と切花）、水稲種子（種もみ）、白ねぎ、里芋等がある。水稲の種子生産は、砺波市南部の中野地区種田（たねだ）や旧庄川町を中心に、機械の共同利用により行われている。大麦の生産は辛うじて増加傾向を維持しているものの、大豆の生産は2009年度に減少に転じ、その後も在庫増、価格低下の影響で減少傾向が続いている。園芸作物の生産は全般的に低迷しているが、チューリップは、この地に90年の歴史を持つ特産品であり、毎年5月には大規模なフェアが開催され、地域の農業を特徴づけている。

小面積経営の農家は通勤条件の良好さの下で、第2種兼業農家を中心とする兼業農家が農家の大きなシェアを占めてきた。他方、近年、大規模法人を中心に借地型の経営が展開し、約2千ha強の農地が流動化し、2009年の利用権設定率は43%に達している。

2010年農林業センサスによる総農家数は2,037戸、うち販売農家は1,642戸である。専業農家は162戸にとどまり、総農家の67%を第2種兼業農家が占めている（第Ⅱ-1-6表）。しかし2005年から2010年に、第2種兼業農家数が31%減少したため、総農家数が26%減少するとともに、第2種兼業農家の割合が72%から67%に低下している。

第Ⅱ-1-6表 砺波市における農家数の変化

（単位：戸、%）

	総農家	自給的農家	販売農家	専業農家	第1種兼業農家	第2種兼業農家	2兼農家率
2000	2,827	278	2,549	136	110	2,303	81.5
2005	2,749	441	2,308	133	202	1,973	71.8
2010	2,037	395	1,642	162	118	1,362	66.9
増減率							
00-05	▲ 2.8	58.6	▲ 9.5	▲ 2.2	83.6	▲ 14.3	
00-10	▲ 25.9	▲ 10.4	▲ 28.9	21.8	▲ 41.6	▲ 31.0	

資料：農林業センサス

農家以外の農業事業体は、2005年に40事業体が存在していたが、2010年には64事業体へと、24事業体の増加が見られる（第Ⅱ-1-7表）。82の組織経営体のうち非法人が41経営体、法人が41経営体ある。

第Ⅱ-1-7表 砺波市における販売農家以外の農業経営体数の変化

（単位：戸、%）

	農業経営体	販売農家	組織経営体	農家以外の農業事業体	農業サービス事業体	非法人の組織経営体	法人の農業経営体	販売農家	販売農家以外	農事組合法人	会社	各種団体	その他の法人
2005	2,360	2,308	52	40	12	28	28	4	24	9	14	4	1
2010	1,724	1,642	82	64	18	41	42	1	41	17	19	6	0
増減数	▲ 636	▲ 666	30	24	6	13	14	▲ 3	17	8	5	2	▲ 1

資料：農林業センサス。

注. 2005年の農家以外の農業事業体数＝農産物を販売した農業経営体数－農産物を販売した販売農家数。

販売農家と農家以外の農業事業体の経営耕地面積の変化をみると、2005年から2010年にかけて、販売農家の経営耕地が722ha減少した一方、農家以外の農業事業体のそれが753ha増加しており、両者を合計した経営面積は、31haの増加となっている（第Ⅱ-1-8表）。経営耕地の変化は富山県全体の動きと同様に、この間における販売農家の経営面積の減少は、農家以外の農業事業体へ移動したものである。第2種兼業農家を中心とする農家数の減少の多くは、集落営農組織への農家の加入、もしくは大規模法人等への農地の貸付によって説明されるものと思われる。その結果、農家以外の農業事業体の経営耕地に占めるシェアは39%、借地に占めるそれは65%に至っている。

第Ⅱ-1-8表 砺波市における経営耕地および借地面積の変化

(単位:ha、%)

	農業経営体		販売農家		農家以外の事業体		販売農家以外のシェア	
	経営耕地	うち借地	経営耕地	うち借地	経営耕地	うち借地	経営耕地	うち借地
2005	4,572	2,263	3,513	1,235	1,059	1,058	23.2	46.8
2010	4,603	2,780	2,791	983	1,812	1,802	39.4	64.8
増減面積	31	517	▲ 722	▲ 252	753	744		

資料:農林業センサス。

砺波市の資料によると市内には、2010年度現在、「大規模企業法人」が22法人ある（第Ⅱ-1-9表）。個別経営が発展して法人化したものが5法人、数戸からなる受託組織が発展した法人が17法人ある。砺波市では、高齢化と兼業進化による離農の進行に伴い、作業委託に替わって利用権設定によりこうした法人への農地の集積が進み、担い手の大規模化が進展した。富山県における経営面積100ha以上の「大規模企業法人」は8法人あるが、そのうち3法人が砺波市内にある。

第Ⅱ-1-9表 砺波市における大規模企業法人と集落営農組織

(単位:組織)

年度		2006	2007	2008	2009	2010
大規模企業法人	個別経営	3	3	3	5	5
	受託組織	16	17	17	17	17
	小計	19	20	20	22	22
集落営農組織	共同作業、共同利用組織	0	1	2	3	3
	協業組織	11	27	28	31	33
	うち任意組織	6	20	19	19	19
	うち法人組織	5	7	9	12	14
	小計	11	28	30	34	36
合計		30	48	50	56	58

資料:富山県砺波市調べ

砺波市の集落営農組織は、当初、大豆を中心とする転作組合が設立され、大豆作業を受託していたが、その後、ほとんどの転作組合が米を経営に取り込むようになり、広島県が

規定する「集落営農組織」へ再編された⁽¹⁰⁾。現在、砺波市内にある転作組合は、2組織のみである。市内では機械作業の集落営農組織への委託も僅かにあるが、生産調整作物である麦・大豆の作業受託がほとんどであり、水稻の作業受託は少ない。

米を取り込んだ「集落営農組織」は、経営所得安定対策導入を契機に、2006年度から2007年度に11組織から28組織へと大きく増加し、2010年度には36組織となっている。このうち共同作業組織・共同利用組織は3組織、協業組織が33組織である。共同作業組織・共同利用組織はすべて任意組織であるが、協業組織のうち14組織は法人化している。法人化率は全体で39%で、富山県全体の29%（前掲第Ⅱ-1-1図）より10ポイント高くなっている（集落営農実態調査のデータでは、砺波市の集落営農組織数は50組織、うち法人は16で、法人化率は32%であり、富山県平均の25%より7ポイント高い）。米を取り込んだ「集落営農組織」に対して県は各農家の機械を処分してもらうよう指導し、各組織は県単事業を活用して、トラクタ、田植機、コンバインを2セット所有するケースが多い。県単事業に法人化要件を課したことがそうした法人化の進展を促した側面もある。

認定農業者数は、2010年9月末現在で127人、うち稲作単一経営が46人、稲作＋雑穀・いも類・豆類の準単一経営が40人となっており、園芸作物等との複合経営は8人と少ない。

（吉田 行郷）

注(1) 富山県農業の特徴と発展状況については、小林〔3〕を参照。

(2) 富山県では、1戸1法人、2～5戸からなる受託組織が法人化・大規模化した組織を「大規模企業法人」と称し、法人化した集落営農組織と区別している。富山県における大規模企業法人の展開の特徴については、吉田〔8〕を参照。

(3) 富山県では「集落営農」と「集落営農組織」とを区別し、集落営農は「集落（町内または生産組合）の農業者の総意に基づき、集落の実情に応じた営農を計画し、経営体を核としながら地域ぐるみの効率的で生産性の高い営農体制づくり」であり、集落営農組織は「集落を範囲とし、水稻の基幹3作業（耕起・代掻き、田植、収穫）について、80%以上を行う生産組織」であるとそれぞれ定義している。したがって集落営農組織とは集落を基礎としつつ水稻作業を行う組織であり、麦大豆等の転作作業を中心とする組織は含めていない。また集落営農組織について、資本、労働、農地の3要素について組織と構成員とのどちらが意思決定権を持っているかによって、機械施設を所有（資本の意思決定）する組織を「共同利用組織」、実作業の計画を実施（労働まで意思決定）する組織を「共同作業組織」、出荷名義を持つ（農地を意思決定する）組織を「協業経営組織」と分類している。（池田〔1〕 pp.81～82）。

(4) 平成23年産の本格実施では419組織へと2組織減少している。

(5) 平成22年12月に農林水産政策研究所が砺波市、高岡市、入善町から聞き取った結果による。

(6) 注(5)に同じ。

(7) 砺波市農業の特徴と発展状況については、小林〔3〕、倉内〔2〕を参照。

(8) 散居村（散村）は、広大な耕地の中に民家（孤立荘宅ともいう）が散らばって点在する集落形態で、集村と対比して語られることが多い。また、砺波平野の散居村では、「アズマダチ」と呼ばれる伝統的家屋が多く見られ、屋敷林（カイニョと呼ばれる）に囲まれて、独特の景観を形成している（となみ野田園空間博物館推進協議会〔5〕）。散居村では、扇状地を開拓（開田）

した農民が自らの開拓地の中央に居住することで、散居形態が拡大するとともに、屋敷まわりに耕地が集積しているという特徴がある。

- (9) 砺波市内で、このように種子生産が盛んになった背景には、①強風の地域庄川扇状地の砂質土壌で水はけが良く、「庄川おろし」と呼ばれる朝夕の露切り風が稲の生育に好影響を与え、病虫害被害が少なく、粒が大きく良く熟した質の良い種もみとなること、②庄川の水がきれいであること、③「越中の葉売り」の時代から他県との繋がりが強く、積極的に需要対応してきたこと等が挙げられている（砺波市での聞き取り）。
- (10) 注(3)で述べたように、富山県では水稻作業を行う組織を「集落営農組織」と規定している。

【参考文献】

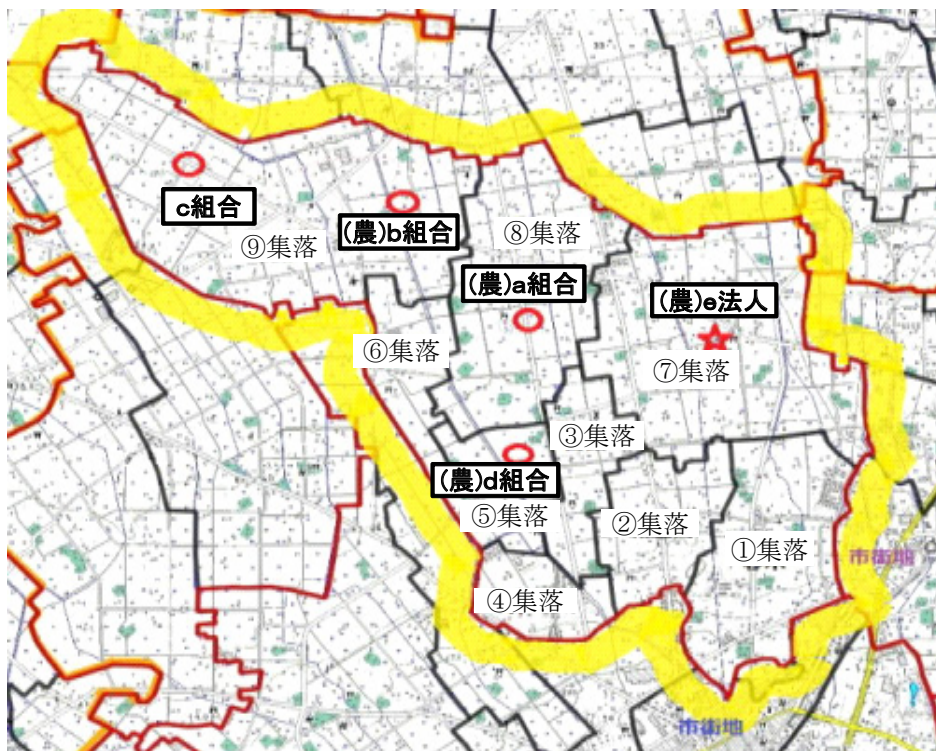
- [1] 池田太（2009）「水田経営所得安定対策への移行と集落営農組織の経営－富山県における経営状況と経営上の重要管理点－」、農林水産政策研究所『水田・畑作経営所得安定対策下における集落営農組織等の動向と今後の課題』、pp.81-88。
- [2] 倉内宗一（1990）「砺波農業構造の現状と方向」、農政調査委員会『水田地帯での構造変動と担い手－農家、農事組合法人、有限会社－』、pp.111-140。
- [3] 小林哲郎（1985）「富山・砺波平野の農業と経営展開」、臼井晋編著『兼業稲作からの脱却』日本経済評論社、pp.196-237。
- [4] 田代洋一（2006）『集落営農と農業生産法人』筑波書房。
- [5] となみ野田園空間博物館推進協議会（発行年不明）「となみ野散居村展望スポットMAP」。
- [6] 仁平恒夫・迫田登稔（1999）「基盤整備の推進と営農改善計画策定に向けて」、北陸農業試験場『北陸農試農業経営研究資料』54、pp.1-75。
- [7] 農林水産政策研究所（2011）「近年の農業構造変化の特徴と地域性に関する研究成果報告」
- [8] 吉田俊幸（1990）「砺波地域での企業的経営の展開とその特徴」、農政調査委員会『水田地帯での構造変動と担い手－農家、農事組合法人、有限会社－』pp.141-162。

2. 砺波市A地区における農業構造の現状

（1）農家構成と農地流動化の現状

調査対象であるA地区は、砺波市の中心市街地からほど近い北部に位置しており（第Ⅱ-1-3図参照）、後述するように市街地近接部を中心に非農家住民との混住化が進んでいる。しかし、市街地隣接部を除いて水田基盤整備が行われており、広々とした水田が整然と展開し、水田の中に家屋敷が点々とする当地域独特な散居集落がみられる。特に、市街地から離れた地区の北端に至るほど純農村的な色彩が濃厚となってくる。

ここでは、A地区の農業構造の特徴をその変化を踏まえて整理しながら、農家構成と農地流動化の現状を把握していく。あわせて、地区内の集落の特徴についても整理する。



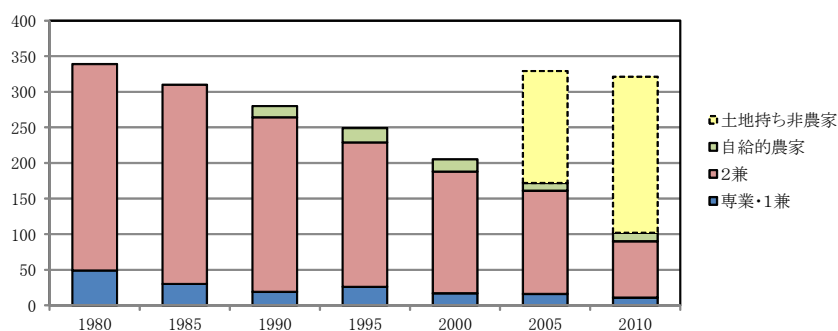
第Ⅱ-1-3図 調査地区と集落

資料：2005年農林業センサス農業集落地図データに加筆。

注：○は集落営農組織，☆は個別農業生産法人の所在地

1) 農業構造の変化－農家激減の経過を中心に－

まず、A地区の農家構成および農地利用主体の変化を農業センサス結果により概観する。第Ⅱ-1-4図に示したように、兼業条件に恵まれた当地にあつて、1980年時点の農家総数339戸のうち86%を占める290戸が第2種兼業農家（うち世帯主が恒常的勤務が181戸）である。第2種兼業がほとんどを占めるという農家構成は、その後も一貫して継続しているが、より注目すべきは農家数の大幅な減少がみられる点である。



第Ⅱ-1-4図 A地区における農家構成の変化

資料：農業センサス各年版。

農家数は1980年時点と比較して、5年ごとに10%前後の減少というペースで進行し、2005年にはほぼ半数の172戸に、2005年以降にはさらに減少ペースが高まって、2010年には102戸（1980年の30%）にまでに減少している。多くの農家が離農しているが、これら元農家は、土地持ち非農家として地域にとどまっている。農家と土地持ち非農家を合わせた戸数は、2005年、2010年にそれぞれ、329戸（うち土地持ち非農家157戸）、321戸（同219戸）であるから、1980年の農家戸数339戸とほぼ同じである。

このように農家数が大幅に減少する中で、その対極に膨大な土地持ち非農家層が形成されている点が、まずもって、A地区の農業構造を特徴づけている。

A地区の農家レベルの農業動向についてより詳細に検討してみる（第Ⅱ-1-10表）。農家が離農する経路として、一般的には販売農家から自給的農家を経て離農する形態が多いと考えられるが、A地区では自給的農家に滞留する農家は少ない。販売農家から一挙に離農に至る傾向が強いとみられる。一方で、離農した農家の耕地面積を借り受けて、規模拡大を図る農家もほとんどいなかった。5ha以上の耕作面積がある農家は、最も多かった2005年でも3戸にとどまっている。

第Ⅱ-1-10表 農家レベルからみた農業動向(A地区)

	1990年	1995	2000	2005	2010	備考 (集計範囲等)
農家数	280	249	205	172	102	
販売農家	264	229	188	161	90	表側のとおり
5ha以上	2	2	1	3	1	
農業従事者数	855	780	711	558	308	
農業就業人口	315	325	284	224	130	販売農家
65歳以上	—	—	166	136	84	
経営耕地面積(ha)	369	343	279	228	129	
水田	369	329	278	226	124	総農家、 ただし斜字は 販売農家
不作付地	7	0	24	14	15	
作付面積(販売目的)(ha)		335	223	193	105	販売農家 (斜字は自給用を含む 収穫面積)
稲		309	199	184	96	
機械 所有台数						
動力田植機	189(43)	177(30)	149	137	77	販売農家 ()は数戸共有の うち数
コンバイン	183(26)	164(12)	137	116	71	
稲作業請け負わせ農家数		91	55	56		1995年は総農家 他は販売農家
稲刈り・脱穀		52	36	31		

こうした状況の下で、農業従事者数、耕地面積のいずれもが、農家の減少と並行して大幅に減少している。農業従事者は1990年の855人から2010年の308人まで減少している。このうち主に農業に従事している者（農業就業人口）が占める割合は4割前後と変わらないものの、農業就業人口に占める65歳以上の割合が増加している（2000年の58%から2010年には65%）。農業従事者の減少と従事者の中心的な担い手の高齢化が並進していることになる。

農家経営耕地面積は、1990年の369haから2010年の129haへと減少している。こうした状況の下で、農家に代わって耕作の主体となったのは、後述するように、この地区で設立された集落営農組織等の農家以外の事業体である。ただし、集落営農組織等が本格的に展開

するのは、2000年以降、とりわけ2005年以降のことであり、それまでは農家による以下のような対応があったと考えられる。

農家は農外就業に軸足を置きながら、稲作を続けて来たものの、1990年の段階では、農業機械を個別に所有して耕作することが困難な状況となっていた。1990年の農家戸数280戸に対して、主要な稲作用機械である動力田植機、コンバインの所有台数は、それぞれ189台、183台、このうち、数戸共有が43台、26台である。したがって、この時点では、数戸共有の機械による耕作が比較的広く行われ、あわせてこうした機械保有のあり方ともかかわって、農家間での農作業受委託が行われていた。1995年には、なんらかの形で水稻作業を請け負わせている農家の割合は37%、稲刈り・脱穀では21%となっている。表には示していないが、稲刈り・脱穀作業の請け負わせ先を主に農家とする割合は60%である。

当地区の耕地面積のほとんどが水田である。農家レベルでの水田での作付けは1995年に大豆の作付け14haがあった程度で、水稻以外にはまとまった作物は作付けられていない。さらに、2000年以降では、転作率の増加と米価格の低迷とが重なることによって、転作物への対応も十分にできず、水稻作からも離脱せざるを得ない状況が深化した。その結果、不作付地の増加をみるに至った。こうした一連の経過により、農地保全を目指す集落営農組織の設立が強く指向された。

2) 集落営農組織等の設立の効果

2010年の調査時点で、A地区には5戸の共同経営に由来する農業生産法人e法人（1978年設立）が1つあるほか、a組合（1993年設立）、b組合（2005年設立）、c組合（2008年設立）、d組合（2008年設立）の4つの集落営農組織が展開している（各組織の所在地は前掲第Ⅱ-1-3図参照）。集落営農組織のうちc組合が任意組織であるが、ほかの3組織は農事組合法人である。

それぞれの組織の設立の経過や活動内容の詳細は、次節（2）に譲り、ここではそれらを一覧で整理しておく（第Ⅱ-1-11表）。A地区内には大規模法人のe法人と3集落に集落営農組織が4組織（法人3、任意組織1）ある。e法人は1978年に5戸の兼業農家により設立され（現在の農業従事者は3人）、1981年に法人化した94haの雇用型の経営で、水稻・大麦・大豆に加えて野菜を生産している。a組合は、⑧集落内の⑧第1生産組合に1986年に設立された大豆・米の受託組織を前身として、1993年に農事組合法人となった。b組合は、⑨集落内の⑨第1生産組合を中心に1983年に設立された大豆の受託組織を前身に、2005年に米・大豆の任意組織が設立され、2011年1月に法人化された。c組合は、b組合の勧めで、⑨集落内の⑨第4生産組合に2008年に設立された任意組織である。d組合は、⑤集落に2008年に任意組織として設立され、2010年に法人化された。各集落営農組織は、農業機械を保有し、米・麦・大豆さらには野菜を生産している。

第Ⅱ-1-11表 A地区における集落営農組織等の概要

(単位:ha、人、台)

組織名	(農) e法人	(農) a組合	(農) b組合	c組合	(農) d組合
設立年(法人化年)	1978(1981)	1993(1993)	2005(2011)	2008(-)	2008(2010)
ベースの集落 (生産組合)	⑦	⑧ (⑧-1)	⑨ (⑨-1)	⑨ (⑨-4)	⑤
構成員数(うち出役無し)	3	34(6)	21(5)	24(-)	15(-)
集積面積	94	42	50	28	21
作 付 面 積	水稻	61	27	30	19
	大豆	31	13	18	-
	大麦	8	-	-	8
	その他	ハウス野菜1	タマネギ0.4、 ハウス野菜0.12	タマネギ2	-
農 業 用 機 械 台 数	トラクタ	4	4	6	2
	田植機	8条×2	8条×2	8条×2	6条×1、8条×1
	自脱型コンバイン	6条×3	5条×2	5条×2	3条×1、5条×2
	大豆コンバイン	3	2	2(リース)	1
オ ペ レ ー タ 数	20歳代	-	-	-	-
	30歳代	2(0)	2(0)	1(0)	2(2)
	40歳代	3(3)	6(0)	5(0)	1(0)
	50歳代	1(1)	5(0)	2(0)	5(5)
	60歳代	2(0)	3(3)	9(0)	10(10)
	70歳代	2(0)	-	-	-
	計	10(4)	16(3)	17(0)	18(15)

出所:実態調査結果による。

注1)ベースの集落の()内は、生産組合を示す。

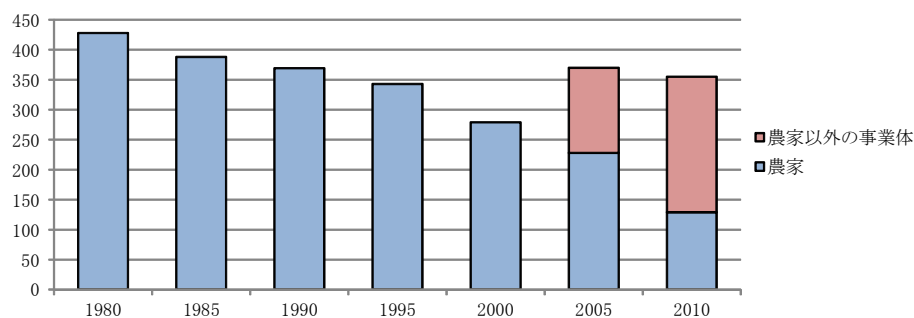
2)オペレータの()内は年間30日以上従事者数。

3)集積面積は調査時点、作付面積は2008年であるので、作付面積の合計が集積面積に一致しない。

つづいて、これら組織の設立が地区全体の農地利用や作物生産にどのような影響を与えているのかを検討する。

第Ⅱ-1-5図にA地区における経営耕地面積の変化を農家および農家以外の事業体別に示した。農家以外の事業体の耕地面積は2005年以降しか公表されていないが、前述のように2000年までには2つの集落営農組織等が設立されており、2000年段階でも農家以外の事業体による経営面積が一定程度あったとみられる。その後、農家以外の事業体の経営耕地面

第Ⅱ-1-5図 A地区における経営耕地面積の変化



資料: 農業センサス各年版。

積は、2005年に142ha、2010年には226haまで増加しており、地区全体の経営面積に占める割合は、それぞれ、38%、64%となっている。2010年段階では、地区のほぼ2/3を農家以外の事業体による耕作が担うまでになっている。

この結果、農家と農家以外の事業体をあわせた耕地面積は、2010年には357haで、1990年時点の農家耕地面積367haとほぼ同じ水準を維持している。農家以外の事業体による農地保全効果は極めて大きかったといえることができる。

さらに、注目すべきは、農家以外の事業体は、転作を一手に引き受けている点である。第Ⅱ-1-12表に示したように、2010年には販売農家による水田での稲以外の作付けはほとんど無いのに対して、農家以外の事業体では80haを作付けており、大豆、大麦ほかタマネギ等の野菜作にも取り組んでいる。また、販売農家では水田の不作付け地が15haあるのに対して、農家以外の事業体では不作付け地が皆無という状況である。

第Ⅱ-1-12表 農家、農家以外の事業体別にみた耕地面積・作付面積(A地区、2010年)

	経営体区分	経営体数	経営耕地面積(ha)		田の作付面積等(ha)		
				田	稲作作付	稲以外作付	不作付け地
実数	計	95	355	349	254	81	15
	販売農家	90	129	124	101	0	15
	農家以外の事業体	5	226	225	153	80	0
割合 (%)	計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	販売農家	94.7	36.4	35.6	39.8	0.6	100.0
	農家以外の事業体	5.3	63.6	64.4	60.2	99.4	0.0

資料:2010農業センサス

3) 各集落の特徴－土地利用のあり方を中心に－

前述のようにA地区は市街地周辺部とそれ以外の地区からなり、こうした立地条件によって集落の性格も異なっている。A地区には9つの農業集落（農業センサス区分）があるが、このうちJR駅の周辺に形成された市街地までの距離がほぼ2km以内と歩いて行くことが容易な5集落（①，②，③，④，⑤）とそれ以外の4集落（⑥，⑦，⑧，⑨）からなっている。両者の違いを2000年農業センサス集落カードにより示したのが第Ⅱ-1-13表である。

前者は、市街地周辺に位置していることから、農家率が11%と非農家との混住化が著しく進み、①，④といった30a未満区画の水田が大半を占める集落が含まれるとともに、1戸当たりの耕地面積も総じて小さい。これに対して、後者は、農家率が37%と比較的高く、水田は全て30a以上の区画に整備されており、1戸当たりの耕地面積も大きい（特にA地区の西北端に位置する⑨集落は170aと地区最大）。

もっとも耕地面積については、既にこの段階でもA地区の耕地面積（属地ベース）401haのうち、地区内農家の耕地面積278haに対して69%をカバーするにとどまっている。特に、⑧集落の場合は、集落営農組織が設立(1993年)されていることから、農家のカバー率は26%と低い。その後、こうした農家以外の事業体による農地利用が拡大していくことになる。

第Ⅱ-1-13表 農業集落の特徴(A地区)

集落区分等					主要集落データ（2000年）						
					農家数等		経営耕地				
市街地からの距離	大字	農業集落（農業センサス区分）	生産組合数	農家戸数	総世帯数に占める農家の割合	水田30a以上区画面積割合	集落の耕地面積（属地）（C）	農家の耕地面積（D）	（D）/（C）×100	農家1戸当たり耕地面積	
				（戸）	（%）	（%）	（ha）	（ha）	（%）	（a）	
計			16	205	21.4	89.8	401	278	69.4	136	
2km以内（A）	④	①	2	28	9.4	8.8	34	23	68.7	83	
		②	1	8	9.9	100.0	20	10	50.0	125	
		③	1	9	28.1	100.0	18	12	69.0	138	
		④	1	10	7.7	41.2	17	15	89.9	153	
		⑤	1	15	30.0	100.0	27	20	73.6	133	
2km以上（B）		⑥	1	12	85.7	100.0	19	17	89.2	141	
		⑦	3	46	30.9	100.0	86	62	71.8	134	
		⑧	2	17	18.7	100.0	64	17	26.0	98	
		⑨	4	60	52.6	100.0	116	102	87.8	170	
（A）			6	70	11.8	64.7	116	81	69.8	116	
（B）			10	135	36.7	100.0	285	197	69.2	146	

資料:2000年農業センサス(集落カード)および現地調査により作成。

ところで、前掲第Ⅱ-1-13表に示した農業集落が自治会の単位でもあり、それぞれに神社をもっている。一方で、農協活動にかかわる情報伝達や意見集約等を図る基礎単位である生産組合については、おおむね耕地面積25haの規模で1つを置いており、耕地面積の大きな集落は、複数の生産組合を置いている。①集落が2つ(①-1, ①-2), ⑦集落が3つ(⑦-α, ⑦-β, ⑦-γ), ⑧集落が2つ(⑧-1, ⑧-2), ⑨集落が4つ(⑨-1~⑨-4)である。一方で、集落と大字の関係については、市街地に近い大字である大字④のみが、5つの農業集落(②, ③, ④, ⑤, ⑥)に分かれているほかは、それぞれ大字が1つの集落に対応している。⁽¹⁾

集落にかかわる情報について、1990年農業センサス結果から若干の補足をすれば、以下のようになる。全ての集落で全戸出役による農道および農業用排水路を管理している。また、集落外からの入り作があるのは8集落におよび、2割以上の耕地が入り作となっている集落が4つである。集落として共同作業が行われている点ではまとまりがよいが、耕地利用については、当地区が散居集落制をとっていることとも関連して、従来から入り作が多くみられるのが特徴である。

最後に、現地調査結果に基づき、2010年時点における集落別、経営主体別にみた経営耕地の実態をみてみよう。第Ⅱ-1-14表は、集落と経営主体(集落営農組織、個別農家等)とをクロスさせて、それぞれの経営耕地面積を示したものである。

集落営農組織等が展開しているのは、主に市街地から離れた集落である。市街地から離れた4集落のうち3集落に4組織が設立されている(⑨集落には2つの集落営農組織が展開)。

第Ⅱ-1-14表 集落別・経営主体別にみた経営耕地面積(A地区, 2010年)

(単位:ha)

農業集落 (農業センサス 区分)	計 (A)	各経営主体別の経営耕作面積(ha)							集積率 (B/A) (%)	
		小計 (B)	A地区内の集落営農組織等（設立年）					個別 農家等		A地区 以外 からの 入り作
			(農) e法人 (1978)	(農) a組合 (1993)	(農) b組合 (2005)	c組合 (2008)	(農) d組合 (2008)			
計(地区内)	380	222	82	42	50	28	21	16～130	29～43	58.5
①	28	6	5	1				18	5	21.4
②	16	1	1					11	4	6.3
③	17	3	3					14		17.6
④	16	3	2				1	13		18.8
⑤	25	24	4				20	1		96.0
⑥	18	1	1					17		4.4
⑦	84	50	50					34		59.5
⑧	64	53	12	41				11		82.8
⑨	112	82	4		50	28		38	20	72.8
地区外への出作	12	12	12	-	-	-	-			
現在	…	235	94	42	50	28	21			
当面の見込み	…	247～252	100	42	50	30	25～30			
耕作可能面積	…	335～	120～	50	100	35	30～			

資料: 農林水産政策研究所調べ。

注: 計(A)は属地面積、「地区外からの入り作」は把握できた一部集落のみ、「個別農家等」は残差により求めた。

1978年と最も早く設立された⑦集落を拠点とするe法人(個別農業生産法人)が、⑦集落を中心としながらも、広く市街地周辺部の集落やA地区外を含めた耕作を行っている。これに続き、⑧集落を拠点とするa組合(1993年設立)および⑨集落を拠点とするb組合(2005年設立)・c組合(2008年設立)が設立され、これらの組織の活動範囲は主に集落内となっている。こうして集落営農組織が無い⑥集落を除き、それぞれの集落では、経営耕地の60~80%程度が集落営農組織等によって担われている。

これに対して、市街地周辺地域では、⑤集落でd組合が2008年に設立され、同組織が集落内のほとんどの農地を引き受けている。しかしそれ以外の4集落は集落営農組織が無く、e法人がそれぞれの集落の一部を引き受けているが、同組織による集積率は最大の①集落でも2割程度に過ぎない。残りの農地は、A地区外からの入り作や個別農家等の耕作に依存している(③集落の場合には、3ha規模の個別認定農業者が営農している)。

以上のように、集落営農組織等による活動は、やはり市街地周辺部とそれ以外の地域とによって密度が異なることになる。しかし、いずれにしてもA地区全体で集落営農組織および個別農業生産法人による耕地集積率は6割程度に達しており、これら組織が当地域の営農を支える中心的な経営主体であることが確認できる。

こうしたことを前提に、当地区における今後の農業展開の方向を考える場合、問題となるのは集落営農組織等の中での農地利用をめぐる競合が生じる恐れがある点である。こうした問題については、各集落ごとの組織営農活動の実態等を紹介した後に、改めて考察することにした。

なお、本節では、集落の範囲を農業センサス区分による農業集落として整理してきたが、次節以降では、生産組合単位に降りたより詳細な実態について整理していく。

(香月 敏孝)

注(1) 生産組合名が①-1, ①-2, …とあるのは集落名に「第1」, 「第2」と番号がついた名称であること, また ⑦- α , ⑦- β とあるのは集落名とは別の固有の名称であることを示す。なお, 集落と生産組合の関係については, 第1章の補節2も参照されたい。

(2) 集落と担い手の現状

1) 集落営農組織

(i) (農) a 組合

ア) 集落の概況

⑧集落は, A地区の中北部に位置し, 自治会は⑧集落で一つであるが, 常会および生産組合は⑧第1と⑧第2の2つに分かれて存在している。集落の農地面積(属地)は64haであり, 基盤整備事業は1974年に完了しており, ほぼすべての農地が40a区画に整備されている。農家は1990年には49戸あったが, ⑧第1生産組合に設立された集落営農組織が法人化し, 構成員は同組合に農地を貸付けて土地持ち非農家となったため, 2000年には17戸になった。構成員は農作業に従事しているので, それらを農家とすると, 集落の農家戸数は41戸(⑧第1生産組合29戸, ⑧第2生産組合12戸), 土地持ち非農家16戸(同じく⑧第1: 3戸, ⑧第2: 13戸)である。⑧集落内への入り作はかなり多く, ⑧第1生産組合内で1.9ha, ⑧第2生産組合内で約10haある。転作はブロックローテーションを実施している。その際, 以前は飯米を作付けする水田は除外して実施していたが, 法人設立後は飯米を法人から購入することとして, その後は水田全体でローテーションを行っている。

イ) 設立の経緯

a組合(「⑧第1営農組合」)の前身は, 1986年に⑧第1生産組合に設立された大豆転作組織の「⑧第1生産組合転作協議会」である。同協議会は, 当初から大豆作業のみならず水稻用機械を所有して水稻作業を実施しており, 個人所有機械は耐用年限が来たものから順次処分することとした。1993年に, 集落内の農地は自分たちの手で守ることを目的に, 農事組合法人を設立し, 転作協議会所有の機械のうち使えるものを買い上げるとともに, 構成員の所有機械すべてを処分した。法人設立時の構成員は29名(うち1名は⑧第2生産組合の農家), 経営面積は26haであった。出資金は任意組織設立時からの200万円を法人に充当した。出資金は, 戸数割りが1戸当たり3万円, 面積割りが10a当たり5,000円に設定している。

2006年に⑧第1生産組合の範囲に農用地利用改善団体が設立され, a組合は特定農業法人となっている。同団体は土地利用調整を行う組織であるが, ⑧第1生産組合内の大半の農地がa組合に集積済みであることから, 実質的な活動はほとんどない状況である。

ウ) 組織の特徴と経営内容

a組合の構成員は, 現在34人であるが, 大半の28人は⑧第1生産組合の農家である。一方, ⑧第2生産組合の農家は法人化当初の1人から6人に増加している。⑧第1生産組合内で同組

合に参加せずに個別で経営を行っている農家は1戸（2ha経営）のみであり、生産組合内農地のほとんどが同組合に集積されている。ただし、構成員のうち2戸は、農地の一部をe法人に貸し付けている。

経営面積は41.0ha、うち40.6haが借地であり、A地区外の地権者2名（20aと50a）の借地を含む。さらに⑧第2生産組合の農家の大豆1.2haを特定作業受託していて、水田利活用自給力向上事業の大豆単価3万5千円のうち1万円を地代として支払っている。経営面積と特定作業受託面積を合わせた集積面積は42.2haである。このほか作業受託として、水稻の耕起、代かき、収穫、乾燥・調製作業各45aを⑨第1生産組合の農家1戸から受けている。

2010年産の作付面積は主食用水稻27.2ha、大豆13ha、タマネギ40a、さらに育苗ハウスを用いてネギ4a、小松菜8aのハウス栽培を行っている。水稻は、コシヒカリ16ha、かき餅加工用のもち米10ha、もち用の新大正モチ1.2haである。コシヒカリは、育苗ハウス（200㎡×4棟、400㎡×1棟）が面積不足であるため1.0haを直播している。収量はコシヒカリが約9俵、加工用もち米は10～11俵の高収量であり、不作の21年産でも9.5俵とれた。大豆の単収は平年作は270kg/10aであるが、2010年産は210kg/10aであった。タマネギの単収は3t/10aである。2011年産からはタマネギを80aに拡大するとともに、大麦の作付けを3ha行う予定である。園芸部門のネギと小松菜は、植え付け作業は組合長、収穫作業は女性グループが行っている（時給600円）。

販売先は、加工用もち米については仲買と面積のみの契約栽培をして、おかき製造メーカーへ販売しているため販売単価が良い。そのため水稻はJAと直販が半々である。園芸部門はJA系スーパーのインショップで販売している。

かつてミソ加工を試験実施したことがある。現在、A地区内では、e法人が地区の住民とミソ加工を行っているが、ミソ加工の技術はa組合の組合長S氏から習い事業化したものようである。

所有機械は、トラクタが80ps3台、35ps1台、田植機が8条2台、自脱型コンバインが5条刈り2台である。タマネギ用播種機はJAより1台リースしている。乾燥・調製は構成員所有の乾燥機を用いていたが、1996年度にミニライスセンターを構造改善事業で導入して以降は、自己完結型の生産体制を敷いている。各機械の修理は組合長のS氏が冬季間にほぼすべての機械について行うため、機械維持コストの低減につながっている。

オペレータは原則的に全員出役としているが、実際には構成員の約半数の15～18名が機械作業に従事している。2010年度（22年度）のオペレータを年齢と労働日数別にみると、30歳代2名が年9日間以下、40歳代6名と50歳代5名が年10～29日間、60歳代が3名が年30日間以上である。30歳代および40歳代の者はいずれも農家の後継者であり、60歳代3名のうち組合長のS氏を含む2名は農業専従である。サラリーマンの兼業農家には平日の作業を頼みにくいことから、60歳代のオペレータが主に作業を担っている。賃金は、オペレータ作業の時給が男性1,500円、女性1,000円である。

2009年度の農産物販売収入額は3,900万円、内訳は米が3,550万円、大豆が250万円、園芸作物が100万円、さらに産地確立交付金が228万円、経営所得安定対策交付金が54万円であ

る。米、大豆、園芸作物とも、販売額および費用はすべてプール計算で処理されている。

構成員には法人に預けっぱなしの場合は1万7千円を地代として支払うが、水管理や畦草刈りを行う場合には地代を含めて3万5千円を支払っている。構成員への支払いは賃金と上記の面積支払いのみであり、それ以外の剰余金は法人に積み立てている。出資金は任意組織当時の200万円のみであるが、その後の蓄積により、現在の自己資本（各種準備金を含む）は約1,000万円となっており、今後の投資へ資する効果は大きいであろう。

この組織のリーダーは、60歳代の組合長S氏（所有耕地23a）である。工務店を自営しながら、任意組織時代から設立および運営を中心的に担ってきており、2006年に工務店経営を息子に移譲して以降は、組織の業務に専念している。会計は法人化後の1996年より複式簿記で処理しているが、S氏は簿記研修を受講した上で会計も担当し、税理士に任せる決算処理以外の記帳業務は氏が行っている。

エ) 今後の課題

現状の機械装備は2セットあり、また60歳代の専従的オペレータがいることから、50ha程度まで経営可能であると考えている。農地の集積先については、本組合が立地する⑧第1生産組合内の農地はほとんど集積してしまっているので、新たな借地が出て来る可能性が低く、今後は、隣接する⑧第2生産組合の地域での動きが鍵を握り、同生産組合から出される農地を受ける方針である。しかし、⑧第2生産組合の地域には個別大規模法人が入作しており、それとの利用調整をどう図っていくかは今後の課題である。

また、a組合は、10a当たり水田管理料込みで35,000円というA地区内では最も高い地代を支払っており、地主には好条件であり、他の組織が入り込みにくい状況を作っている。こうした高地代は構成員への利益還元の意味は大きいですが、他方では経営の負担にもなるであろう。今後、地域における地代水準をどう形成するのかが課題になると考えられる。

生産コストにかかわって機械整備・修理費のコストが大変大きいとの指摘があった。確かに農業用機械の整備を業者に任せると修理調整費だけでも莫大なコストがかかる。本法人のように自前で機械を修理できる構成員を確保できるなら収益は大幅に改善するため、そうした人員の養成に対する支援が重要となっている。

（鈴木 源太郎）

（ii） （農） b 組合

ア) 集落の概要

⑨集落は、A地区の北西部に位置し、市街地から最も遠い集落である。農地面積（属地）は116haあり、1970年代に圃場整備が終了し、田は40a区画を中心にすべて30a区画以上である。⑨集落の農家は、第1から第4までの4つの生産組合に分かれている。2005年の販売農家戸数は55戸であったが、現在は、⑨第1生産組合11戸、第2生産組合19戸、第4生産組合20戸（第3生産組合は不明）である。

⑨集落は3ha未満の個別完結農家がほとんどを占めていたが、基盤整備事業を契機に7ha

規模の「中型」農家が1戸生まれたものの、地域外から7～8戸の大規模農家が入り作で入り込んできた。現在でも、A地区内のe法人、地区外のT法人、G法人およびS法人を中心に20ha程度の入り作がある。2005年に⑨第1生産組合を中心にb組合（「⑨東部営農組合」）が設立され、2008年には⑨第4生産組合によりc組合（「⑨西部営農組合」）が設立された。

⑨集落では、農地・水・環境保全向上対策は集落全体の組織で取り組まれている。4つの生産組合は、かつては自治会下部組織の常会と一体で、転作計画はその生産組合（常会）で話し合われていたが、c組合が設立されて以降は、2つの集落営農組織の間で話し合われるようになった。転作は、入り作者の農地を除いて、生産組合の農地を数区画に分けて、2年3作の輪作により行われている。集落営農組織に加入していない農家は、転作作業を集落営農組織や入り作者に委託している。

イ) 設立までの経緯

1983年に⑨東部転作組合が、⑨第1生産組合の5名（経営面積合計9ha）により設立された。定年退職を機会に、この5名が中心となって、入り作を排除するため、2005年に大豆を対象とする共同作業型の任意組織であるb組合（「⑨東部営農組合」）が23名により設立された。当初は22haを集積し、5年以内に30haへの集積を条件に県から機械補助を受けた。集積目標は⑨第1生産組合の農家だけでも達成可能であったが、⑨第1生産組合の農家が集落内に持つ飛地に近接する他生産組合の農家も加入を希望してきたため、⑨第2生産組合、⑨第3生産組合さらには⑨第4生産組合の一部の農家が構成員となった。

b組合は、県砺波農林振興センターのアドバイスの下、2010年から1年間の検討期間を経て2011年1月に農事組合法人化された（構成員31名）。設立後当面は法人化による直接的なメリットはないものの、集落内には60歳代の農家が多く、10年後に彼らがリタイアするようになった場合に、組織に利用権を設定して集落の農地を守ることができるようにするため、法人化に踏み切った。

同組合は⑨集落内からの農地の貸付希望に応じてきたが、そのすべてには対応できないため、⑨第4生産組合に対して組織の設立を強く申し入れてきた。その結果、2008年にc組合（「⑨西部営農組合」）が設立された。

ウ) 組織の特徴と経営内容

組合は、経営面積44haと特定作業受託6haをあわせて50haの水田を集積している。構成員からの借地40.2haに加えて、構成員以外からの借地が3.8haがある（不在地主3戸とリタイアした元兼業農家4戸）。これは、法人設立の際に入り作者の理解を得て組織の借地としたものであり、その後も入り作者の利用権終了時に組合の借地に切り替えるようにしている。特定作業受託のうち他生産組合からの大豆が3haであり、残りの3haは次に述べるようにc組合の麦跡の大豆作である。

2010年産の作付けは、水稻30ha、大豆18ha、玉ねぎ2haである。米はコシヒカリ22.3ha、早生品種の「てんたかく」7.0ha、もち米0.7haである。コシヒカリ偏重であった米作に、早生品種を1/4ほど作付けすることで、作業量の分散化を図っている。コシヒカリは、有機特栽米を0.7ha作付けし100袋をJA出荷しているほか、減農薬米を2.5ha作付けし440袋を

直売している。前者は慣行栽培より60kg当たり1,500円高く、後者は2,000円高く販売している。系統出荷率は90%以上である。水田作は米・大麦・大豆の2年3作が営まれているが、大豆作はb組合、大麦作はc組合がそれぞれ作業するように、お互いに特定作業受委託を行い、高度利用加算を受け取っている。玉ねぎは2009年から開始し、5haが目標である。

農業機械については、トラクタ6台（55ps3台、63ps1台、83ps2台）、田植機8条植2台、自脱型コンバイン5条刈2台を所有し、大豆コンバイン2台をリースで借りている。2.5haを耕作する農家はオペレータとして、自己所有の機械を用いた水稻3作業にも従事している。作業は全戸出役が原則で、18人いるオペレータのうち主力は9人（年間10～29日従事者は60歳代8人、50歳代1人）である。賃金は、オペレータ作業、一般作業とも時給1,200円に統一されている。水田管理作業は予め決められた面積を個人管理する方式で、水管理と畦草管理のそれぞれに10a当たり5,000円の管理料が支払われている。

2009年度の農産物販売額は4,110万円で、うち米3,450万円、大豆350万円で、経営所得安定対策等の交付金を1,070万円受け取っている。米の収益の構成員への分配は変則的な収量割りで行われている。米の機械作業は組織で行い、費用は完全にプール計算しているが、各構成員が管理する水田を一部に残しておき、その収量を能力給の基準にして米の収益を配分している（構成員管理田での収量は100kg/10a程度の格差がある）。大豆については販売額、費用とも完全プール計算である。構成員には地代12,800円に加えて、水田管理料として施肥等を含めて20,000円を支払っている。

出資額は10a当たり5万円であったが、2万円に引き下げている。これは、将来⑨集落内の構成員を居住地によって同組合とc組合とに振り分けられるように、出資金を両組合で統一するためである。

エ) 今後の課題

現在組織を支えている団塊の世代が元気な今後5、6年のうちに会社的な経営とし、将来の組織の担い手として、20～40歳代の専従経営者、専従従業員を4名程度確保していくことが必要であり、将来的には機械作業は特定の者に集中させ、構成員は管理作業を行う方向が考えられている。

そのため、集落内および隣接集落の個別経営農家からの農地の受け入れで経営規模の拡大を図るとともに、事業内容の高度化等を行うことによって、1億円事業体を目指す考えである（人件費2割と見込むと、年収500万円×4人＝2千万円で4人が雇用できるという計算）。この地区には依然として外部からの入り作がかなりあり、規模拡大を進めていく上ではそれらとの調整が不可避である。

一方で、農地が集積されていく中で、預ける側は水管理も組織で行うことを期待しているが、収益に関係しない作業であり、自治組織の集落（生産組合）などの対応が必要となってきた。

集落営農組織で作業することにより技術の平準化が期待されたものの、実際には農家間の技術格差が広がっており、今後さらに構成員の営農意欲を高めていくことが課題となっている。

（吉井 邦恒）

(iii) c 組合

ア) 集落の概要

c組合（「⑨西部営農組合」）は、b組合と同様に⑨集落に立地する集落営農組織であり、集落の概要はb組合の項を参照されたい。⑨集落の西部にある⑨第4生産組合（農家20戸、土地持ち非農家4戸）には、農地を所有しない世帯がない。そうした意味で、砺波市の中では農村的な色彩が強い地区である。農地（水田）面積は33haであり、平均耕作規模は1haを越え、従来から、兼業しながら自作農業を行う農家がほとんどであった。

イ) 設立までの経緯

自作農が多かったが、若年層の農業離れ等により、しだいに農業継続が困難になるとの不安を抱く農家が増えていった。加えて、転作率が増加したことによって、個別営農では転作への対応が困難との意識が深まった。こうした状況の下、話し合いを続け協業化の機運が高まっていった。既に設立されていたb組合（⑨第1生産組合が主たる営農地域）からも西部地域での組織設立の勧めがあったことは、前述のとおりである。

当初は少人数での機械の共同利用、協業組織も検討されたが、最終的には、全戸出役型の集落営農組織c組合を立ち上げることになった（2008年7月設立）。

c組合への参加状況については第Ⅱ-1-15表に示したとおりである。⑨第4生産組合の24戸のうち、16戸が参加した。10a当たり4万円、24ha分の出資金（950万円）を原資に農業機械等の取得を行っている。8戸が不参加となったが、個別で営農を継続した農家は1戸にとどまっている。残りの7戸は、c組合へ特定作業委託（2戸）、b組合への加入（1戸）、入り作の法人への貸付（4戸）となっている。

第Ⅱ-1-15表 世帯別にみたc組合への参加状況(2009年度)

	⑨第4 生産組合 戸数	農地所有面積(ha)		備考
			c組合 協業面積	
計	24	33.0	26.0	
c組合・組合員	16	25.5	24.0	
全面協業	13	19.6	19.6	2世代の出役が4戸
一部自作	1	2.1	0.7	世帯主が自作、後継者が組合員
一部他組織に委託	2	3.8	3.6	【委託先】 G法人・2戸
非組合員	8	7.5	2.0	
c組合に全面委託	2	2.0	2.0	
個別で営農を継続	1	1.3	—	田植は、2011年からc組合に委託
他組織に全面委託	4	3.6	—	【委託先】 e法人・1戸、G法人・2戸、S法人・1戸
他組織の組合員	1	0.6	—	b組合の組合員、農地面積は推計

資料:c組合「第2回定期総会資料」(2010年1月)および現地聞き取り調査により作成。

注. 他組織のうちe法人はA地区、G法人、S法人はA地区外からの入り作。

これまで農業継続が困難となっていた農家は、当該生産組合外で設立された営農組織に貸付や作業委託をしていたが、c組合が設立され、2009年度には集落内農地の8割弱にあたる26haをカバーしている（組合に全面委託している2戸の2haを含む）。

ウ) 経営内容

c組合は、2010年には経営面積24.9haと特定作業受託3.5haの計28.4haを集積している。経

営面積のうち、0.8haは組合長名義での借地である。特定作業受託は、⑨第4生産組合内の非構成員2戸および⑨第4生産組合以外3戸からの作業受託であり、後者のうち1戸、1.2haはb組合から委託された大麦作業である。

前述のように、c組合では、転作作物として大麦を生産しているのに対して、b組合では大豆を生産している。このため、c組合からはb組合に2.4haの大豆作を作業委託している（この部分は、b組合の特定作業受託面積としてカウント）。このように、⑨集落内に設立された2つの集落営農組織により、転作作物を相互に作り分ける体制となっている。

2010年産の作付け面積は、水稻18.5ha、大麦8.0haであり、水稻はコシヒカリ（主食用）だけであるが、2011年産には飼料米も取り組む予定にしている。また、水稻育苗ハウス田の空き地に大麦を作ったが、作柄が良くなかったこともあり、そこで2011年にはタマネギ20aの導入を考えている。

農業機械は、それぞれトラクタ2台（60ps, 30ps）、田植機2台（6条、8条）、自脱型コンバイン2台（3条、5条）を保有しているほか、大麦用の自脱型コンバイン1台（5条）、乾燥機7台、育苗ハウス（2.7a×3棟）が主要な装備である。育苗ハウスは規模が不足しており、増設を予定している。なお、乾燥・調製の作業は構成員へ委託している。また、水田の水管理および畦畔管理は、原則として水田所有者が行うこととし、その分の管理費として1万円/10aが支払われている。

作業は、作業内容にかかわらず、一律800円の時給としている。機械作業はできるだけ若手に対応してもらうようにしている。作業は全戸出役を原則としているが、組合員16戸のうち、1戸は高齢者のため出役しておらず、出役者は15戸で19人となっている。年代別には、60歳代の11人が中心であり、50歳代が2人、30および40歳代が5人、80歳代が1人であり、3戸からは、30歳代、40歳代が親世代と一緒に作業に出ている。

2009年度の収入は総額で3,600万、農産物販売額は2,200万円（うち主食米2,000万円）で残りは、助成金、交付金等である。c組合は任意組合ではあるが、収入、支出とも完全プール制を取り、複式簿記を担当者が記帳するなど、法人経営に近似した経営実態を伴っているといえる。

2009年度における組合員に対する支払いは、地代相当分として381万円（1.2万円/10a）、管理料として253万円、労務費として285万円、乾燥費216万円（組合から個別組合員に委託）となっている。管理料を含めて地代相当部分が高く、労働部分に薄く配分されている。

エ) 今後の課題

組合としては、作業をオペレータに絞り込んでいくことは考えていない。ここ数年で定年退職を迎える60前後層が5～6人いることから、作業の担い手は確保される見通しであり、現状の全戸出役原則を変更する必要はない、としている。

集積面積は設立時の2009年度の26haから、2010年度には借地、特定作業受託が加わって28haとなり、2011年度には隣接集落の1戸が組合員として加わることから30haに増加する予定となっている。さらに集落営農が設立されていない集落からの作業受託等が見込まれ、集積面積はさらに増加する見通しとなっている。c組合の作業能力からみれば35haまでは

対応可能と考えている。また、c組合の設立に当たって、機械整備のために、組合員連名で近代化資金1,400万円を借り入れており、その返済のためにも、一定の規模拡大が指向されているとみられる。

規模拡大の可能性はあるものの、他の大規模法人等との農地利用競合問題が生じ、必ずしも効率的な作業が実施されない恐れがある。すなわち、⑨第4生産組合内においては前述のように、法人等による入り作があり、これに加えて、⑨集落内の他の生産組合内でも同様に入り作者が進入している。このように、今後、c組合と入り作者とが、隣接する圃場でモザイク状に異なる作付計画の下で営農が展開するといった事態が一層進行しかねない。現状では、こうした他の大規模法人との間での土地利用調整については、具体的な対応策が考えられている訳ではない。このことが効率的な営農展開に向けて、残された大きな課題となっている。

(香月 敏孝)

(iv) (農) d 組合

ア) 集落の概要

⑤集落は農家14戸、土地持ち非農家8戸が居住し、同集落内に農地を所有する他集落在住者1戸を含めた15戸でd組合が構成されている。同集落では、1970年代から転作地を団地化し、ブロックローテーションを実施している。集落内の農地面積(属地)27haのすべてが圃場整備済みの田であり、そのうち5haは他集落からの入り作であるが、それらも含めて団地化が行われてきた。転作地の決定は、以前は生産組合が行っていたが、集落営農組織が設立された以降は同組織が実際の決定を行っている。

同集落には飛び地の住宅団地があり、その住民27戸も含めて自治会が形成されている。集落の排水路には住宅地の生活排水も流入するので、年1回の「江ざらい」に参加することが同団地の入居条件になっている。現在は、農地・水・環境保全向上対策によって、「江ざらい」の全戸参加や草刈りへ出役を行っている。

イ) 設立の経緯

県(普及)や市、JAの助言で、2008年に⑤集落を範囲とする任意組織のd組合が13戸で設立された。組織化の実質的リーダーは市役所の職員である。その後、2010年に2戸が参加した。このうち1戸は、集落内外にある農地約1haを(農)e法人へ貸付していた土地持ち非農家であるが、集落内の田1枚(37a)を返してもらって、d組合に参加した。もう1戸は集落外に居住する土地持ち非農家が、A地区外の農家に貸していた⑤集落内の田84aの貸付を継続せずに、d組合に参加した。両者ともに農業従事のない土地持ち非農家であったが、集落営農組織に参加後は、前者は本人、後者は子息が農業作業に従事している。

2011年1月には、より効率的な経営を目指して法人化した。法人化により、現在、構成員農家全戸が土地持ち非農家にカウントされている。農地は農地利用集積円滑化事業を用いて(財)砺波市農業公社を介して集積したため、利用集積交付金が地権者と受け手に各1

万円/10 a 交付された。

ウ) 組織の特徴と経営内容

d組合は、構成員14戸で、借地20.2haと特定作業受託0.7haの計20.9haを集積する集落営農組織である。借地のうち構成員の所有地は18.4haであり、1.8haは任意組合時に構成員が借地していた集落内農地（地主3戸、うち1戸は集落外に在住）を法人へ借り換えたものである。特定作業受託は、入り作者の農地での転作作業の受託であり、2010年産は3戸から30a未満の小地片を受託している（2011年度は2戸、0.5haの予定）。さらに個別作業の受託として、麦の3作業0.3ha、大豆の3作業0.7haを受託している。こうした転作地の特定作業受託や作業受託が徐々に増加している。さらに2011年には、e法人の入り作地と構成員の集落外農地の交換を行っている。

2010年産の作付けは、水稻13.9ha、大豆1.9ha、大麦4.2ha、タマネギ1.7haである。水稻はコシヒカリが8割、早生の「てんたかく」が2割である。大豆は、コンバインを購入して2010年から作付け始めたものであり、水稻・大麦・大豆の2年3作を実施しているが、2010年度は経営所得安定対策下であるため、過去の生産実績に基づく交付金（緑ゲタ）の交付対象ではない中での大豆生産である。また同年からタマネギ栽培を開始しており、隣接集落の耕作放棄地11aを借地して農地に復元し、タマネギを作付けている。さらに2011年産からは露地での小菊栽培も計画している。

農業機械は、トラクタ2台（50ps, 33ps）、田植機8条植1台、自脱型コンバイン5条刈1台、大豆コンバイン2条刈1台を所有し、耕起、播種・田植、収穫、たまねぎ移植の機械作業をオペレータが実施している。水稻の育苗は6戸の構成員に委託、防除は共同作業、乾燥は9戸へ委託し半乾燥状態（委託料357円/30kg）にしてJAへ出荷する。構成員15戸のうちオペレータは11人（戸）であり、30日以上従事者は30歳代が2人、40歳代が1人と若く、10～29日従事者は40歳代2人、50歳代と60歳代が各3人である。タマネギや2011年産からの小菊の作業は組合長（73歳）ともう1人で実施している。賃金は、オペレータ作業、軽作業ともに時給900円（男女同一）であるが、2011年度には800円に引き下げる予定である。

本法人では、オペレータは絞り込んでいくのではなく、可能な限り全戸が作業に出るようにしている。任意組織時に拡大した2戸の構成員は、以前は土地持ち非農家であったが組織参加後には、農作業に従事するようになった。特に40歳代は農作業の経験が少ないが、組織の運営にまで関わるように仕向け、組織への関心を高めるとともに世代交代を図っている。

農産物販売先はすべてJAであり、小菊は直売所に出荷する予定である。2009年度の農産物販売額は1,484万円、うち米が1,323万円、タマネギが85万円で、産地確立交付金228万円、経営所得安定対策交付金54万円である。

構成員への地代支払いは18千円/10aであるが、これには土地改良区の経常賦課金2,480円/10aを含めている。さらに年度末には収益に従事時間に応じて事業分量配当している。

水稻の管理作業（側条施肥1回と水管理）は各構成員が実施し、畦畔の草刈りを含めて1万5千円/10 a の管理料を支払っている（転作地は畦畔草刈りのみで4千円/10 a）。

エ) 今後の課題

法人所有の機械を用いたオペレータによる機械作業を基礎に、費用・収益ともに完全ブール計算の経営を行っている。また稲・麦・大豆の2年3作に加えて、タマネギを導入し、経営の複合化に取り組み、今後は小菊、さらにはチューリップなど花き拡大の意向もある。また集落外の耕作放棄地を農地に復元してタマネギを栽培し、農地の有効活用を図っており、経営体としての一層の発展が目指されている。

農地集積については、任意組織時に2戸を組織内に取り込んでおり、今後さらに集落外の担い手に貸し付けている農地を組織内に取り込むとともに、また入り作者との農地交換も行っている。さらに他集落へも借地を拡大して、30haまで規模拡大したいという意向を持つ。これは現有の1セットの農業機械での適正規模から考えた経営面積と思われる。しかし面積の拡大には、集落内では入り作者と、他集落では他の法人等との競合が避けられない。今後、そうした農地競合をどう調整していくのかが大きな課題である。

本法人では、オペレータは絞り込んでいくのではなく、可能な限り全戸が作業に出るようにつつ、若い世代の関与を高めている。現状では少数者によるオペレータ型の組織ではなく全戸参加型のぐるみ型組織の維持を目指している。目指している30haの複合経営のためには、2人の専従者がいれば十分と考えられるが、そうした経営では将来的な専従者確保について不安があり、専従者のみで水田の管理作業を行うことも困難と考えられるため、全戸参加型という方向の選択には合理性がある。構成員15戸のうち10年後には5戸が農作業からリタイアするとみられるが、10戸は耕作を継続するので、当面はぐるみ型集落営農の体制を維持することが可能と考えられる。

(小野 智昭)

2) 個別経営

(i) (農) e 法人

ア) 設立の経緯

⑦集落には、⑦-α、⑦-β、⑦-γという3つの生産組合がある。属地では、それぞれの生産組合内に35ha、24ha、25ha（⑦集落合計で84ha）の水田がある。

そして、このうち⑦-γ生産組合がある地域で、1978年に「高度農業生産モデル地域整備実験事業」を活用して地域の農道や倉庫の整備が行われたことを契機に、任意組織e組合が設立された。同事業の採択には「担い手要件」があったため、⑦-γ生産組合内の兼業農家5名が各自2～3haの所有地と預かっていた農地を持ち寄り17haの経営規模とした。作業を受託し、5名の構成員で分担して作業を行う任意組織であったが、設立当初より月給制を採用する等既に法人に近い形で運営を行っていた。その後、1981年4月に法人化し、農事組合法人e法人となり、以後、借地で農地集積を進めている。

イ) 経営内容

法人設立時には、経営面積は27haであったが、米価が下落する中、高齢化の進展もあって、集落内、近隣地域の兼業農家が、機械更新をできずに水田を預けてきた結果、毎年2～3haの農地を預かりながら規模拡大してきており、2011年3月現在、借地で94haの水田作経営を行っている（2006年の81haから5年で13ha拡大）。作業受託は、耕起・代かき2戸2ha、田植6戸35ha、収穫・乾燥調製8戸3haをそれぞれ引き受けている。

集積した水田のうち約50haが⑦集落（集落内の6割）で、うち⑦-γ生産組合内が20ha（同生産組合内の8割）、⑦-α・⑦-β生産組合からも30ha（同5割）の水田を集積している。集落外では、A地区内では39haの借地（①集落5ha、②集落3ha、⑤集落4ha、⑧集落12ha、⑨第3・4生産組合3haなど）が、集落営農組織が設立されていない地域を中心にあり、A地区外には5haの借地がある。

⑦-α生産組合には8戸の兼業農家のほか22戸の土地持ち非農家（地区内には他に農地なしの非農家は3戸）、⑦-β生産組合には12戸の兼業農家のほか9戸の土地持ち非農家（地区内には他に農地なしの非農家は2戸）がそれぞれいるが、これらの土地持ち非農家の多くがe法人に農地を預けていると考えられる。

また、任意組合設立の約20年後の1995年に、老朽化した乾燥調製施設をガット・ウルグアイ合意対策事業により約1億円かけて建て直したが、これを機会に、構成員5戸全てで、後継者に経営を引き継ぎ、世代交代している。現在の構成員の年齢構成は、40歳代1人、50歳代3人、60歳代1人となっている（このうち、50歳代1人と60歳代1人は農業従事なし）。

2010年産における作付状況は、水稻61ha、大豆31ha、大麦8ha、野菜（ネギ、トマト）1ha（ハウス2棟）である。水稻は主食用米で、早生品種の「てんたかく」を15ha導入し、残りの46haはコシヒカリである。また、水稻苗を2万枚育苗し、そのうち7千3百枚を販売している。大麦は大豆との2毛作で、2011年産は2ha増やして10haとなっている。水稻収穫・大麦播種・大豆収穫の時期と、大麦収穫・大豆播種の時期に、作業が集中するので、今後は人手と設備が整えば、大麦をさらに増やしたい意向を持っている。

米の販売先は、JA15%、直販13%であり、残りの72%が米穀卸4社であり、大豆と野菜はすべてJAへの販売である。米については、2003年にエコファーマーを取得し、エコマーク付きで出荷している。

野菜は育苗ハウスの一部を使用しており、ネギを10数年、トマトを5年作っている。育苗ハウスが空いている時期をなくすように施設園芸をやりたい意向を持っているが、トマトは競争が厳しく採算ベースに乗せるためには人手が必要なため、ハウス全体の利用にはまだ取り組めていない。また、5年前から、みそ加工を行っている。これは、参加者に大豆を提供して、加工して持ち帰ってもらうやり方で、1月から2月の6日間にのべ350人が参加し（近隣が多いが県外からの参加者もいる）、4tの大豆を使っている。現在はみそづくりの手伝いという位置づけで参加者を取り込んでいるが、今後は、自ら加工販売する形で拡大する意向を持っているものの、自ら加工販売するには、保健所の免許や加工場が必要なため、踏み込めていない。

農業機械は、トラクタ4台、田植機（8条植）2台、自脱型コンバイン（6条刈）3台、大

豆コンバイン（2条）3台を所有し、機械作業は常勤の構成員3人と従業員5人（20歳代1人、30歳代3人、40歳代1人。うち30歳代1人は構成員の息子、1人は女性）の合計8人で実施している（全員が30日間以上の従事）。以前は事務員がいて簿記記帳等を行っていたが、現在は構成員が担当している。

水稻の管理作業では、水管理は基本的に農地の出し手に委託、畔草管理は45ha弱を法人で実施し、50haは農地の出し手へ委託している。水管理、畔草管理作業の委託者には、管理料としてそれぞれ4千円/10aを支払っている。法人が実施する畦畔管理はシルバー人材センターに作業を依頼しているが、傾斜がきつい法面は受けてもらえないので作業が大変である。

2009年度の粗収入は、農産物販売が9,600万円（うち米が8,070万円、大豆が790万円、園芸作物が27万円）、加工販売が180万円、作業受託が580万円、交付金が2,530万円等で合計12,890万円となっている。2009年度には、農業経営基盤強化準備金を1,300万円積み立てている。

ウ) 今後の課題

同法人では、組織を作らずに我慢してきた地区内の農家の受け皿となる必要があると考えているため、預かって欲しいと言われれば断らずに引き受けてきた。ただし、預けてくる農地は、条件のより悪い農地から順番に出てくるので、採算が悪いことが悩みの種としている。同法人では、今の育苗・乾燥設備を前提にすれば、120haが適正規模と想定している。2011年産で100haを超えることから、次に10ha増える時（110haを超える時）に、機械を増設し、従業員も1～2名増やす必要があるとの認識を持っている。現状の水稻作業の機械はほぼ3セットであるので、もう1セット増設する必要があると考えている。こうした経営規模拡大に伴って新たな設備投資等が必要であるが、そうした発展の節目節目に、法人の成長に合わせた支援がないことが問題となっている。

従業員は、ハローワークで公募すれば、応募がある状況なので、その確保には困らず、当面、問題はないとしている。応募者の大半は市外の非農家であり、市内からの応募が少ないのは、就職して下手な評判が付くのを嫌うためではないかと同法人では見ている。

50歳代の構成員の後継者1人（30歳代）が従業員として6年間勤めているので、組織の後継者は少なくとも1人は確保されているが、他の構成員2人はまだ農業後継者を確保できていない（50歳代の1人の子どもは女子のみ、40歳代の1人の子どもはまだ小学生）。他の雇用者はサラリーマン的な就業が多く、経営までやりたいという志向を持つ人材の確保は難しい状況である。

今後の安定的な経営発展の問題として、新たに立ち上げられた集落営農組織との競合関係がある。同法人では、預かった農地をベースにして設備投資や土づくりに取り組んでいるが、集落営農組織が立ち上げられたので、そちらに預け換えると地主に言われるケースが出てきて、収支を悪化させている。地域内で喧嘩をする訳にはいかず、借り手は弱い立場にあるため、地主の要求を受け入れざるを得ない状況となっている。また、集落営農組織は、高い地代配当を行うので、同法人に預ける場合より地主の手取りが多くなり、この

ことも地主を失う要因となっている。こうした高い地代設定は、集落営農組織にとっても経営のコストアップ要因となるため、今後、集落営農組織の経営を圧迫する可能性があるのではないかと考えている。

他方で、大規模法人や集落営農組織が立地していない集落では、集落外から法人、大規模農家等が借地を求めて秩序のない入り作として入り込んでいる集落が散見される。同法人との関係でいえば、①集落で大規模個別農家2戸が、②集落で地区外の大規模企業法人1社が、③集落で大規模農家2戸と大規模企業法人1社が、それぞれ同法人と競合している。今後、高齢農家のリタイアが続く中で農地貸付の増加が見込まれており、一層の競合が想定される。同法人が、引き続き規模拡大を進め、経営を発展させていくためには、こうした借地競合や借地を巡るトラブルを防止するための協定や第三者による調整が必要と考えられる。

(吉田 行郷)

(ii) f 農家

ア) 集落の概要

③集落はA地区の南部にあって、農家6戸、土地持ち非農家8戸、土地のない非農家が25戸の集落であり、市街地に近く混住化が進んでいる。農地面積（属地）18haはすべて水田である。1952年に交換分合を行い、1960年代に基盤整備事業を実施したため30a区画の農地が屋敷周りにまとまっている。6戸の農家の経営耕地は合計で11haであり、集落の農地18haのうち、7haは他集落からの入り作である。認定農業者のf氏以外の5戸は経営耕地が2ha未満であるが、トラクタ、田植機、コンバインを所有して水稻を自作している。

同集落には、集落営農組織はない。5～6年前に、集落内で今後の営農について話をしたことがあるが、「どうにもならない」ということで検討が終わってしまい、現在に至っている。

イ) 経営内容と特徴

f氏（63歳）は普及センターのOBで、水田3.4ha（自作地2.5ha、借地0.9ha）を経営する認定農業者である。自作地は、交換分合やその後の基盤整備事業により、すべて自宅の周辺にまとまっている。借地は、f氏の隣地に住む医者（東京在住）から借りているもので、f氏が在職中は相対での借入であったが、定年退職を機に利用権設定での借地とした。小作料はかつての標準小作料13,500円/10aである。

作付けは、水稻2.5ha、野菜（きゅうり、ブロッコリー、大根など延べ面積で）0.3ha、さといも0.1ha、球根（チューリップ、グラジオラス）0.2haを作付けしている。水稻はコシヒカリ2.0ha、早生のてんたかく0.3ha、もち米（晩生）の新大正モチ0.3haであり、コシヒカリのうち0.2haを加工用米としている。加工用米への助成が2万円/10aなので、2011年産から加工用米の作付けを拡大する意向である。球根と里芋を拡大するとともに、現在、野菜はJAを介して量販店に直送しているが、JA直売所ができるので、増産する計画であ

る。このほか、0.4haは自己保全管理としているが、以前から不作付けであった借地なので、そのままの状態で放置している。

農作業は、f氏が全作業を行い、妻（59歳）と長男（22歳）が補助作業を行う。長男は、就職活動中で田植や稲刈りを手伝う程度である。水稻播種等は、4人セット（家族3人＋臨時雇用1人）で行う必要があり、特定の1人を年1、2回、年間で6日間臨時雇用している。

所有農業機械は、トラクタ1台（2戸共有28ps）、田植機1台（6条）、自脱型コンバイン1台（3条）、乾燥機1基（50石）である。乾燥機については、JA出荷前に個人乾燥を行うことになっているため保有しているが、壊れたら直接カントリーへ持って行くことになる（JAも推進）。

農産物販売額は、2009年度で464万円（米354万円、野菜・球根110万円）である。

ウ）今後の課題

f氏自身は、地域の農業・農地を守るためには組織が必要であると考えており、組織が農地の受け皿になるとともに、定年後に集落にUターンする人に農業技術を教える役割を期待している。一方で米価が下がる中で組織経営の厳しさも指摘している。

③集落で営農している農家6戸のうち、3戸は農業後継者がいるが、3戸には後継者の就農が見込めず、10年後には離農すると見られる。認定農業者であるf氏の長男は就職活動中であり、将来は他出して農業を継ぐ予定はない。f氏自身が働ける間（70歳くらいまで）は営農を継続するが、将来は、自分の農地は他集落のe法人に預けることを考えており、少なくとも10年後に農地の受け手がなくなる状況にはないと考えている。

（吉井 邦恒）

3 砺波市A地区における農業構造変化の将来動向

（1）担い手の現状と農地利用

1）担い手の現状

担い手についてまとめておく。A地区内には個別大規模経営のe法人と3集落に集落営農組織が4組織（法人3、任意組織1）ある（前掲第Ⅱ-1-3図、第Ⅱ-1-11表も参照）。各集落営農組織は主要機械を装備し、全戸出役を原則にオペレータ作業や補助作業を実施している。オペレータは構成員の半数から8割で、60歳代、50歳代を中心に30・40歳代もいる。ブロックローテーションにより水稻・大麦・大豆を生産し（b組合とc組合は大豆と大麦を互いに作業委託）、法人組織は野菜を導入している。販売額は米麦・大豆ともに組織でプールし、収益を面積割りで構成員に配分する組織が多いが、b組合では構成員間の水稻単収差に対応するため収量に応じて収益を配分している。こうして各集落営農組織は、農業機械を保有し、米・麦・大豆さらには野菜を生産し、収支を共同化して利益を構成員に配分しており、協業経営体としての実体がある。

A地区の圃場の多くは30a～40a区画であるが、大規模借地経営のe法人では管理作業が膨大となるので、水管理のすべてと草刈り等の畦畔管理の半分を地権者に実施してもらい、実施者には管理料を支払っている。集落営農組織も肥培管理・水管理に加えて草刈り等の管理作業は各構成員が各自の水田を行い、e法人と同様に作業者に水田管理料を支払っている。集落営農組織の構成員は農林業センサスでは土地持ち非農家として捕捉されているが、その多くは集落営農組織のオペレータや補助作業従事者、さらには管理作業の従事者であり、営農と地域資源管理の担い手であって、単なる土地所有者とは言えない。e法人への農地貸付者も同様にその全てが単なる土地所有者ではない。そして、地域資源管理労働に対して対価を支払うことがA地区の特徴であり、地権者が地域資源維持の担い手となることで、農地の受け手の作業が軽減されるとともに、農地の維持が図られている。

つづいて、集落営農組織と大規模法人における作業者の賃金について整理する。管理作業については後述するので、ここでは機械作業と補助作業等の一般作業の時給を第Ⅱ-1-16表に示す。集落営農組織におけるオペレータの時給は、800円のc組合から1,500円のa組合まで、かなりの格差があるが、その序列は組織の設立年に対応している。設立が古い組織では減価償却済みの機械があったり、野菜導入による収益確保があるなどにより、経営が安定しているためと推測される。また一般作業については、オペレータ賃金と同一となっている（a組合では男女の時給差を設けている）。

第Ⅱ-1-16表 組織経営体の時給

(単位:円/時)			
組織名称	設立年	オペレータ 作業	その他作業
(農)e法人	1978	月給	-
c組合	2008	800	800
(農)d組合	2008	900	900
(農)b組合	2005	1,200	1,200
(農)a組合	1993	(男)1,500	(女)1,200

出所:実態調査結果による。

次に組織経営体が、構成員や地権者への支払いにおいて、土地と労働とどちらに比重を置いているかを整理しておきたい。第Ⅱ-1-17表は集落営農組織と大規模法人の収支構造を示したものである（集落営農組織は資料が得られたc組合のみである）。総収入の構成は、農産物販売はともに60%程度であるが、c組合は水田経営所得安定対策の交付金が成績払いのみであるため、交付金の割合が小さい（この点は、戸別所得補償制度へ移行することにより解消される）。

特徴的なのは費用の構成である。e法人は労務費と福利費が16%、役員報酬が13%、合計29%であるのに対して、c組合はそれぞれ10%、0%と非常に低い。他方で、地主への地代と管理作業への管理料支払いは、e法人はそれぞれ4%、5%（合計9%）であるのに対してc組合は14%、9%（合計23%）となっている。（e法人の「土地利用料」のうち、管理面

積は水管理のみ委託が45ha，畦畔管理・水管理委託が49haとして，作業料金は前者が4千円/10a，後者が8千円/10aとして管理料を算出し，残りを地代とした。）e法人では，労働と土地への支払いが29%対9%であるのに対して，c組合では10%対23%となり，労働と土地への支払いが逆転している。さらに管理料は管理作業への対価であるので，これを労働への支払いとすると，e法人は33%対5%と労働への支払いが圧倒的に大きく，これに対してc組合は20%対14%で労働への支払いが土地への支払いを上回る程度である。c組合はe法人に比較して，労務費や役員報酬などの農業労働への対価が少なく，土地への支払い，とりわけ地代としての支払いが厚くなっている。

第Ⅱ-1-17表 組織経営体の収支(2009年度)

(単位: 万円, %)

組織名		(農)e法人	c組合
収入	総収入	15,442 (100.0)	2,799 (100.0)
	農産物等販売	9,546 (61.8)	2,159 (77.1)
	うち米	8,070 (52.3)	2,026 (72.4)
	作業受託料	583 (3.8)	11 (0.4)
	産地づくり交付金等	4,234 (27.4)	420 (15.0)
	各種補助金	- (-)	157 (5.6)
費用	労務費	1,800 (11.7)	274 (9.8)
	福利費	679 (4.4)	10 (0.4)
	役員報酬	2,040 (13.2)	14 (0.5)
	管理料	572 (3.7)	253 (9.0)
	地代	775 (5.0)	381 (13.6)
	減価償却	232 (1.5)	487 (17.4)
	機械施設等圧縮損	4,206 (27.2)	906 (32.4)
当期剰余金		670 (4.3)	19 (0.7)

資料: 各組織の総会資料。

注1) 福利費には法定福利費、福利厚生費、退職給付費用の合計。

2) e法人の総収入から農業経営基盤強化準備金取り崩し益1,297万円を、c組合の収入から集落営農法人化等緊急整備推進事業810万円をそれぞれ差し引いてある。

先に見たようにc組合は時給が低いことも，こうした結果をもたらしている。そこで時給を2倍とすると労務費・役員報酬の支出は総収入の20%となるが，しかしe法人の29%には及ばない。このように集落営農組織にあっては，土地への報酬が厚く，他方で労働への報酬が薄くなっていることが特徴である。

(小野 智昭)

2) 農地利用

A地区における今後の耕地利用のあり方を検討するために，2010年農業センサス結果からみた事業体類型別の耕地利用状況を第Ⅱ-1-18表に示した。これでわかるように，地区全体の経営耕地面積357haのうち226ha（全体の63%）は，5つの組織経営体（農家以外の農業事業体），すなわち大規模法人や集落営農組織によって担われている。これら組織経営体の経営耕地はほとんどが非農家からの借入によるものであり，集落営農組織や大規模法人の組織経営体が耕地利用の中心的な役割を借地を通じて果たしていることになる。そ

して、組織経営体に次ぐ耕地利用の担い手が、販売農家である。経営耕地面積の36%を販売農家が占めている。

Ⅱ-1-18表 事業体類型別にみた耕地利用状況(A地区, 2010年)

		世帯数・ 事業体数	耕地面積(ha)				耕地面積割合(%)	
			経営耕地面積		所有耕地面積		経営耕地	所有耕地
			借入		貸付			
計		326	357	235	365	241	100.0	100.0
世帯	土地持ち非農家	219	-	-	225	224	-	61.8
	農家	102	131	10	139	17	36.7	38.0
	自給的農家	12	2	-	10	8	0.6	2.8
	販売農家	90	129	10	129	9	36.2	35.4
組織経営体		5	226	225	1	-	63.3	0.3

資料:農林水産省「農業センサス」から作成。

これらのことから、当地域における今後の耕地利用のあり方を考えるためには、集落営農組織等の組織経営体および販売農家の対応がどうようになるかを中心的にみておく必要があるといえる。それぞれの見通しについては以下ようになる。

集落営農組織等の組織経営体の経営面積の推移を第Ⅱ-1-19表に示した。いずれの組織も設立当初の面積規模は20ha台であった。その後、設立が1978年と早かったe法人の場合には、2010年には94haへ拡大しており、1993年設立のa組合は42ha、2005年設立のb組合は50haへと拡大している。2008年以降、近年になって設立された集落営農組織であるc組合、d組合の場合でも、当面の見込みで、いずれも30ha程度の規模まで拡大を見込んでいる。

第Ⅱ-1-19表 組織経営体の経営面積推移(A地区)

		(単位:ha)					備考
設立年(法人化年)		e法人 1978(1981)	a組合 1993(1993)	b組合 2005(2010)	c組合 2008(-)	d組合 2008(2010)	
経営 面積 等 (ha)	1978	27					実態調査 結果
	1993		27				
	2005			25			
	2006	81	39				砺波市 資料による (c組合を 除く)
	2007	82	40				
	2008	87	41				
	2009	92	41	44	25	20	
	2010	93	41	45		21	
	2010	94	42	50	28	21	実態調査 結果 (集積面積)
	当面の見込み 耕作可能面積		50		30 35	25~30	

資料:実態調査および砺波市資料による。

また、a組合やc組合の例でわかるように、現有の農業機械等の装備状況からみた耕作可能面積は現状の耕作面積（前掲第Ⅱ-1-11表）を上回っている（前者は可能面積50haに対して現状42ha、後者はそれぞれ35ha、26ha）。これらのことから、集落営農組織と先行して立ち上げられた組織との間での耕地利用をめぐる調整問題をはらみながらも、それぞれ

の組織の経営面積はなお拡大の基調にあることがわかる。

また、既述のように集落別に耕地利用の状況を個別農家の存在状況とも関連させて整理したのが第Ⅱ-1-20表である。A地区の集落の立地条件は、大きくは市街地周辺とそれ以外の2つに区分することができる。前者は市街地まで2km程度までに位置する集落で、徒歩でも市街地に行くことが容易である。

第Ⅱ-1-20表 集落ごとにみた耕地利用の特徴(A地区, 2010年)

立地条件	大字	集落 (自治会、 農業センサス 集落)	生産組合	耕地 面積 (ha)	大規模企業法人、集落営 農組織の拠点(経営面積)	個別農家 戸数	後継者が 同居で農 業手伝い あり	耕地利用の特徴	
市街地 周辺	①	①	①-1	10	—	8	1	農地引き受け手を主に外部地域に依存。今後も個別経営のリタイアが継続する見通しのため、受け皿が必要。 (⑤に営農組合が新規設立、e法人と農地競合)	e法人が一部進出
			①-2	18	—	5	2		
	④	②	②	17	—	不明	不明		
			③	16	—	5	4		
			④	16	—	7	3		
			⑤	25	(農)d組合 (21ha, 15戸)	10	2		
市街地 からおおむね2km 以遠	⑦	⑦	⑦-α	35	—	8	8	e法人が主に展開	↑
			⑦-β	24	—	11	?		
			⑦-γ	25	(農)e法人 (94ha, 3戸)	不明	不明		
	⑧	⑧	⑧-1	37	(農)a組合 (42ha, 34戸)	34 (組合員)	?	多数農家参加型の営農組合による農地利用が中心	↓
			⑧-2	27					
	⑨	⑨	⑨-1	28	(農)b組合 (50ha, 21戸)	21 (組合員)	8		
			⑨-2	22		10 (組合員)	?		
			⑨-3	29	c組合 (26ha, 24戸)				
			⑨-4	33		16 (組合員)	3		

資料:実態調査結果による。

注: 大字名、生産組合名については、第Ⅰ-補-1表の注を参照。

この市街地周辺の集落では、耕地の引き受け手が内部になかったため、農家がリタイアした際には集落外の個別経営が肩代わりすることで耕地が保全されてきた。設立が早かったe法人がこうした耕地引き受けの機能を果たしてきたことになる。近年に至って、⑤集落に集落営農組織のd組合が設立されたことで、耕地利用を担うもう1つの組織が登場している。市街地周辺の集落では、引き続き個別農家のリタイアが見込まれる(それぞれの集落で後継者が同居し、かつ農業手伝いをしている農家は数戸に過ぎない)中で、これら組織を主体とした耕地利用が展開するものと考えられるが、両組織による耕地利用をめぐる調整が必要な状況も深まっていくとみられる。

市街地周辺以外の集落は、e法人が主に展開している⑦集落、a組合が展開している⑧集

落、b組合およびc組合が展開している⑨集落といった3つの集落から構成されている。e法人は設立が早かったこともあり、市街地周辺の集落と同様に⑧集落、⑨集落においても先行して耕地借入を行っている。こうした状況の下で、集落営農組織の設立が遅れた⑨第4生産組合においては、同生産組合を拠点とする新規のc組合が設立されているが、同組織は、e法人ばかりでなく、A地区以外から進出してきたG法人とS法人の2つの大規模法人との耕地の利用調整が必要な状況となっている。同じ集落内農地でモザイク状に4つの営農組織が展開していることになる（前掲第Ⅱ-1-20表を参照、各集落ごとの状況については、前掲第Ⅱ-1-13表を参照）。

なお、各集落営農組織の農業機械オペレータ等の中心的な担い手の年齢層は、定年期前後の60歳代が最も多く、それに続く50歳代も比較的厚いことから、人材確保の面からは集落営農組織の今後の運営については、大きな問題を抱えているとはいえない。そうした意味でも、A地区では、集落営農組織等による耕地利用が促進されることが展望できる。

繰り返しになるが、残された問題は、同じ集落内で複数の組織経営体が営農活動を行うことによって、必ずしも農業機械利用や土地利用方式をめぐって効率的な営農が十分に行われにくい状況が生じている点である。個別農家に対して複数の営農組織からの利用権設定の要望がなされるなど、すでに耕地利用競合が生じている面が否定できない。こうした耕地の利用調整について、問題があることは行政、農協に認識されてはいるものの、具体的な対応方向が示されている段階とはなっていない。A地区において、今後、さらに集落営農組織や大規模法人による耕地利用が促進されることが想定される中で、土地利用調整をいかに図っていくか、行政、農協側にとっても重要な課題として取り組んでいく必要があるといえる。

ところで、例えば、市街地からもっとも離れた所に位置し、個別農家の耕作面積規模も比較的大きい⑨集落の場合には、兼業に傾斜しながらも個別農家が長らく維持されてきたことから、集落営農組織の形態も全戸出役型の性格を帯びている。同じA地区にありながらも、集落営農組織としての性格が地域毎に異なる性格を持っているのである。こうした組織としての性格差が、組織間での耕地利用調整上の問題をさらに複雑する可能性があるといえる。最後にこの点について、整理しておきたい。

第Ⅱ-1-21表は、営農組織別にみた地代（ないし土地利用料）および管理料の水準について示したものである。これでわかるように、耕地を提供した農家の受け取り額（地代のほか自らの耕地の管理等作業を行うことに対し支払われる作業料）は、組織によってかなり異なっている。

設立が早く現在は事実上3戸の共同経営である大規模法人のe法人の場合は、10a当たりの支払い金額が2万円程度であるに対して、それ以外の集落営農組織の場合には、c組合がe法人の水準に近いほかは、組織組合員への収益還元としての意味合いもあり、3万円前後と高めの支払い水準となっている。営農組織間の耕地利用調整を行う際には、作業効率を図るための圃場の面的な調整にとどまらず、こうした土地利用に関わる支払い額の差ならびにそれら支払いの基礎となっている作業内容の差にも配慮した対応に留意することが必

要となる。

第Ⅱ-1-21表 営農組織別にみた地代・土地利用料、管理費等

(単位:円/10a)

組織名称	(A) 地代・ 土地利用料	(B) 管理料等				(A) + (B)
			水管理	畦畔管理	その他 (施肥等)	
e法人	13,000未満	8,000	4,000	4,000	—	21,000未満
c組合	12,000	10,000	(区 分 な し)			22,000
d組合	12,800	15,000	8,000	5,000	2,000	27,800
b組合	12,800	20,000	5,000	5,000	10,000	32,800
a組合	17,000	18,000	(区 分 な し)			35,000

資料:実態調査結果による。

(香月 敏孝)

(2) 農家と担い手の将来動向

A地区では、すでに組織経営体間の耕地利用をめぐる競合関係が現れているが、今後引き続き農家のリタイアが進行するならば、どの程度の農地が流動化するのであろうか。各集落において、今後10年以内に起こるであろう農家のリタイアをヒアリングし、その結果から農業リタイアと農地流動化の予測を試みた(第Ⅱ-1-22表)。実態調査結果からは、10年以内に全体で124戸の農家のうち34戸が離農し、154haの農地のうち37ha(24%)が流動化すると見込まれる(数値は調査した生産組合のみの集計である)。1995～2005年の10年間には農家の農地が116ha(34%)減少し、流動化したことと比較すると、全体では大きな流動面積ではない。(なお、同表で⑧集落の販売農家の農地面積が1995年から2005年に33haも減少しているが、これは1993年に設立されたa組合が2000年センサスから農家以外

第Ⅱ-1-22表 今後10年以内の農地移動の予測

(単位:戸、ha、%)

集落・生産組合		①-1	③	④	⑥	⑤	⑧	⑨-1～2	⑨-4	合計
現在	農家数	7	7	9	10	15	34	22	20	124
	農家耕作面積 (A)	4	11	11	15	18	38	28	29	154
今後 10年間	離農農家数	1	4	3	0	5	3	11	7	34
	農地流動面積 (B)	1	7	3	0	6	4	9	7	37
	うち集落営農組織外	1	7	3	0	—	—	1	1	12
	増減面積割合(B)/(A)*100	-18.9	-58.0	-26.6	—	-33.9	-11.2	-32.7	-25.6	-24.0
10年後	農家数	6	3	6	10	10	31	11	13	90
	農家耕作面積	3	5	8	15	12	34	19	22	117
集落営農組織等		e法人				d組合	a組合	b組合	c組合	合計
現集積面積		94				21	42	50	28	235
拡大可能面積		26～				9～	8	50	7	100～
センサス集落		①	③	④	⑥	⑤	⑧	⑨	A地区	
農林業 センサス 販売 農家	1995年経営面積 (C)	28	14	24	18	19	51		107	343
	2005年経営面積	17	12	13	15	17	18		87	227
	95～05増減面積 (D)	-11	-2	-12	-2	-2	-33		-20	-116
	95～05増減率 (D)/(C)*100	-39.8	-17.1	-48.0	-13.6	-11.7	-65.5		-19.1	-33.8

資料:政策研調査、農林業センサス。
注: ラウンドの関係で各数値の計と「合計」が一致しない。

の事業体として捕捉されるようになったためと見られる。)

ここで問題は、こうした農家のリタイアが見込まれる中で、その受け手が存在するかどうかである。離農農家の農地面積を集落・生産組合別に見ると、⑤集落では6ha（うち集落営農組織構成員外、なし）、⑧集落の⑧第1および第2生産組合では4ha（同、なし）、⑨集落の⑨第1から第3生産組合では9ha（同1ha）、⑨第4生産組合では7ha（同1ha）である。集落営農組織が設立された集落では、リタイア農家のほとんどは構成員であり、構成員外の農家の流動面積は少ない。各集落営農組織は、集落内をメインに規模拡大を考えており、構成員外から新たに出される農地は集落営農組織に借地されるものと考えられる。それが集落営農組織の集積面積の増加になると見込まれる。各組織の今後の規模拡大可能面積から見ると、受けることが可能な面積である。

むしろ問題となるのは、構成員のリタイアに伴って、組織の農作業や水田管理作業の担い手が減少することであろう。現在よりも少ない人員で、拡大した農地を耕作しなければならないのであり、それに対応可能な人員が確保されるかどうかの問題である。組織として行う機械作業や一般作業の担い手を確保できるかどうか、そしてリタイアした農家の農地の管理作業を代替する者を確保できるかどうかである。現在のオペレータ従事者は30歳代から60歳代までの人であり、オペレータ作業に支障はないと考えられる。一般作業についても同様であろう。水田管理作業の担い手も、この程度の面積であれば確保できるものと見られるが、今後さらに管理作業の担い手が減少することになると、その確保が課題となってくるのではないかと思われる。

集落営農組織が未設立の集落では、e法人等が受け手となると想定される。調査集落についてみると、11haの農地が流動化するが、e法人の拡大可能面積から見ると、その流動化面積は受けることが可能な面積と考えられる。e法人では水管理や水田管理作業を地主に委託しているが、この新たな流動化は、そうした作業が困難な地主の農地が増加することでもあり、そうした作業者の確保はe法人にとっては集落営農組織に増して大きな課題になると考えられる。

他方で、それら担い手不在の集落では、e法人が一手に受け手になるとは限らず、地区外の大規模法人による入り作の増加も予想される。そのため入作者間の競合の強化も見込まれ、農地利用の調整が課題になるとと思われる。

（小野 智昭）

4. 砺波市A地区における農業再編の方向

（1） 組織経営体の立地と農地流動化

砺波市A地区の9集落のうち、市街地からある程度距離のある5集落は市街地近くの集落ほど混住化が進んでおらず、農地がまとまって残っている。このうちの4集落には、集落営農組織4組織と大規模企業法人1社が立地している（大きな1集落に2つの集落営農組織が

立地し、他の3集落にはそれぞれ1組織が立地している)。残り1つの集落では、農業後継者がいる兼業農家11戸が営農していることもあって(11戸の経営面積合計が15ha)、集落営農組織が設立されず、入り作も比較的少ない(3haのみ)。集落営農組織が設立されている3集落では、集落内の農家が組織へ参加し、農業後継者のいない高齢農家からの農地の組織による引き受けが進展しており、いずれの集落営農組織にも農地が集積されつつある。

他方で、市街地近くの人口が多く混住化が進展している4集落では、大規模な個別経営が立地していないだけでなく(経営面積3ha強の認定農業者1戸がある)、集落営農組織も立ち上げられておらず、農業後継者のいない個別農家が高齢化により離農する中で、入作者による農地の引き受けが増加している。入作者の内訳は、地区内の大規模法人e法人、地区内の集落営農組織に加えて、他地区の大規模個別経営、大規模法人である。

(2) 農地の利用調整機能の整備

集落営農組織が設立された集落にあっても、組織の立ち上げは、一番早いもので2005年であり、組織が立ち上げられるまでは、集落内のリタイア農家からの農地の引き受け手は地区内の大規模法人e法人(1978年設立)か地区外からの入作者であった。しかし、集落営農組織が立ち上げられてからは、離農者は集落内の集落営農組織に農地を預ける傾向がみられる。また、新たに預けられる農地だけでなく、以前から大規模法人等に預けられていた農地でも、利用権の更新時に、そうした従来の引き受け手から集落営農組織へ預け替えがみられる。こうした動きは、地区内の大規模企業法人側からみれば、規模拡大を制約するものであり、不本意なものであるが、仕方がない流れとして受け止められている。また、立ち上げられた集落営農組織のうち2組織では、すでに周辺集落での農地の引き受けも始めており、こうした動きも、地区内の大規模法人の規模拡大に向けた動きと競合する関係にある。

市街地近くの集落営農組織が設立されていない集落では、集落内に農地の受け手がおらず、地区内外の入作者による農地の引き受けが増加している。しかし、こうした入作者による農地利用の調整は現在のところ特段行われていない。また、これら4集落では、将来的にも集落全体で組織を立ち上げる展望が開けておらず、農家のリタイアも加速する見込みであることから、こうした入作者間の農地の引き受けに関する競合関係は、今後、強まっていくものと思われる。

A地区全体では、今後、リタイア農家からの引き受け手を求める農地が拡大することが見込まれる。集落営農組織や大規模法人が立地する集落では、それらが農地の引き受け手になることが予想される。一方、そうした担い手が不在の集落では、規模拡大意向のある集落営農組織と大規模企業法人、地区外からの入作者による農地の引き受けに関する競合関係が強まることが予想される。農地の引き受け手間の関係を悪化させない形で、地域農業を維持・発展させていくためには、農地利用調整が必要であるが、農地流動化が集落を越えて発生するのであるから、集落を越えたより広域での農地の利用調整を行える機能の整備が必要と考えられる。例えば、広域での土地持ち非農家も含めた農用地利用改善団体

の立ち上げと、その場での利用調整のための話し合いが必要と考えられる。その場合、集落内の農地を誰に預けるのかについての合意を形成することが大きな鍵になると考えられる。例えば、集落内で、10年後、20年後の集落内の農業について話し合い、集落内に農地の引き受け手を見いだせない場合には、集落外の担い手に引き受けてもらう必要があることを認識したり、集落内の農地の維持・管理に関して後継者世代の意見を集約することも有効と思われる。

（３） 大規模企業法人の規模拡大、集落営農組織の経営発展

大規模法人のe法人は、既に経営の持続性が確保されているものの、周囲の集落で集落営農組織が立ち上げられたことから、これまでのようなペースでの規模拡大が難しい状況となっている。今後、この法人の経営発展を確保していくためには、集落営農組織が立ち上げられていない集落において、こうした持続性の高い組織を特定農業法人として位置付ける合意を形成するなど、まとまった単位での農地の引き受けが促進されるような環境を整備していく必要がある。

これに対して、集落営農組織では、農業機械の共同化、オペレータへの機械作業の集約が進んでいる。60歳代、50歳代のオペレータを中心としつつも30・40歳代もいて、人材が確保されている。全戸出役型をできるだけ維持する方向であるが、機械作業については、a組合は60歳代の専業農家を中心とする状態であり、またb組合は4人程度の若い専従者に集中させたい意向である。個別農家の機械の処理と組織での機械の所有が進んでいるが、兼業農家が兼業の合間に機械作業を行えるよう機械装備が経営面積に対してやや過剰な傾向がみられ、生産性の向上の面でもまだ課題を残している。今後、若い専従者に機械作業を集中する場合には、給与を支払えるよう、機械作業のオペレータへの集約をさらに進めるとともに、周年就業のために施設園芸や多角部門を導入していく必要がある。また、生産性については、こうした取組を行うことで、自ずと組織の経営もより効率化・安定化するものと考えられるが、経営の安定化の観点からは、より地主から作業実施者への収益の配分のシフトが必要になってくるものと考えられる。

（４） 散居集落特有の課題への対応

近年、後継者のいない農家の散居住宅跡地が増加しており、害獣の住处として獣害の要因となるだけでなく、農地の集約、作業の効率化の面でも阻害要因となっている。

しかし、こうした散居住宅跡地を水田に転換すると、農地法上、「農地開発」扱いになってしまうため、十分な対応ができずにいる。今後も後継者のいない農家の住宅跡地が増加することが見込まれていることを踏まえれば、こうした富山県砺波市のような散居集落地帯においては、現在、東日本大震災の被災地で導入が検討されている農地と宅地の一体的な再編の仕組みを応用して、効率的な営農を阻害したり、獣害の要因となる散居住宅跡地を水田化していく必要性も増加していくものと考えられる。

（吉田 行郷）

第2節 佐賀県佐賀市B地区

1. 佐賀県と佐賀市における水田農業

(1) 佐賀県の水田農業の特徴

佐賀県の地形は、東部の福岡県境および南部の有明海側には主に平坦地が広がり、北部の福岡県境および南西部の長崎県境は最高1,000m級の山地が連なり、そして、北西部の壱岐水道側は主にリアス式海岸と丘陵地で構成されている（第Ⅱ-2-1図）。

農業生産は、平坦地は水田地帯で米麦二毛作を中心に生産調整作物として大豆・タマネギ・イチゴ等の生産が展開しており、中山間地域および北西部沿岸地域では水稻作とミカン等の果樹類や施設園芸・肉用牛等の生産が特徴である（第Ⅱ-2-1表）。



第Ⅱ-2-1図 佐賀県地図

資料：農林水産省「わがマチ・わがムラ」
(<http://www.machimura.maff.go.jp/machi/map2/41/201/>)

第Ⅱ-2-1表 佐賀県の品目別農業産出額(上位10品目・2009年)

		(単位:億円, %)									
	佐賀県計	農産物名									
		米	肉用牛	みかん	たまねぎ	いちご	ブローラー	豚	二条大麦	大豆	アスパラガス
産出額	1,274	284	156	106	101	91	74	45	32	28	27
構成比	100.0	22.3	12.2	8.3	7.9	7.1	5.8	3.5	2.5	2.2	2.1

資料) 第57次佐賀農林水産統計年報

佐賀県における水田農業の中心は、有明海側の佐賀平野であり、その大部分が標高5m未満の新規沖積層で、有明海の干陸化過程で生じた排水路を原型にしたクリーク灌漑による水田農業が発展してきた⁽¹⁾。佐賀平野の水田農業は、1922年(大正11年)に電機灌漑が開始され、それ以降、品種改良や多肥化による近代農法が展開し、1933～35年頃にかけて「佐賀段階」といわれる収量増加により稲作単収全国一を達成した。また、第二次世界大戦後も、国営嘉瀬川土地改良事業等により北山ダムや川上頭首工を建設して灌漑水路整備

と圃場整備を進め、栽培方式を統一した稲作集団栽培の進展により、1965～66年に再び稲作単収全国一を達成し、「新佐賀段階」と称された⁽²⁾。さらに、1976年から筑後川下流農業水利事業が開始され、筑後大堰の建設により、干潮時にクリークに淡水（アオ）を取水する作業から解放され、圃場整備の進展とともに機械・施設の共同利用組織・共同作業組織等の生産組織が展開し、共同乾燥施設（カントリーエレベータ、ライスセンター）を一つの地域単位とする、現在の佐賀平野の水田農業構造の基盤が形成された⁽³⁾。佐賀平野では、こうした農業展開を背景に、水田裏作麦の生産や生産調整作物である大豆のブロックローテーションによる集団的取り組みにより、稲・麦・大豆の効率的な生産が実施されている⁽⁴⁾。

これまで佐賀県では、大規模個別農家による借地が進んでいたが、2005年(平成17年)以降は集落営農組織への急速な集積が進んでいるとされている(前掲第Ⅰ-3-4図)。2010年(平成22年)の総農家数は2万5千戸であり、2005年(平成17年)の3万8千戸から1万3千戸(▲34%)もの大幅な減少を示しており、特に、第2種兼業農家数の減少が大きい(▲49%) (第Ⅱ-2-2表)。自給的農家数は47戸減少(▲0.7%)とほぼ不変であるが、土地持ち非農家数は1万8千戸から3万戸へと1万1千戸(61%)もの大幅な増加傾向を示している。他方で、農家以外の事業体が98事業体から574事業体へと激増している。この間に農業サービス事業体が175事業体減少しており、この多くは2010年に農家以外の事業体として把握されたものと考えられるので、農家以外の事業体はこの間に300事業体程度が新設されたものと見られる。

第Ⅱ-2-2表 佐賀県の農家数、農業事業体数等の動向

(単位:戸, 事業体)

	総農家数	自給的 農家数	販売 農家数	専業 農家	第1種 兼業農家	第2種 兼業農家	土地持 ち非農 家数	農家以外 の農業 事業体	農業 サービス 事業体
2005年	37,919	6,675	31,244	5,873	6,718	18,653	18,432	98	689
2010年	25,108	6,628	18,480	4,725	4,263	9,492	29,633	574	514
増減数	▲ 12,811	▲ 47	▲ 12,764	▲ 1,148	▲ 2,455	▲ 9,161	11,201	476	▲ 175
増減率	▲ 33.8	▲ 0.7	▲ 40.9	▲ 19.5	▲ 36.5	▲ 49.1	60.8	485.7	▲ 25.4

資料) 農林業センサス

経営耕地総面積については、販売農家のそれが5年間で2万2千ha減少する一方で、農家以外の事業体のそれが2万1千ha増加し、農業経営体全体では3百ha減少(▲1%)と、変化は僅かである(第Ⅱ-2-3表)。経営耕地面積のそうした変化のほとんどは田での変化であり、農家の田面積が激減する一方で、農家以外の事業体の田面積が激増している。そして農家以外の事業体の田面積のほとんどは借入耕地であり、3百haから2万haへと激増している。農家の借入耕地面積の減少は4千haであり、経営耕地面積の減少との差1万7千haは、農家の自作地の減少である。2005年(平成17年)から2010年(平成22年)にかけて、農家以外の農業事業体として把握される集落営農組織が激増し(その多くは新設)、そこに参加

する農家が土地持ち非農家として把握された結果、農家数が大きく減少する一方で、農家の農地（ほぼ全て田）が農家以外の農業事業体の借地となって表出されている。農業経営体の品目別の作付面積は、生産調整のため水稻が減少しているが、麦類、豆類が増加しており、水田面積に対する麦類作付割合は52.2%である。

第Ⅱ-2-3表 佐賀県の経営耕地、品目別作付、借入耕地面積の動向（農業経営体）

(単位:ha)

	年次	経営耕地			品目別作付面積		
		総面積	田	借入耕地面積	水稻	麦類	豆類
農業経営体	2005	47,379	39,170	9,621	26,920	20,065	7,098
	2010	47,071	39,611	26,452	25,353	20,669	8,557
販売農家	2005	46,888	38,787	9,281	26,734	19,818	6,973
	2010	25,322	18,174	5,717	10,743	4,428	1,619
農家以外の農業事業体	2005	476	382	340	185	247	125
	2010	21,709	21,425	20,735	14,609	16,241	6,938
'05～'10 増減数	農業経営体	▲ 308	441	16,831	▲ 1,567	604	1,459
	販売農家	▲ 21,566	▲ 20,613	▲ 3,564	▲ 15,991	▲ 15,390	▲ 5,354
	農家以外の事業体	21,233	21,043	20,395	14,424	15,994	6,813

資料) 農林業センサス

前述の通り、佐賀平野の水田地帯では生産組織が展開しているため、2005(平成17年)年時点における農業生産組織への参加農家割合（62%）が都府県平均（15%）に比べ大幅に高い（第Ⅱ-2-4表）。農家が参加している生産組織のタイプは、機械・施設の共同利用組織が最も多く、48%の農家が参加し、また作業受託組織に35%の農家が参加している。そしてオペレータとして従事する農家は11%である。オペレータを担う農家は全体の1割程度であること、共同乾燥施設の利用農家が半数程度いること、そして共同作業組織に参加しつつ組織に作業委託している農家が多くいることが推測される。それら組織のうち作業受託組織は、先述した農業サービス事業体として表されている。

第Ⅱ-2-4表 農業生産組織等への参加状況(販売農家・2005年)

単位:戸、%

	農業生産組織に参加した実農家数	販売農家数に占める割合				
		参加農家割合	参加している組織(複数回答)			オペレータとして従事する農家割合
			機械・施設の共同利用組織	委託を受けて農作業を行う組織	協業経営体	
都府県	280,050	14.7	11.1	4.9	1.4	3.2
佐賀県	19,456	62.3	47.5	34.9	0.5	11.4

資料) 2005年農林業センサス

集落をベースとする組織経営体は集落営農組織として把握される。佐賀県の集落営農組織数は、2005年にすでに300超の組織があったが、2006年の経営所得安定対策の実施以降、急激に増加し、2006年から2007年にかけて、組織数で352組織、構成農家数で1万3千戸が増加し、ともに2倍以上の増加を示した（第Ⅱ-2-5表）。構成農家数の増加は前掲第Ⅱ-2-2表の農家数減少にほぼ匹敵する変化である。

また、集積面積は、農作業受託面積が減少に転じる一方で経営耕地面積が急増して、約2.7倍に相当する1万9千haが増加した。経営所得安定対策を機に、新たな集落営農組織が多数設立され、既存の組織とともにそれらの経営面積が急増し、他方でそうした集落営農組織に農家が参加することで、販売農家数が減少したといえる。なお、2007年以降は、組織数、構成農家数、集積面積ともに微減傾向にある。また法人化は進展しておらず、集落営農組織の法人割合が低いことが佐賀県の特徴である。なお、2011年（平成23年）の一組織あたり平均構成農家数は38.6戸、同集積面積は45.2haである⁽⁵⁾。

第Ⅱ-2-5表 佐賀県の集落営農組織数と集積面積の推移

単位：集落営農，戸，ha

	集落営 農数			構成 農家数	集積 面積			1組織あたり	
		法人	非法人			経営耕地 面積	農作業 受託面積	構成 農家数	集積 面積
2005年	323	—	323	12,319	9,819	802	9,017	38.1	30.4
2006年	332	—	332	12,669	11,338	1,646	9,692	38.2	34.2
2007年	684	6	678	25,849	30,201	23,324	6,877	37.8	44.2
2008年	673	6	667	25,458	30,208	23,316	6,892	37.8	44.9
2009年	666	6	660	25,599	29,593	23,295	6,298	38.4	44.4
2010年	653	6	647	25,170	29,426	23,630	5,796	38.5	45.1
2011年	647	6	641	24,990	29,220	23,548	5,672	38.6	45.2

資料) 集落営農実態調査

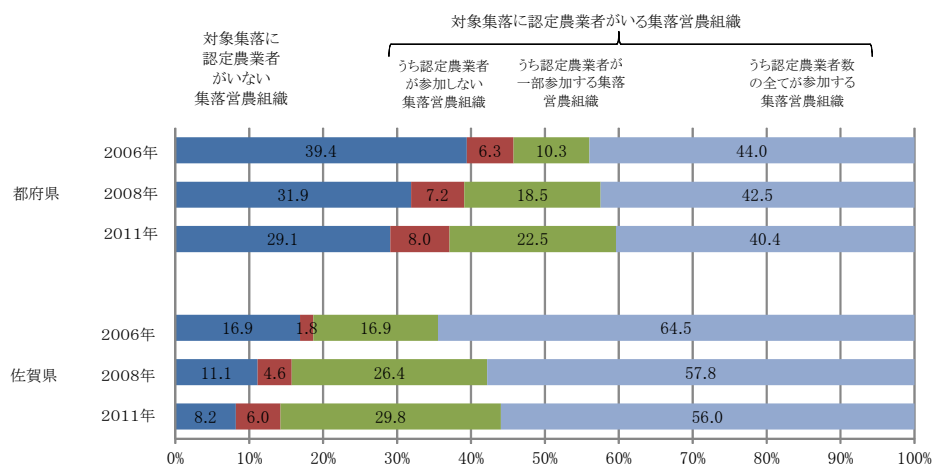
このような集落営農組織の特徴を都府県平均と比較すると、まず、大半の集落営農組織で稲・麦・大豆の全てを取り扱っている（第Ⅱ-2-6表）。しかし、作物によって作業体制は異なり、大豆は都府県と同様に「組織内のオペレータ中心」が過半を占め、「構成農家による共同作業」は4割弱であるが、逆に稲作は「構成農家による共同作業」が3分の2、麦類作は「構成農家による共同作業」が過半を占めている。農業機械の利用割合は、トラクタと動力田植機は7割以上の組織で「構成員所有機械のみ使用」と回答している。また、組織で所有する施設の割合は育苗施設(3.1%)、乾燥調製施設(3.7%)ともにきわめて低い。こうしたことから、佐賀県の集落営農組織では、耕起作業や水稻育苗・田植は個別農家を中心に作業が実施され、水稻と麦類の収穫は機械の共同利用による共同作業が、大豆の収穫はオペレータによる作業が行われ、乾燥調製は旧村規模の共同乾燥施設を利用するような作業体制が多いといえる。

第Ⅱ-2-6表 佐賀県集落営農組織の特徴(2011年)

(単位:%)																			
	集計 集落 営農 組織数	取組農産物別 割合			農作業体制別割合						過去1年間の農業機械の利用割合						所有施設別 割合		
					水稲・陸稲		麦類		大豆		トラクタ		動力田植機		コンバイン				
		水稲・ 陸稲	麦類	大豆	組織内 のオペ レータ 中心	構成 農家 による 共同 作業	組織内 のオペ レータ 中心	構成 農家 による 共同 作業	組織内 のオペ レータ 中心	構成 農家 による 共同 作業	組織 所有 機械 のみ 使用	構成員 所有 機械 のみ 使用	組織 所有 機械 のみ 使用	構成員 所有 機械 のみ 使用	組織 所有 機械 のみ 使用	構成員 所有 機械 のみ 使用	育苗 施設	乾燥 調製 施設	
都府県	2,734	82.6	53.4	51.4	53.7	45.4	61.1	37.0	61.6	32.2	24.3	46.0	29.8	37.9	34.9	30.3	25.1	31.5	
佐賀	161	94.4	95.7	96.9	33.6	66.4	46.8	53.2	53.8	37.2	3.1	72.0	6.8	76.4	24.2	36.6	3.1	3.7	

資料) 2011年集落営農活動実態調査組み替え集計

さらに、集落営農組織の対象集落内における認定農業者の存在状況をみると、認定農業者がいる集落の割合は都府県平均に比べ20ポイント以上高く、2011年(平成23年)では9割以上を示している(第Ⅱ-2-2図)。そして集落内の認定農業者のうち、すべての認定農業者が集落営農に参加している割合は56%で都府県よりも15ポイント以上高くなっている。佐賀県では、認定農業者のような農業の担い手がいる集落で集落営農組織が組織化され、集落内の認定農業者の全てが組織に参加する割合が高いことが特徴である。2006年(平成18年)からの経年変化をみると、佐賀県および都府県平均ともに、集落内に認定農業者がいる割合が増加する一方で、認定農業者の全てが参加する割合が減少し、認定農業者の一部が参加、もしくは全く参加しない集落営農組織の割合が増加する傾向にあり、佐賀県では2011年(平成23年)に両者を合わせて35.8%になっている。近年設立された集落営農組織ほど、同じ集落内で集落営農組織と認定農業者が併存している割合が増えている。

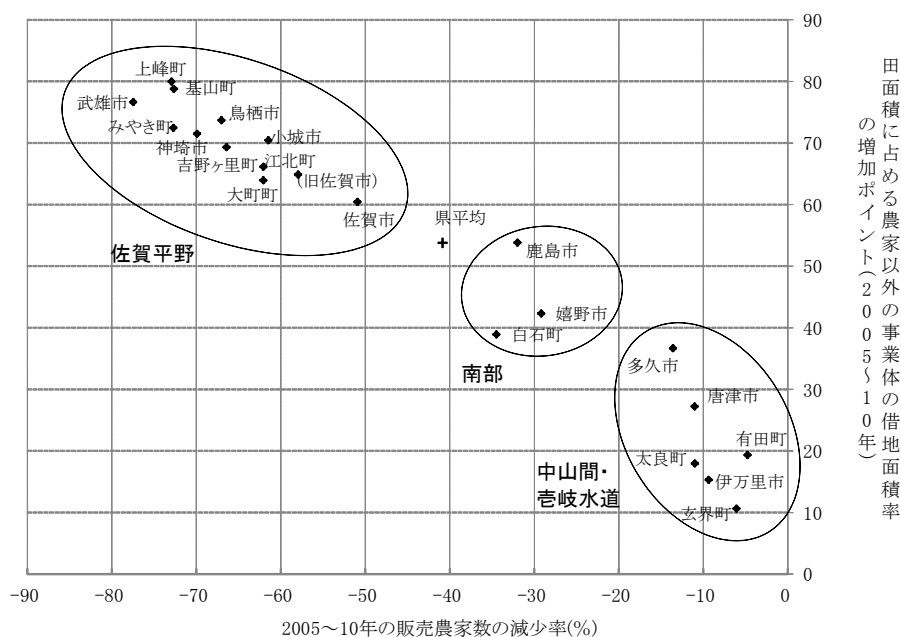


第Ⅱ-2-2図 集落営農組織の対象集落における認定農業者の存在と参加状況

資料) 集落営農実態調査組み替え集計

以上から、2005年(平成17年)以降の佐賀県の水田地帯では、多くの集落営農組織が設立されて急速な農地集積が進み、組織に参加したことにより販売農家数が大幅に減少して土地持ち非農家が大幅に増加した。しかし集落営農組織は、法人化が進んでおらず、特に稲作および麦作において、組織のオペレータとしてではなく構成員による共同作業や個別農家の機械を利用した作業体制に留まっている段階の組織が多いのが特徴と考えられる。そして、集落内の全認定農業者が組織に参加する割合が高い一方で、同一集落内で組織に参加しない認定農業者がいる集落営農組織の割合が増えており、今後、農地集積を巡る両者の関係が重要になると考えられる。

次に、佐賀県内の市町村別に販売農家数の減少動向と田面積に占める農家以外の事業体の借入耕地面積率の増加動向をみると、その分布状況は、ほぼ負の相関関係にあるとともに、佐賀平野周辺の市町村、南部の有明海側の市町村、そして北西部の山間地および壱岐水道側の沿岸地帯の市町村に大きく3つに区分できる(第Ⅱ-2-3図)。主に佐賀平野周辺では、集落営農組織の設立が多かったため、販売農家数の減少率が約50～80%と高く、販売農家以外の田借地面積率の増加も約60～80%ポイントと高い。南部では、タマネギ作等を中心に個別の担い手が存在するため、販売農家数は約30%前後の減少で、販売農家以外の田借地面積率の増加は約40～50ポイントである。平坦な水田の少ない北西部では、販売農家数の減少率が約10%前後と低く、販売農家以外の田借地面積率の増加も約10～30ポイント弱と低い値になっている。



第Ⅱ-2-3図 佐賀県の販売農家数減少と田面積に占める農家以外の借地面積増加
(2005～2010)

資料:農林業センサス

注. 田面積に占める販売農家以外の借地面積率(%)

= (農業経営体の田借地面積 - 販売農家の田借地面積) / 農業経営体の経営耕地面積(田) × 100

(2) 佐賀市の水田農業および担い手の動向

現在の佐賀市は、2005年10月1日に（旧）佐賀市・富士町・大和町・諸富町・三瀬村の1市3町1村が新設合併し、新市制による佐賀市が発足し、さらに、2007年10月1日に川副町・東与賀町・久保田町の3町を編入して形成されている。人口は237,501人（2010年10月1日現在）で佐賀県の約4分の1強を、面積は431km²で同6分の1強を占めている。これらの合併により、市北部に広大な中山間地域が編入されたため、以下の分析では佐賀平野における水田農業の典型である旧佐賀市の動向を中心に行う（前掲第Ⅱ-2-3図）。

旧佐賀市の2010年（平成22年）の総農家数は1,064戸であり、2005年（平成17年）の2,178戸から1,114戸（▲51.1%）もの大幅な減少を示している（第Ⅱ-2-7表）。これは第1種および第2種兼業農家数がともに60%強と大きく減少し、販売農家数が1,076戸（57.9%）も減少したためである。その一方で、土地持ち非農家数は1,259戸から2,219戸へと960戸（76.3%）もの大幅な増加を示している。この間に農家以外の事業体が4事業体から58事業体へと54事業体も増加しており、これらのほとんどがこの間に設立された集落営農組織と考えられる。

第Ⅱ-2-7表 旧佐賀市の総農家、土地持ち非農家等の動向

	総農家数	自給的 農家数	販売 農家数				土地持 ち非農 家数	農家以外 の農業 事業体	農業 サービス 事業体
				専業 農家	第1種 兼業農家	第2種 兼業農家			
2005年	2,178	321	1,857	374	509	974	1,259	4	78
2010年	1,064	283	781	228	178	375	2,219	58	38
（新佐賀市）	(3,426)	(778)	(2,648)	(760)	(640)	(1,248)	(6,164)	(146)	(114)
増減数	▲ 1,114	▲ 38	▲ 1,076	▲ 146	▲ 331	▲ 599	960	54	▲ 40

資料) 農林業センサス。

注. 農家以外の農業事業体数＝農産物販売農業経営体数－農産物販売農家数。

農業経営体の2010年における経営耕地総面積は4,138haであり、2005年に比べ約1割に該当する407ha（田は418ha）が増加している（第Ⅱ-2-8表）^⑥。この間に、販売農家の経営耕地総面積は、3,727haからその約6割に相当する1,509haへ、2,218ha（田は2,203ha）が減少している。その一方で、農家以外の事業体の経営耕地総面積が4haから2,629haへ、2,625ha（田は2,620ha）も一挙に増加している。この間に、農家の農地が集落営農組織に集積され、農業経営体の経営耕地に占める農家以外の事業体の集積割合は65%にもなっている。

借入耕地面積の動向をみると、農家以外の事業体では4haから2,446haへ、2,442ha増加している。逆に、販売農家では372ha減少している。販売農家の経営耕地総面積の減少が2,218haであることから、両者の差1,846haは、販売農家の自作地の減少である。販売農家は集落営農組織に参加し、その自作地と借地を合わせて組織の経営耕地としているものといえる。

第Ⅱ-2-8表 旧佐賀市の経営耕地面積と品目別作付面積の動向

(単位:経営体、戸、ha)

	年次	経営耕地 総面積	借入耕地 面積	田	品目別作付面積		
					水稻	麦類	豆類
農業経営体	2005	3,731	914	3,635	2,583	2,730	768
	2010	4,138	2,984	4,053	2,467	3,067	1,171
販売農家	2005	3,727	910	3,631	2,579	2,726	768
	2010	1,509	538	1,428	975	695	236
農家以外 の事業体	2005	4	4	4	4	4	0
	2010	2,629	2,446	2,624	1,492	2,371	935
増 減 数	農業経営体	407	2,070	418	▲ 116	337	403
	販売農家	▲ 2,218	▲ 372	▲ 2,203	▲ 1,604	▲ 2,031	▲ 532
	農家以外 の事業体	2,625	2,442	2,620	1,488	2,367	935

資料) 農林業センサス

品目別の作付面積は、農業経営体で見ると、水稻が減少して麦類および豆類が増加しており、水田面積に対する麦類（ほとんど裏作）作付割合は75%となっている。この麦類作付割合は販売農家で49%であるのに対して、農家以外の事業体では90%であり、両者で大きく異なる。麦類と豆類の作付け面積に占める農家以外の事業体のシェアは、麦類で87%、豆類で80%であり、これら作物はほぼ集落営農組織に集積されている。

販売農家数を経営耕地面積規模別にみると、10.0ha未満層、特に、0.5～5.0ha未満層では農家数が大幅に減少しているが、逆に、10.0ha以上層では11戸から18戸へと大きく増えている(第Ⅱ-2-9表)。同様に、農家以外の事業体は、10.0ha未満層での増加もあるが10.0ha以上層、とくに20ha以上層で増加を示し、2005年時点では存在しなかった30.0ha以上層が36経営体も出現し、100.0ha以上層も4経営体出現している等、大規模な経営体が急激に形

第Ⅱ-2-9表 旧佐賀市の経営耕地面積規模別の農業経営体数の動向

(単位:ha,経営体、戸)

		経営耕地面積規模										
		0.5ha 未 満	0.5 ～ 1.0	1.0 ～ 2.0	2.0 ～ 3.0	3.0 ～ 5.0	5.0 ～ 10.0	10.0 ～ 20.0	20.0 ～ 30.0	30.0 ～ 50.0	50.0 ～ 100.0	100ha 以 上
農業 経営 体	2005年	251	360	592	382	268	75	10	1	-	-	-
	2010年	231	176	201	80	63	55	21	14	26	6	4
	増減数	▲ 20	▲ 184	▲ 391	▲ 302	▲ 205	▲ 20	11	13	26	6	4
販売 農家	2005年	171	359	592	382	267	75	10	1	-	-	-
	2010年	192	175	201	79	63	53	16	2	-	-	-
	増減数	21	▲ 184	▲ 391	▲ 303	▲ 204	▲ 22	6	1	0	0	0
農家 以外 の事 業体	2005年	80	1	0	0	1	0	0	0	-	-	-
	2010年	39	1	0	1	0	2	5	12	26	6	4
	増減数	▲ 41	0	0	1	▲ 1	2	5	12	26	6	4

資料) 農林業センサス。

注. 0.5ha未満の農家以外の事業体には、農業サービス事業体も含まれている。

成されている。

ここで、販売農家の農業経営組織別の動向をみると、販売農家数が大きく減少するなかで、準単一複合経営農家数554戸（78%）減と複合経営農家数332戸（83%）減という減少が大きい。また稲作単一経営農家数241戸（42%）の減少も比較的大きいが、逆に、単一経営農家のうち露地野菜（26戸増加）、施設野菜（68戸増加）、花き・花木（3戸増加）等の単一経営農家数は増加している（第Ⅱ-2-10表）。小規模の販売農家数が減少するなかで、個別の営農を継続する農家は単作化に向かっている。この中には、複合経営の販売農家が集落営農組織に組織化されるとともに、稲作、麦作、大豆作等の土地利用部門は個別経営から切り離して、集落営農組織に編入させる一方で、園芸部門等は農家経営として残っているというものもかなり含まれていると考えられる⁽⁷⁾。

第Ⅱ-2-10表 旧佐賀市の農業経営組織別農家数の動向（販売農家）

(単位:戸)																	
	単一 経営 農家数							準単一 複合 経営 農家数	稲作主位で2位部門が					露地 野菜 が 主位	施設 野菜 が 主位	花き・ 花木 が 主位	複合 経営 農家数
									麦類 作								
		稲作	麦類 作	雑穀・ いも類・ 豆類	露地 野菜	施設 野菜	花き・ 花木		麦類 作	雑穀・ いも類・ 豆類	露地 野菜	施設 野菜	花き・ 花木				
2005年	703	569	9	32	8	46	22	712	455	46	28	3	1	17	86	7	399
2010年	528	328	1	2	34	114	25	158	59	6	33	3	1	17	24	4	67
増減数	▲ 175	▲ 241	▲ 8	▲ 30	26	68	3	▲ 554	▲ 396	▲ 40	5	0	0	0	▲ 62	▲ 3	▲ 332

資料) 農林業センサス

注: 単一経営農家とは、農産物販売金額のうち、主位部門の販売金額が8割以上の農家をいう。

準単一複合経営農家とは、農産物販売金額のうち、主位部門の販売金額が6割以上8割未満の農家をいう。

複合経営農家とは、農産物販売金額のうち、主位部門の販売金額が6割未満の農家をいう。

旧佐賀市の集落営農組織数は、2006年（平成18年）から2007（平成19年）年にかけて10組織（20.4%）増加し、構成農家数も増加しているが、前掲第Ⅱ-2-5表の佐賀県ほどの大幅な増加は見られない（第Ⅱ-2-11表）。しかしその集積面積は、600haから2,654haへ約4倍強と急激に増加している。その内訳は、作業受託面積562haが全てなくなる一方で、経営耕地面積が38haから2,654haへと大きく増加している。前掲第Ⅱ-2-9表でみた農林業センサスの結果も踏まえるならば、経営所得安定対策を機に、新たに設立された組織は多くなく、大

第Ⅱ-2-11表 旧佐賀市の集落営農組織数と集積面積の推移

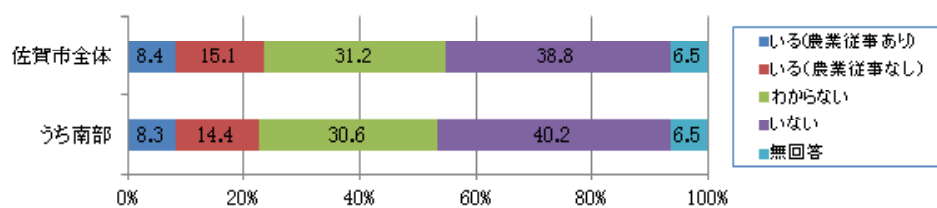
	(単位:集落営農, 戸, ha)							
	集落営 農数			構成 農家数	集積 面積	1組織あたり		
		法人	非法人			経営耕地 面積	農作業 受託面積	構成 農家数
2006年	49	—	49	1,224	600	38	562	25.0
2007年	59	1	58	1,660	2,654	2,654	0	28.1
2008年	53	1	52	1,493	2,578	2,578	0	28.2
2009年	53	1	52	1,433	2,540	2,540	0	27.0
2010年	53	1	52	1,423	2,495	2,495	0	26.8
2011年	52	1	51	1,412	2,471	2,471	0	27.2

資料) 集落営農実態調査組み替え集計

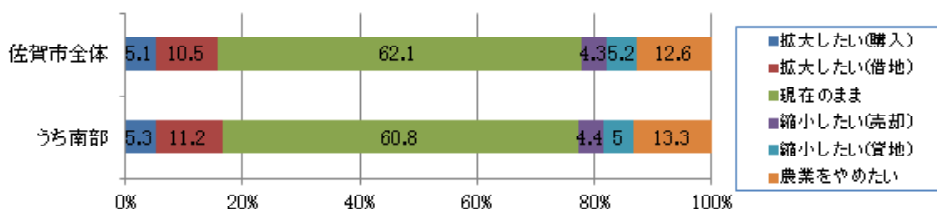
豆転作等の作業受託を行う組織から麦作(裏作)や稲作も含めた水田作全体の組織へと再編成されたものと見られる。なお、2011年(平成23年)の一組織あたり平均構成農家数は27.2戸(佐賀県38.6戸)、同集積面積は47.5ha(同45.2ha)となっている。

以上から、佐賀平野の水田農業の典型である旧佐賀市では、経営所得安定対策の実施以降、集落営農組織を設立した地区では、主に中小規模層農家の水田が集落営農組織へ集積することにより、佐賀県以上に強い傾向で販売農家数が大幅に減少して、大規模な集落営農組織が出現している⁽⁸⁾。その一方で、個別の大規模経営が水田農業との担い手として一定数形成されており、両者が地域内で棲み分け、あるいは競合しつつ存在しているとみられる。

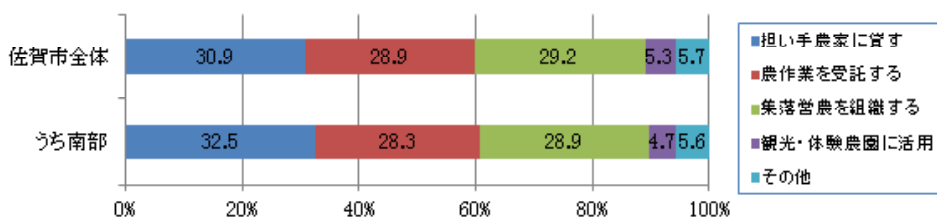
農家の今後の意向に関して、佐賀市が農業振興基本計画の策定に際して市内全農家の意向を調査した結果を紹介しておく(第Ⅱ-2-4図)。農業後継者については、約20%強の農家で「後継者がいる」との回答が得られたが、農業従事する者は約8%と少なく、逆に、約40%の「農家で後継者がいない」としており、高齢農家のリタイアに伴って農業が継承されない農家が多く存在している。また、将来の農地については(「将来」がいつの時点を



(1) 農業後継者の有無



(2) 将来の農地についての考え



(3) 農業労働力不足に対する、地域(集落)でできる対策

第Ⅱ-2-4図 佐賀市内農家の後継者の状況と今後の意向

資料) 佐賀市農業振興基本計画(平成21～25年度)より引用、元データは農振計画アンケート(2008年3月)

注1) 南部とは、合併前の佐賀市・諸富町・川副町・東与賀町・久保田町・大和町南部のことを示す。

2) アンケートの対象は、担い手農家や集落営農組織の構成員も含めた市内全農家である。

指すのかが曖昧ではあるが), 農地を「拡大したい」者が購入・借地を合わせて約15%強であるが, 農業を「縮小したい」者と「やめたい」者の方が合わせて約20%強と多く, 「農業後継者がいない」の半数強に当たる農家が農業を縮小, あるいはやめたいとしている。そうした農地の引き受け手として, 担い手農家へ貸付を約30%強, 集落営農の組織化を約30%弱が希望している。調査時点は, 経営所得安定対策実施後の2008年3月時点であるが, この時点でも集落営農への組織化と担い手農家への貸付が拮抗していることに注目しておきたい。

旧佐賀市では, 今後とも農家の高齢化等による離農が発生し, 農地の出し手が増加するなかで, そうした農地および営農の担い手として集落営農組織と専門的な個別経営が併存しており, 両者が地域農業を担っていくものと期待されている。

- 注(1) 佐賀平野のクリーク水田農業の歴史的展開と技術的特徴については, 磯辺(1959), 田中(1979), 八木(1982), 金山(1993)を参照。
- (2) 「新佐賀段階」以降の佐賀平野の水田農業展開は, 前掲田中(1979), 八木(1982)のように農法論の立場からは, 稲新品種と肥料多投入への依存とともに裏作麦の後退傾向をもたらした「乾田農法の退行現象」とする見解もある。また田代(1980)も「生産力担当層として形成・前進を伴うものではなかった」ものであり, 「佐賀段階と同様の画期性を主張しうるものではない」としている。
- (3) 1960年代からの稲作集団栽培を背景とした営農集団の形成過程および1970年代以降の県東部への工場立地による急速な兼業化と機械・施設共同利用組織の展開は, 小林(2005)を参照。
- (4) 2009年産の佐賀県および全国の10aあたり生産費総額は, 水稻113,509円, 146,255円, 小麦52,376円, 64,022円, 大豆50,671円, 64,098円である。なお, 10aあたり収量は水稻527kg(522kg), 小麦352kg(324kg), 大豆238kg(158kg)である(第57次佐賀県農林水産統計年報)。
- (5) 辻(2010)は, 経営所得安定対策実施を契機に設立した佐賀県の集落営農組織の特徴について, ①耕地面積カバー率が高いこと, ②組織化に先進的に取り組む佐賀県・富山県・福岡県等に比べて1組織あたりの経営面積が大きいこと等を指摘している。
- (6) 旧佐賀市の経営耕地面積が大幅に増加しているのは, 旧市町村の一つがこの5年間で同面積186haから498haへと300ha超も増加しているためである。もちろん農地造成があったわけではない。水稻ではなく裏作麦や大豆を作付けする組織では, その経営耕地は期間借地であるにもかかわらず, 経営耕地として捕捉されたためではないかと推察されるが, 正確な所は不明である。
- (7) 木村(1995)は, 上峰町の事例をもとに, 佐賀平野の集落営農組織は兼業農家と園芸農家を中心に構成され, 機械の共同利用を軸にした省力化により双方とも支えられていることを指摘している。
- (8) 佐賀市においてライセンサー管内8集落110戸が参加する大規模集落営農組織(対象面積230ha)の事例は, 品川(2011)を参照。

【参考文献】

- [1] 磯辺俊彦(1959)「いわゆる「新佐賀段階」の形成過程」, 農業発達史調査会『日本農業発達史』別巻下, 中央公論社, pp.4-48。
- [2] 田中洋介(1979)「クリーク水田農業の展開過程」, 農業技術研究所報告書H(経営土地利用)第52号, pp.1-59。

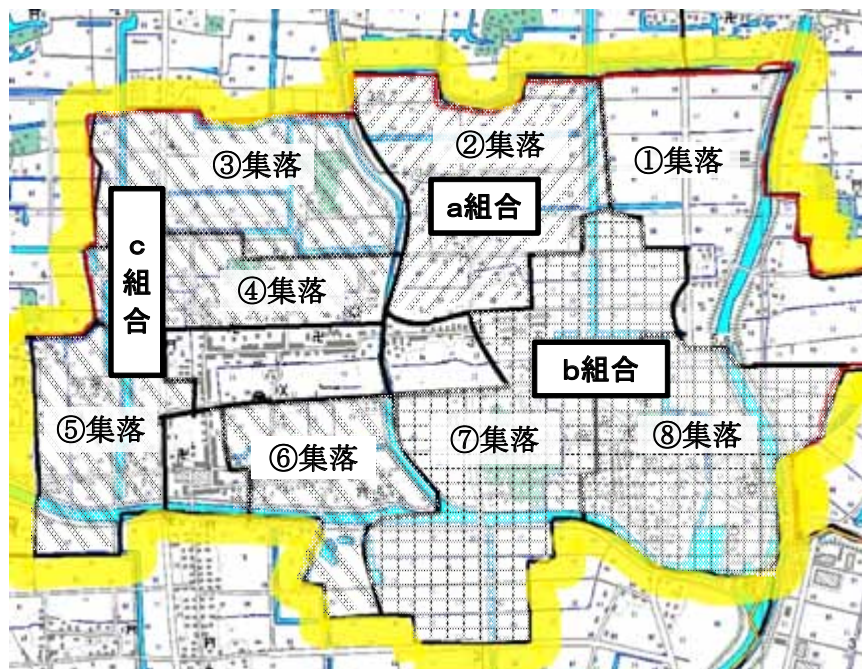
- [3] 田代洋一(1980)「佐賀農業の展開と自作農的土地所有」, 田代隆編著『土地経済論』, 御茶の水書房, pp301-363.
- [4] 八木宏典(1982)「クリーク水田農業の展開構造」, 農業研究センター農業経営研究叢書第3号, pp.1-310.
- [5] 金山 擴(1993)「クリーク稲作の克服がもたらした新佐賀段階とその後」, 農林水産技術会議事務局編『昭和農業技術発達史第2巻水田作編』農山漁村文化協会, pp.459-466.
- [6] 木村 務(1995)「二毛作地域における担い手像とその育成方策」, 永田恵十郎・波多野忠雄編著『土地利用型農業の再構築と農協』, 農山漁村文化協会, pp.115-142. .
- [7] 小林恒夫(2005)「営農集団の展開と構造ー集落営農と農業経営」, 九州大学出版会, pp.1-165.
- [8] 辻 聡宏(2010)「佐賀県における集落営農の地域動向と展開方向」, 九州沖縄農研農業経営研究資料第12号, pp.21-28.
- [9] 品川 優(2011)「戸別所得補償モデル対策と地域対応」, 磯田宏・品川優著『政権交代と水田農業』, 筑波書房, pp.194-216.

(杉戸 克裕)

2. 佐賀市B地区における農業構造の現状

(1) 農家構成と農地流動化の現状

1) 調査地区の位置と地区内での集落配置



第Ⅱ-2-5図 調査地区と集落

資料：第Ⅱ-1-2 図に同じ。

調査地であるB地区は筑後川に近く、その農地は筑後川のかつての干拓地である。地区内には11のセンサス集落があるが、地区中央部の3集落はほぼ市街地のみの集落であるので、調査対象としていない（第Ⅱ-2-5図）。地区の東側には①，②，⑦，⑧の4集落，西側には③，④，⑤，⑥の4集落がある。

2) 農家階層構成の変化と集落営農組織への農地集積

B地区の農家および土地持ち非農家の推移を第Ⅱ-2-12表に示す。2005年から2010年にかけて、総農家が82戸から22戸へと60戸減少する反面で、土地持ち非農家が50戸から116戸へと66戸増加している。総農家数の変化を経営耕地規模別に見ると、0.3ha～5ha以下層，とりわけ1～3ha層の減少が大きい。これに対して農家以外の農業事業体が2010年に4組織ある，このうち3組織は後述する集落営農組織と考えられる（1組織は株式会社であるが詳細不明）。それら集落営農組織に参加した農家は，組織へ農地を貸し付ける土地持ち非農家として統計上はカウントされたため，農家が減少したものと見られる。

第Ⅱ-2-12表 農家・土地持ち非農家数の推移

(単位:戸、事業体)				
	2000	2005	2010	05～10
土地持ち非農家	…	50	116	66
総農家	88	82	22	△ 60
0.3ha未満	3	9	7	△ 2
0.3-1.0	20	9	5	△ 4
1.0-3.0	53	51	5	△ 46
3.0-5.0	11	11	2	△ 9
5.0-10.0	1	1	1	0
10.0-20.0	0	1	2	1
20.0ha以上	0	0	0	0
農家以外の事業体	…	0	4	4

資料: 農林業センサス

注. 0.3ha未満には自給的農家を含む。

第Ⅱ-2-13表で経営耕地面積をみると，総農家の経営耕地面積は，2005年から2010年の間に165haから52haへと113haも減少しており，そのほとんどが販売農家の経営耕地面積である。他方で，農家以外の事業体の経営耕地面積は0haから110haへと110ha増加し，総農家の経営耕地面積の減少にほぼ相応している。その結果，地域全体の経営耕地面積にほとんど変化はない中で，農家以外の事業体が地区内の農地を集積し，そのシェアは68%にな

第Ⅱ-2-13表 経営耕地面積の変化

		(単位:ha)		
		2005	2010	05～10
経営 耕地	総農家	165	52	△ 113
	自給的農家	2	1	△ 1
	販売農家	163	51	△ 112
	農家以外の事業体	0	110	110
借入 耕地	販売農家	50	8	△ 42
	農家以外の事業体	0	101	101

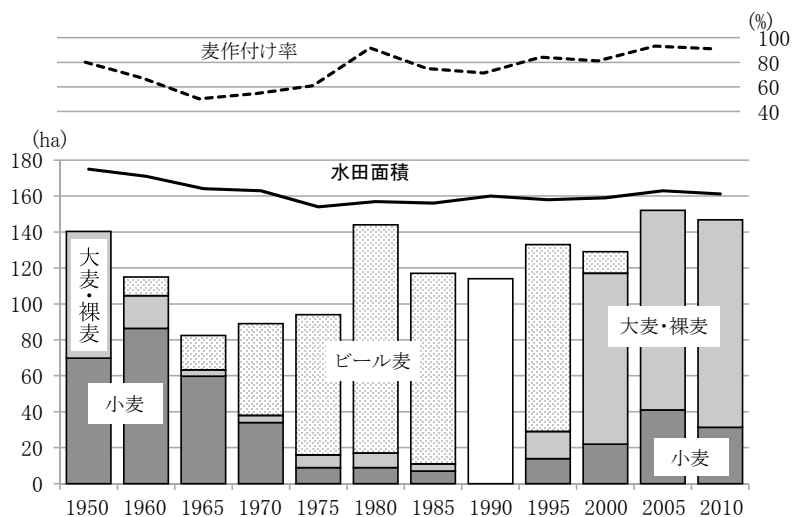
資料: 農林業センサス。

っている。農家が集落営農組織に参加して土地持ち非農家となったことに対応して、農家の経営耕地が減少し、それが集落営農組織の経営耕地に振り替えられた、と統計上は把握されている。

さらに借入耕地について見ると、販売農家の借地は50haから8haへと42ha減少しつつ、農家以外の事業体の借地は0haから101haへと販売農家の借地減少以上に増加している。集落営農組織に参加した農家の経営耕地（自作地と借地）が集落営農組織に集積され、集落営農組織の借地として統計では把握されている。販売農家の借地面積8haは、集落営農組織に参加していない販売農家のものである。販売農家の借地減少面積42haは、集落営農組織に参加した販売農家の借地の面積であり、農家以外の事業体の借地面積101haとの差59haは集落営農組織に参加している農家の自作地面積であると推測される。

3) 水田利用の変化

佐賀平野の水田作は、表作に水稻・大豆、裏作に麦類が作付けされている。B地区における水田面積と麦作付け面積の動向を示したのが第Ⅱ-2-6図である。B地区では、1950年から1975年にかけて水田面積が減少するが、それ以後、水田面積の大きな変化はない（若干の増加は、B地区から他地区への出作と考えられる）。麦の作付け割合は、1950年には80%であったものが、それ以降作付面積の減少により1965年に50%となる。その後、麦作付面積がやや増加して、1980年には麦作付け割合が90%水準のピークを示し、2005年以降は90%の水準にあり、ほぼすべての水田で裏作が実施されているといえる状況である。同図には麦作付け内容も示してある。1950年には小麦と大麦・裸麦（裸麦が多い）が作付けられていた。1960年以降は、大麦・裸麦が減少してビール麦に代替し、さらにビール麦



第Ⅱ-2-6図 B地区の麦作付け面積

資料：農業センサス各年版。

注1) 1990年は二毛作をした田面積と麦類のみを作付けした田面積の合計であるが、麦種類の内訳データがない。

2) 1990年までは総農家、1995、2000年は販売農家、2005、2010年は農業経営体。

3) 1950年については、B地区の分村前の1950年のデータを分村後の1960年のデータで案分したが、大麦・裸麦、ビール麦はすべてをB地区のものとした。

の作付けが増加して、小麦の作付けが減少し、ビール麦中心の作付けになる。この傾向は1995年まで継続するが、2000年にはビール麦が大麦・裸麦（ほぼ大麦）に入れ替わり、2005年以降は先に見たように水田面積の約9割で裏作が実施されつつ、小麦が約2割、大麦・裸麦が8割という構成をとっている。

4) 集落別の農家構成

B地区における集落別の特徴を示したのが第Ⅱ-2-14表である。調査対象集落における耕作面積10a以上の農家は73戸、土地持ち非農家は51戸である。同地区では、水田を僅かでも耕作する世帯は「生産組合」に所属することとなっているため、経営耕地が10a未満で統計上は土地持ち非農家である世帯も生産組合に加入しており、その構成員は農家より多い85戸である。農家73戸のうち、経営耕地面積2ha以上の農家は31戸であり、認定農業者19戸は、2戸を除いて2ha以上を経営している。農家の水田耕作面積は全体で164haであり、これは2005年センサスの経営耕地面積とほぼ等しい。

第Ⅱ-2-14表 B地区の農業集落の特徴

(単位:戸、人、ha)										備考
農業集落	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	計	
総農家数	8	16	8	9	5	2	19	6	73	実態調査結果
土地持ち非農家数	18	7	3	5	2	5	5	6	51	
生産組合参加戸数	11	17	8	9	6	3	22	9	85	
水田耕作面積	28	31	16	17	11	16	35	11	164	
2ha以上農家数	2	7	3	3	2	2	9	3	31	
認定農業者数	1	4	1	3	1	2	5	2	19	
販売農家数	12	15	7	...	7	...	20	6	74	2005年センサス
経営耕地面積	27	32	15	...	13	...	33	11	165	
借地面積	12	5	4	...	4	...	4	3	50	
属地田面積	30	30	24	11	8	13	37	8	161	2000年センサス
30a区画以上面積	27	27	20	6	6	12	33	5	136	
集落営農組織	-	a組合	c組合				b組合		-	
組織 農家数	8	2	2	2	2	1	0	0	17	実態調査結果
非参加 耕作面積	28	7	2	2	5	11	-	-	55	
組織 農家数	0	14	6	7	3	1	19	6	56	
参加 耕作面積	-	24	16	15	6	5	35	11	111	

資料:2000年、2005年農林業センサス集落カード、政策研調査。

B地区内の大規模農家は、①集落に16haを経営する1戸がある以外は、5ha前後の経営が7戸である。他方、地区内には3つの集落営農組織があり、それに参加している農家は73戸中56戸であり、5ha前後を経営する農家のうち③、④、⑥集落の各1戸を含んでいる。

こうした農家構成をベースに、10ha超の経営が立地する①集落では同経営が集落の農業の担い手となっている一方で、それ以外の集落では5ha前後の経営の半数程度を含む集落営農組織が設立されるとともに、5ha前後の経営の約半数は個別経営として存続し、集落内で集落営農組織と併存する状況となっている。

5) 集落営農組織

B地区には第Ⅱ-2-15表のように3つの集落営農組織が組織されている。②集落には2004

年にa組合が、⑦、⑧集落には2004年にb組合が、③、④、⑤、⑥集落には2007年にc組合が、それぞれ設立されている。こうしてB地区では、①集落を除く集落に集落営農組織が組織されている。①集落は、集落内の農地26haのうち16haをe氏が経営し、団地化等も含めて同氏が集落の農業を指揮していることから、集落営農組織を設立する必要がなかったのであろう。

第Ⅱ-2-15表 B地区における集落営農組織の概要

(単位:ha、人、台)

集落営農組織名		a組合	b組合	c組合
設立年		2004	2004	2007
構成集落		②	⑦、⑧	③、④、⑤、⑥
構成員数(うち出役無し)		15(3)	31(5)	17(-)
集積面積		28	48	37
作付面積	水稻	20	33	28
	大豆	8	12	12
	小麦	12	12	16
	大麦	15	33	24
	その他	-	タマネギ3	-
農業用機械台数	組織有	トラクタ	26ps×1	-
		田植機	6条×2	8条×2, 5条×1
		直播用播種機	1	-
		自脱型コンバイン	4条×2	6条×2, 3条×1
		大豆コンバイン	-	40ps×1
	農家有	トラクタ	10	21
		田植機	-	-
		自脱型コンバイン	-	-
				6条×2(借上)
				2
オペレータ数	20歳代	-	1(0)	-
	30歳代	2(0)	1(0)	1(0)
	40歳代	3(3)	1(0)	2(1)
	50歳代	1(1)	4(0)	2(1)
	60歳代	2(0)	4(0)	3(0)
	70歳代	2(0)	11(0)	-
	計	10(4)	22(0)	8(2)

出所:実態調査結果による。

注. オペレータの()内は年間30日以上従事者数。

B地区での農作業共同化の変化を第Ⅱ-2-16表に示す。1983年にライスセンターが設置され、水稻の乾燥・調製を地区全体で共同化した。次いで大豆収穫の共同化が図られた。②集落では1993年に大豆コンバイン組合が設立され、2002年には④、⑤、⑥集落の個別農家で大豆収穫の受託組織が設立され、2003年には両者が合体してB地区全体を作業範囲としたB大豆機械利用組合が設立された。水稻作業については、②集落では1995年に収穫、1996年に田植の共同化が図られ、それをベースに2004年に集落営農組織が設立された。⑦、⑧集落では、米政策の転換を背景に2004年に集落営農組織を設立し、同時に田植・収穫作業を共同化した。③、④、⑤、⑥集落の西部地区では、経営所得安定対策を目前にした2007年に集落営農組織が設立されて田植・収穫作業を共同化した。こうした経過から、水稻と麦類については、耕起は各農家、田植・収穫は集落営農組織、乾燥調整は地区全体のライスセンターで実施し、大豆については2010年にb組合が大豆モヤシ用小粒大豆の収穫のためにB大豆組合から分離したため、⑦、⑧集落では集落営農組織、それ以外ではB大豆組合が行うという構成になっている。

第Ⅱ-2-16表 集落営農組織における共同化の推移

集落		①	②	③、④、⑤、⑥	⑦、⑧
集落営農組織		－	a組合	c組合	b組合
設立		－	2004	2007	2004
大豆	収穫	－	1993	2002(受託組織)	→ (2010分離)
		← 2003(B大豆機械利用組合)			
水稻	乾燥・調製	1983(B地区ライスセンター)			
	収穫	－	1995	2007	2004
	田植	－	1996	2007	2004

資料：政策研調査。

(2) 集落と担い手の現状

地域農業の担い手である集落営農組織と個別農家数戸の実態を述べる。前者については、その構成員としてオペレータを担っている農家の実態もあわせて述べる。

1) ライスセンターとB大豆機械利用組合

(i) B地区ライスセンター

基盤整備事業の実施と合わせて、1983年にJAによってライスセンターが建設され、地区内の9集落（実際は、ほとんど農地のない1集落を除く8集落）農家による運営組織が設立され、農家の自主的運営によって、米・麦の乾燥・調製が行われている。

役員は、組合長、副組合長2名、庶務、会計、幹事2人（1人はオペレータ長兼務、1人は総務担当）で、地域内の中規模農家を中心となって役員を務めている。また収支計算等は女性1人を雇用して行ってもらっている。組織の運営は、各集落1人（大きな集落である①集落は2人、②集落は4人、⑦集落は3人）の運営委員が選出されて当たっている。

収穫作業の時期には、運営委員が全圃場を回り、どこの集落で何日から何トン刈るかを判断して、ライスセンター組合で収穫日を決定する。水稻収穫時にはうるち米ともち米と合わせて12日間程度、麦収穫時には小麦と大麦を合わせて12日間程度の期間に受入を行う。

収穫最盛期（麦で4日間、米で4日間）は、10人体制で24時間稼働させる。オペレータは、上記運営委員を含めて構成され、それぞれ①集落3人、②集落4人、③集落2人、④集落2人、⑤集落1人、⑥集落2人、⑦集落8人、⑧集落4人である。新人オペレータが作業する場合は、ベテランと組んで技術を伝授している。ライスセンターでの賃金は、24時間勤務で2万4千円プラス夜間手当2千円である。

機械の修理は、オペレータ長のd氏（個別農家）が担当しているが（修理が困難な場合には業者を呼ぶ）、自家農業の作業も行いつつ、ライスセンターの故障等に対応する必要があるため、収穫時期には半分くらいの時間はライスセンターに詰めている。

利用料もライスセンターが決め、米が6,500円/10a、小麦、大麦が2,500円/10aである。

(ii) B大豆機械利用組合

B地区には地区全体を範囲として大豆の収穫作業を受託するB大豆機械利用組合がある。

大豆の収穫作業の共同化は、1993年に②集落でフレコン付きの汎用コンバインの利用組合を設立したことが最初である。その後、2002年には④、⑤、⑥の集落の個別農家4戸が大豆専用コンバイン（フレコンなし）を共同購入して、大豆収穫の受託組織を設立し、④、⑤、⑥の集落に加えて③集落を含めて10ha程度の作業を受託し、さらに⑦集落や近隣の他地域にも出て行った。

2003年に、両者が合体して、新たに地区全体を作業範囲としたB大豆組合が設立し、フレコン付き大豆専用コンバイン1台を購入した（原資は補助金と3人名義でのJAから借入金120万円）。B大豆組合は、地区農家全体の組織であると自覚していて、構成員は全生産組合員であると理解している。その後2010年にb組合が大豆モヤシ用小粒大豆の収穫を理由に本組織から分離した。

現在は、⑦、⑧集落を除くB地区で作業受託しており、地区外の作業を受託することはない。コンバインは2台あり、1台は③、④、⑤、⑥の集落で利用、もう1台は①、②の集落で利用している。コンバインは地区ライスセンターに置いてあり、機械のメンテナンスは後述する⑥集落の個別経営農家d氏が行っている。

オペレータは、それぞれ自分の集落の収穫作業を担当することとなっており、各集落には、①集落2人、②集落4人、③集落2人、④集落3人、⑥集落1人のオペレータがいる。オペレータがいない⑤集落の作業は手の空いているオペレータが行う。こうしたオペレータ作業の調整は、組合長である後述の⑥集落のk氏が行っている。また実際の作業では、先に収穫作業が終わった方のコンバインが、もう1つのコンバインを応援に行く。

作業受託料金は、10a当たり8千円である。作業賃金は、オペレータ作業が時給2千円、補助作業が時給1千円であり、時間を割きにくい麦の収穫時期に作業してもらうために、オペレータ賃金が高く設定されている。

作業期間は例年は2週間程度であり、11月15日頃から開始し12月にかかってしまう。収穫作業は、委託者各戸毎にフレコン詰めして、農家毎に収量・等級をつける「背番号制」で行っている。集落営農組織が設立されて以後、各組織でまとめて収穫している。収穫した大豆は、B地区ライスセンターの倉庫に入れる。JAがそれを他地区の共同乾燥施設へ運搬し、乾燥・調製を行っている。

2009年度は、利用料金収入454万円で、余剰は積立てて機械更新に充てている。

大豆の収穫作業は露が乾燥した昼から行い、1日に12haの作業ができ、2台で2日作業すると48haを収穫できる。B地区全体の水田面積は166haであるから、その1/3（55ha）の面積の大豆を収穫するには、地区内に2台のコンバインがあれば十分であると組合長は考えており、B大豆組合から脱退したb組合のコンバインは、地区全体としては過剰であると判断している。

(iii) 両組織の担い手

両組織の担い手について見ておこう。B地区内の3ha以上経営農家10戸について示したのが第Ⅱ-2-17表である。彼らのうち、10ha以上経営の農家や園芸作農家の一部は集落営農組織に参加せずに、個別経営を継続している。8番農家は、集落営農組織に参加して、土地利用型部門（米麦・大豆）は共同で作業しているが、園芸部門は個別経営として残している。他方で、組織に参加する農家はトラクタを除いて主要機械を所有せず、組織の機械を用いて組織のオペレータとして作業している。

第Ⅱ-2-17表 3ha以上経営農家の経営概要

番号	集落	年齢	経営面積 (ha)	園芸作	集落営農参加	機械所有			受託組織 オペレータ	
						トラクタ	田植機	コンバイン	大豆組合	共乾施設
1	①	57	16.0		-	○	○	○	○	○
2	②	51	5.3		×	○	○	○	○	○
3	⑧	65	3.3	イチゴ	b組合	○				○
4	⑥	52	10.7		×	○	○	○	○	○
5	④	54	5.0	花卉	×	○	○	○	○	○
6	⑤	63	4.6	イチゴ	×	○	○	○	○	
7	③	44	5.6		c組合	○			○	○
8	④	57	5.1	イチゴ	c組合	○			○	○
9	⑥	56	4.8		c組合	○	○		○	○
10	④	56	4.6		c組合	○			○	

出所: 砺波市役所資料、実態調査結果による。

注: 集落営農参加の「-」は集落に組織がないこと、「×」は不参加を示す。

共同乾燥施設（ライスセンター）とB大豆組合の担い手は、これら中大規模農家であり、彼らは集落営農組織への参加の有無とは無関係に、地区受託組織のオペレータとなって組織と地域農業を担っている。ただしb組合がある⑧集落の③番農家はB大豆組合のオペレータは担っていない。

(小野 智昭)

2) 集落営農組織

(i) a 組合

i) 集落と a 組合

ア) 集落の概況

②集落はB地区の北端に位置し、総世帯数は26戸、うち農家数は16戸を抱える。集落内

の農地面積（全て田面積）は32.8haであり、1984年に圃場整備事業が完了している。集落内には認定農業者が4人おり、そのうち1人は5haを経営しつつ建設業に兼業する農家、もう1人はUターンしてハウスでネギを作付けする2haの専業農家である。隣接する集落の農家2戸が②集落内の農地をそれぞれ11a、16a所有するが、両者は小面積であり、後述するa組合に全面積を特定作業委託している（16aは2013年から）。転作対応は、全農家参加の生産組合で大豆作のブロックローテーションを決定し、大豆の作付けはa組合の構成員の農地の分は同組合が行い、非参加者の農地の分は同人が行う。

イ）a組合の特徴と活動状況

a組合は、②集落内を範囲として2004年に設立された。現在の構成員は15戸であり、集落にいる認定農業者4戸のうち3戸がa組合に参加し、5ha経営の1戸は個別で経営展開を図っている。a組合の集積面積は27.7ha（うち特定作業受託が6.4ha）であり、集落内農地の8割強を集積している。2007年、離農した構成員が非構成員の認定農業者に農地を貸したことを反省し、構成員が離農する際は事前にa組合に相談することを参加契約書に明記している。

集落営農の取組みは、1993年の県単事業で大豆のコンバイン利用組合を設立したことに遡る。その後、95年には自脱型コンバインの利用組合を7戸で設立し、米麦における防除・収穫の共同作業を開始し、翌96年には田植の共同作業にも取り組むようになる。また、96年にB地区全体でB大豆組合の設立に参加している。

2004年に、産地づくり交付金における集落営農加算を契機に、米・麦・大豆の作業を行うa組合へ組織再編し、大豆全作業の共同化や資材の共同購入を行い、大豆の経理を一元化し、集落営農加算は機械購入費に充てた。2007年に農用地利用改善団体を設立し、特定農業団体化（08年予定）や農事組合法人化（09年予定）を計画したが、法人化の指導の見直し等があったことから様子見の状況になり、法人化は実現していない。

農用地利用改善団体の設立以後、a組合は耕作できない構成員の農地と集落外の農家の所有地、合計6.5haを特定作業受託している。機械作業の多くはa組合が実施するが、稲の耕起・代かき、麦の耕起・播種は、各構成員が作業している。

2010年度の作付けは、水稻19.5ha、大豆8.0ha、裏作に小麦12.3ha、大麦15.0haであり、水稻はうるち米ともち米が、6：4で、5haの直播も実施している。小麦は全量チクゴイズミ、大麦は焼酎用のニシノホシである。園芸部門もいずれ取り組みたい意向であるが、兼業従事者がほとんどの中で、作業する者がいなくて難しい。

組合所有の農業機械は、トラクタが26ps1台、田植機が6条植2台、自脱型コンバインは4条刈が2台であり、組合は稲の田植・収穫、麦の収穫、ブロックローテーションの大豆作団地における大豆の耕起・播種を行い、大豆の収穫作業は大豆組合に委託している。a組合が引き受けている特定作業受託農地で、オペレータが稲と裏作麦の作業を行う。

機械作業のオペレータは10人おり、うち若手の30歳代が2人、40歳代が3人と半数を占める。40歳代のオペレータは、1人はUターンの専業農家、2人は自営業と建設業勤務で、いずれも平日を含めて年間30日以上機械作業を行っている。その他のオペレータは兼業従

事者であるので、土日の作業が中心である。40歳代のオペレータが確保されていることから、将来的なオペレータの確保に大きな支障はないといえるだろう。賃金は時給で、オペレータ1千300円、補助作業員1千円である。なお、稲の育苗、耕起・代かき、麦の耕起・播種作業は構成員農家が自己所有のトラクタで個別に対応しており、肥培管理、水田の管理作業も個別に対応する。

特定作業受託の委託者のうち、集落内の農家には地代として3万円、集落外の農家には旧標準小作料同等の2.6万円を支払っている。経理は、大豆は完全に組織でのプール計算であるが、米・麦は、費用は共通としつつ、販売額は各構成員分を個別管理し、収量割りで収益の配分を行っている。産地確立交付金の配分については、大豆はプール計算であるが、麦は耕作者へ面積配分し、水田利活用自給力向上対策交付金も同様である。会計は単式簿記であり、減価償却を行っていないが、剰余金（約1500万円）は、機械更新のために積立てている。

ウ) 組織の展開と今後の課題

②集落では、10年後に10戸が営農を継続すると見込まれ、オペレータも30～40代が半数を占める。a組合の運営サイドも組合長の後継者が確保され、事務局長も40代と若く、したがって、当面は農地の受け手や集落営農組織の作業の担い手が不足する事態にはならないと予測される。

特定作業受託の農地は、大豆の転作地がローテーションで回ってきた農家の作付け地と交換して、当該農家とa組合で作業してきた。しかし2010年に死亡した構成員の農地2haについては、すべて組織の協業で経営することとした。離農後に組織が農地を預かるなら安心である、というのが集落営農組織の大きな効果であり、そうした将来方向をにらんで、a組合はいずれは法人格を有しておく必要があると考えている。そこで先の2haの農地を組織として経営するモデルとし、5年後（2016年）の法人化を決議した。

a組合の構成員農家に集落内の地主6戸が利用権設定で3haの農地を貸し、その借地料は標準小作料であった10a当たり2.6万円である。他方、a組合が特定作業受託するようになり、委託者には10a当たり3万円が地代として支払われている。組織設立当時、産地確立交付金の単価が7万円/10a超と高かったため、農家が離農しても所得が大きく落ちないように、標準小作料より高く地代を設定したことによる。構成員の農家に貸している地主が、利用権設定の更新時に利用権を再設定するか、地代の高いa組合に特定作業委託するかを地主は選択できる状況にある。反面で、借地している農家にとってはこれは懸念材料である。

同組合に加入していない認定農業者との関係については、さらに深刻と思われる。同人は生産組合の構成員として大豆作のブロックローテーションに参加し、集落内の農地を組合と棲み分けて利用していて、a組合との関係は良好である。ただし既に同人と利用権設定（10a当たり2.6万円）している集落内の地主が、今後、その更新時にa組合に預け変えるならば、組合との関係が悪化する。そうしたことから、借地料水準の検討も必要になってくると考えられる。

（江川 章）

ii) オペレータ農家 f 氏

ア) 耕作内容

f氏（49歳）は、塗装業を自営しつつ、水田2.4ha（自作地1.7ha、借地0.7ha）を耕作する認定農業者であり、a組合のオペレータであるとともに、a組合の事務局長を務める。借地は②集落内の50歳代の地主からの農地で、地代は2.6万円/10aである。2010年はブロックローテーションの大豆作が回ってきて、1.3haにa組合が大豆を作付けした。その代わりに、同組合が特定作業受託している農地0.6haで水稻を作付けし、さらに自分の農地とあわせて裏作麦を作付けしたため、作付面積は水稻1.7ha（2.4ha－1.3ha＋0.6ha）、小麦2.0ha、大麦1.0ha（麦類3.0ha＝2.4ha＋0.6ha）である。水稻はうるち米0.7ha、もち米1.0haで、もち米はすべて直播である。育苗や田植の準備が不要で作業が楽であること、単収も良いことから直播としている。

所有機械はトラクタ33ps1台のみで、機械作業は、耕起、代かき等が中心であるが、f氏が作業全般、農業者年金を受給する父（78歳）が水管理、妻（49歳）が手伝いをする。長男（19歳）は、現在、県農業大学校の学生である。

農業関連収入は、農産物販売収入は約300万円、交付金が約500万円、オペレータ賃金が約70万円である。オペレータ賃金のうち、a組合からが約30万円、ライスセンターからが約40万円である。a組合には約25日間の作業に出ている計算であり、またライスセンターには米で収穫期間12日間中の4日間、麦で12日間中の4日間出ている。

イ) 今後の課題

長男には農業を後継してほしく、就農後は専業農家になってもらいたい。しかし集落内の農地はa組合が集積しているため、個別での規模拡大はできず、a組合での就業時間を増加させるしかない。長男は就農後には、園芸を開始したい意向であり、f氏は、設備投資の少ない露地野菜を考えており、JAの推奨するアスパラやタマネギを想定している。

現在、集落内の地主からの借地があるが、地主がa組合に特定作業委託すると地代が3万円/10aになるので、「悩ましい」「組合の地代水準を落としてほしい」と考えている。

（小野 智昭）

（ii）b 組合

i) 集落と b 組合

ア) 集落の概況

b組合は⑦集落と⑧集落をベースとしている。⑦集落にはB地区の小中一貫校や農協支所があることなどから農地を所有しない非農家を含む居住者が多く、集落戸数は、⑦集落が55戸、⑧集落が23戸であり、農地を所有しない世帯がそれぞれ31戸、11戸ある。

農家は、⑦集落が19戸、⑧集落が6戸、認定農業者はそれぞれ5人、2人である。わずかに経営耕地のある「土地持ち非農家」を含む生産組合の構成員はそれぞれ22戸、9戸であり、それらの経営面積はそれぞれ37ha、11haである。他集落の比較的大規模な農家による入り作があり、⑦集落には⑥集落から2人が1.5ha、⑧集落には⑦集落から1人と他集落から2人との2ha弱の入り作がある。1981年に一部の農地を除いて圃場整備が行われ、圃場の区画はほとんどが30a区画である。

イ) b組合の特徴と経営内容

両集落では、米・麦・大豆の個別経営が営まれていたが、農家の高齢化と兼業化が進展する中、米政策改革を契機に、集落の農地を荒廃させないための将来の担い手確保と農業経営の安定に向け、組織化の話し合いがそれぞれの集落で進められた。しかしながら、⑧集落単独では「集落型経営体」の規模要件（20ha）を満たさないことから、2集落で組織化することとし、2004年7月に水稻および麦・大豆生産を行うb組合を設立した。この間、世帯主だけでなく妻たちも集めた集会を開いて合意形成が図られた。⁽¹⁾

ウ) 経営内容

b組合の構成員は、両集落の生産組合の全構成員31戸（⑦集落22戸、⑧集落9戸）であり、彼らの所有地および借地をあわせ48haを経営している。前述のように他集落からの入り作地約3haを除いて、集落内の全農地がb組合に集積されている。

2010年度の作付けは、水稻33ha、転作大豆12ha、タマネギ2.7ha、水稻と大豆の裏作として大麦33ha、小麦12haである。水稻は、JAの指示でB地区ではうるち米ともち米を半々にしているが、b組合では6：4の比率で、うるち米を多く作付けしている。2008年からは水稻直播（乾田直播）の試験栽培を1ha実施している。

転作はブロックローテーションで実施している。その計画は、以前は集落（生産組合）単位で行われていたが、b組合が設立されて以後は、同組合内に両集落合同の委員会を設置して計画を立て、実務はb組合が行っている。

大豆は、4haは通常の大粒大豆であるが、8haはモヤシ用の小粒大豆（すずおとめ）である。構成員の紹介から、モヤシメーカーとの契約栽培で小粒大豆を生産し、JA経由で販売しているものであるが、2011年度にはすべて小粒大豆に転換する予定である。タマネギは2008年から作付をはじめて、面積を徐々に拡大し（2008年10a、2009年70a、2010年270a）、トンネルでの促成栽培や早生から晩生まで数品種の露地栽培により、収穫時期の分散を図っている。

農業機械は、田植機3台（8条2台、5条1台）、自脱型コンバイン3台（6条2台、3条1台）を所有し、田植から収穫までの作業を実施している。さらに大豆専用コンバイン（40ps）を1台を所有している。以前は、B地区全体を対象とするB大豆組合に加入していたが、前述の小粒大豆の収穫に対応するため、組合を脱退し、独自に大豆コンバインを1台購入した（原資の1/2は県単事業、1/2はJAの融資）。さらにタマネギ栽培用に、歩行型のポット式全自動移植機1台（200万円）、収穫機（100万円）を所有している。

b組合では7人の認定農業者（⑦集落5人、⑧集落2人）を含む全農家が農作業に参加する

こととしている。農作業従事者は後継者を含めて23人であるが、組合はオペレータを原則として60歳定年としており、40歳代と50歳代の各4人が育苗（2010年産から）と耕起から収穫までの作業の中心となっている。さらに20歳代、30歳代の兼業従事者各1名をオペレータ養成の「見習い」としている。他方、男性の60歳代1名、70歳代11名や女性は補助作業やタマネギ栽培の作業に従事している。オペレータや補助者の従事時間は、各農家の耕作面積に比例するように割り振っている。賃金は時給で、オペレータ作業1千500円、補助作業1千円、タマネギの作業800円である。

耕起・代かき作業は組合では行わず、農家個々が自家所有のトラクタで従来どおり作業している。高齢化等で作業が困難となった構成員は、他の構成員農家に作業委託することとしている。防除作業は生産組合で実施し、水稻の肥培管理（追肥）、水管理、麦の管理、田の畦草刈り等の管理作業は、個々の構成員が実施する。なお、道路沿いや幹線水路沿いの草刈りや農道管理（砂利敷設）は、非農家も含む自治会として農地・水・環境保全向上対策の中で実施している。

エ) 今後の課題

b組合は、任意組合であるものの、米麦・大豆ともに完全なプール計算を費用・収益ともに行っており、純利益は、面積割りで各農家に支払っている。2009年度の配分は10a当たり89,100円である。オペレータ作業や補助作業への支払いは労働に応じて支払われているが、先述のようにその従事時間は各農家の耕作面積に応じて割り当てられている。こうしたことからb組合では、土地面積に応じた配分を基本としている。

ところが水稻の肥培管理、水管理は個々の農家が実施することから単収差が生じるため、単収が高い農家から苦情が出る。このため、b組合では追肥を配給し、肥培管理の作業基準を設けて単収の平準化を図っている。

集落内の農地は入り作地を除きb組合に集積されている。b組合の設立以後、新規の農地貸借は組合で調整することとしたため、高齢者等のリタイアに伴う今後の離農者の農地は、b組合が引き受けることになる。既存の貸借は当事者に任せているが、2010年には、⑤集落の農家へ貸していた⑦集落の農地2haについて、構成員である貸し手農家は、利用権の再設定を行わずにb組合の経営に編入した（経営所得安定対策の生産条件不利補正対策部分は借り手農家が継続して取得した）。こうした集落内農家の農地における規模拡大も今後は一部にあると考えられるが、集落外の農地への規模拡大は困難である。

このため組合長はタマネギや小粒大豆の栽培面積を拡大し、収益の増加と高齢者の就業場所の拡大を図っている。定年退職後に農業就業の度合いを高める構成員も多く、彼らをタマネギ等の栽培に向かわせることは有効であると考えられる。

現在、40歳代以下のオペレータが6名おり、今後10年程度はオペレータや補助作業者の確保が可能であり、オペレータの60歳定年制により後継者層の農業就業が促され、世代交代もスムーズに行われる可能性がある。また、オペレータが十分確保されているため、直ちに法人化に向かう必要がないと組合長は考えている。耕起・代かき作業は個々の農家に任せて、ぐるみ型で集落営農を運営していこうという路線の先には法人化が考えられない、

ということでもあると考えられる。

しかし、高齢化によるリタイア、家としての農業継承の困難から、⑧集落ではオペレータが既に1名となっている。今後、耕起・代かき作業の実施が困難となる農家、さらには離農が増えるならば、耕起・代かき作業を組織で行う必要、さらには農地を組織で預かるための法人化についても必要になってくるだろう。

(高岸 陽一郎)

ii) オペレータ農家 g 氏

ア) 耕作内容(規模・作目、従事者)

⑦集落のg氏(55歳)は、水田2.8ha(自作地1.6ha, 借地1.2ha)を耕作し、水稻1.2ha, 転作として大豆1.6ha, 裏作として麦類2.8haを作付けしている。3戸からの借地は全て⑦集落内にあり、利用権設定せずに相対での借地である。g氏は認定農業者であるが、佐賀市内の電機工場へ通年勤務する兼業農家(第2種兼業農家)であり、農作業は休日と有給休暇をとって従事している。農業従事は、本人が機械作業等の基幹作業を行うほか、妻(50歳)が補助作業、同居する長男(23歳学生)・次男(22歳学生)が農繁期のみ手伝いを行う。所有する農業機械はトラクタ1台(41ps)のみであり、耕起と代かきを行う。

イ) 集落営農組織との関係

⑦集落の認定農業者5人の中で、g氏の経営面積は2.8haで最大規模である。g氏は、b組合のオペレータとして稲・麦・大豆に年間約10日従事(水稻の田植, 防除各1日, 収穫2日, 麦の播種2日, 収穫1日, 大豆の播種, 防除, 収穫各1日)するとともに、タマネギ作業にも従事している(日数不明)。

ウ) 耕作の特徴と今後の課題

g氏は兼業先の定年退職が4年後なので、それを機に農業に注力したいと考えている。以前は個人で施設園芸の導入を考えていたが、集落営農組織が設立されたので、自家農業の拡大ではなく、b組合が生産するタマネギ生産の拡大等に応じて夫婦の従事量を増やす予定である。

また、2011年4月より長男と次男が就職する。今後の勤務状況次第で、将来的にどちらかが農業を継ぐことを期待している。b組合はオペレータの原則60歳定年制を掲げているために通年兼業の後継者が従事しやすい環境にある。

(杉戸 克裕)

iii) オペレータ農家 h 氏

ア) 耕作内容

⑧集落の認定農業者のh氏(50歳)は、運送会社のドライバーとして常勤しながら、水田2.9ha(自作地1.7ha, 借地1.2ha)を耕作する兼業農家である。2010年度の作付けは、水

稲1.4ha，大豆1.4ha，裏作として大麦2ha，小麦0.8haである。借地の地主は，集落内の3名の土地持ち非農家であり，圃場は比較的まとまった位置にある。

農作業は，h氏が中心に担い，父（78歳）とパート従事の妻（41歳）が補助作業を担当している。父は，イチゴを10a栽培するなど経営の中心であったが，高齢のため数年前にリタイアしイチゴ栽培も中止している。

所有する農業機械はトラクタ1台（26ps）と管理機であり，耕起，代かき作業を個別に行っている。

イ）集落営農組織との関係

⑧集落には農家が6戸いるが，b組合ではオペレータを60歳定年制としているため，オペレータ従事はh氏のみとなっている。h氏は，オペレータとして年間20日程度従事（時給1千5百円）し，妻は補助作業に年6日程度従事（時給1千円）している。

ウ）耕作の特徴と今後の課題

⑧集落内の農家6戸のうち，2戸は既に機械作業には従事せず，1戸は70歳代で跡継ぎが他出，1戸は80歳代が農作業を実施（経営主名義は独身の娘）していることから，10年後に農業を継続する農家は，h氏を含む2戸の認定農業者に絞られる。今後，集落内の農地はその2戸に貸付されるものと予想され，そうした農地の耕起・代かき作業に加えて，オペレータとしての作業量も増加するものと思われる。

h氏の今後の農業は，b組合のオペレータ従事等を拡大するであろうと考えている。さらに，兼業先の退職後には，イチゴ栽培を再開しても良いと考えている。今後，離農が進行するに伴い，将来的には耕起・代かき作業も組織が実施するであろうこと，また法人化も必要になるであろうと考えている。

（高岸 陽一郎）

（iii） c 組合

i） 集落と c 組合

ア）集落の概況

B地区西部には6つの集落があるが，B地区の中心部の2集落は既に農家がないため，生産組合があるのは③集落，④集落，⑤集落，⑥集落の4集落であり，各集落内の農地面積（属地面積）および生産組合員数は③集落が約24haで8名，④集落が約11haで9名，⑤集落が約8haで6名，⑥集落が約13haで3名である。このように，B地区西部の個々の集落（生産組合）は，農業集落としてはいずれも小規模であり，4集落合計しても農地面積は56ha程度（そのほとんどが田であり，畑はごく僅か），生産組合員数は26名に過ぎない。転作は，4集落で話し合いのうえで転作地を近接させ，その後は各集落内で調整する。なお，水田は1984年に基盤整備が終了しており，30 a 以上の区画が7割程度を占めている。

イ） c 組合の特徴と活動状況

B地区西部では、4つの集落の生産組合員26名のうち18名でc組合という集落営農組織を2007年に設立している。この集落営農の組織化は、経営所得安定対策へ加入することを一義的な目的としている。当初、規模の大きな③集落においては、個人で面積要件を満たす認定農業者（現組合長）を除いた形での組織化が検討された。しかし、組織として同対策に加入するために必要な面積が確保できなかったことから、同人を取り込むこととなった。併せて、単独の集落では組織の面積要件を満たせない近隣集落も含めた4集落を範囲とする組織化が図られた。米価等の下落が続く中で、新たに開始される経営所得安定対策への加入は、麦・大豆の所得を確保し、地域の水田農業を維持していく上で必須であり、そのための対応方策が地域で模索された結果といえる。

地区内には7名の認定農業者がおり、4名（③集落1名、④集落2名、⑥集落1名）はこの集落営農組織に参加していて、そのうち最も若いi氏が組合長を務めている。

他方、この組織化にあたっては、4集落で8名の生産組合員が参加していないが、このうち3名（④集落1名、⑤集落1名、⑥集落1名）は認定農業者である個別担い手農家であり、残りの5名はこれら個別担い手農家に所有農地のほとんどを貸し付けている土地持ち非農家もしくは自給的農家である。

組織の集積面積は現在42ha（未加入のイチゴ栽培農家からの期間借地3.5haを含む）であり、概ね地区内の7割の水田を組織が集積している計算となる。2010年産の作付状況は、水稻28ha（約半分はもち米を作付）、大豆10ha、大麦25ha、小麦17haで土地利用率はほぼ200%に達している。組織が所有する農業機械は、田植機6条植1台、自脱型コンバイン（4条）2台、管理機1台であり、この他に田植機6条植2台、自脱型コンバイン（結束機付きの小型のもの）1台をオペレータ農家から借り上げ、水稻の田植と収穫、麦の播種と収穫作業を8人のオペレータで作業している（オペレータ以外は補助作業に従事）。同組織では、今後、個人所有の機械は更新しないことを申し合わせており、2010年度から3千円／10aを機械更新のための費用として積み立てることとしている。また、2010年産からは、4集落で共同苗代を作って（2009年産は③集落のみで実施）コストの低減にも取り組んでいる。他方、大豆の播種と収穫作業は、B地区全域を事業範囲とするB大豆組合に作業を委託している。そして水稻の耕起・代かき作業、麦、大豆の耕起作業および水田の管理作業（水管理、肥培管理、畔草刈り）は構成農家が各自で行っている（ただし、高齢化・跡継ぎ不在等によって、耕起作業の実施が困難な農家については、組織内の他の農家（認定農家を中心）が個別に作業を受託を行い対応している）。

なお、オペレータの8名は、30歳代1名、40歳代2名、50歳代2名、60歳以上3名であり、40歳代と50歳代の農業専門の認定農業者各1名が中心となっているほか、兼業オペレータ（年間30日未満の従事）ではあるが30歳代のオペレータも確保されている。オペレータの賃金は1千500円／時間、補助作業は1千円／時間である。

c組合の最大の特徴は、米・麦の機械作業は組織として行っているが、それらの費用と農産物（米、麦、大豆）の販売額ともに、組織でプール計算をしておらず、個々の構成員別に個別管理している任意組織だという点であり、米麦の収益は販売額に応じて構成員に

配分されている。また大豆作業は大豆組合に委託しているので、同組合からの収益配分をそのまま構成員に支払っている。そして戸別所得補償モデル対策の交付金は面積に応じて構成員に配分している。このような形態の組織にしたのは、プール計算にすると、自分の田の作業に労を惜しむ人がでる可能性があり、しっかり管理をした者との間で収量に格差が生じるにもかかわらず均一に収益が配分されることで不公平が生じ、組織が崩壊するのではないかという心配からである。これは有志で視察に行った福岡県糸島市の運営方法を参考としている。

ウ) 組織の展開と今後の課題

c組合では、現在、米、麦、大豆にしか取り組んでいないが、年を取っても農業が続けられるように、野菜などの園芸品目を取り入れたいとの意向がある。その候補として、既存作業の負担にならない作物として露地のタマネギ、周年生産が可能なハウスでの小ネギ栽培などが検討されているが、いずれも機械・施設の導入に多額の費用を要することから、現状では具体的な取組は進んではいない。

また、高齢で農業をやめる者（農地は誰かに貸付）が徐々に出てくると考えられることから、ゆくゆくは組織を法人化して組織に農地を集める必要性も一定程度は理解はされている。しかし組織で農産物の販売額や費用をプール計算することへの抵抗感が大きく、当面は現在の個別管理を続けていきたいとする意向が強い。

なお、組織における基幹作業の担い手の確保に関しては、既に、若手のオペレータ（在宅兼業中心の後継者）が何人か確保されていることに加え、5年後、10年後でも定年帰農者（会社を辞めたあと専業になる農家）が出てくるので、これらの者を活用すれば、農作業をする者は変わるが、オペレータなどの農作業従事者数は現在とあまり変わらないのではないかといった見通しを立てている。

最後に、地区内にはB地区全域を範囲とする組織の統合構想を持つ農家もある。経理を共同乾燥施設単位（B地区全域）で一本化し、今の集落営農組織を作業班にすることで、体制変更は可能であるという構想である。そうなれば、農業機械の貸し借りを他の作業班と行うことによって、機械利用の効率化がより一層図れるようになるというものである。しかし現在、同地区には組織に不参加の個別担い手農家（認定農業者）が複数存在しており、規模拡大の意向を持っているこれら農家と今後も綿密な意思疎通を図っていく必要がある。早急な組織統合は、運営形態の異なる他の組織との関係調整に苦慮するばかりでなく、今の組織とこれら個別担い手農家との関係を陰悪にする恐れもあり、今すぐには難しいと考えられている。

（橋詰 登）

ii) オペレータ農家 i 氏

ア) 耕作内容

③集落で唯一の認定農業者であるi氏(44歳)は、水田5.6ha（所有地3.0ha、借地2.6ha）に

において、c組合の構成員として、水稻3.5ha、転作作物の大豆1.6ha、裏作作物の大麦1.6haと小麦3.5haを作付け、個別経営部門としてナス0.5ha（ハウス6棟1,000坪、このうち3棟500坪のみを利用）を作付けており、現在の販売先はすべてJAである。借地は、③集落に2.3ha（地主5戸）、⑥集落に20a（地主1戸）、隣接する市に8a（地主1戸）あり、借地料は2.4万～2.6万円/10aである。

農業従事は本人、父（72歳）と佐賀市内に正社員として勤務する妻（43歳）の3名が機械作業等の基幹作業からハウス内作業まで作業全般を担当する。所有する主な農業機械は、トラクタ2台（31ps, 29ps）、田植機1台（6条）、管理機1台等であり、うち田植機は集落営農組織に貸し出している。

イ）集落営農組織との関係

③集落は、農家8戸のうち6戸がc組合に参加しており、そのうち4名がオペレータとして従事している。非加入の2戸は他集落の個別農家に作業委託している農家である。

i氏は、集落営農組織の立地する4集落の認定農業者7名（うち組織参加は4名）のうち最も若い農業者でありながら、c組合では組合長の職に就き、オペレータとして年間約40～50日従事している。また追肥作業が困難な高齢農家の小麦作付面積を引き受けて大麦作付面積を譲るなど、集落営農組織および地域農業において中心的な役割を担っている。c組合としては、地区内で組織に参加しない認定農業者のうち後継者が就農して規模拡大意欲が強い農家には、個別経営として存続してもらい、組織の経営とは、棲み分けていきたいと考えている。

ウ）特徴と今後の課題

i氏は、県農業大学校卒業後に就農したが、その後15年間他出し、父の病気を機に2006年からUターンして再就農した。当時の経営の中心は施設園芸（ナス）であり、最大で男性4名（通年1名、臨時3名）を雇用したが、利益が確保できないため縮小し、現在では雇用者は無く3棟のハウスのみで栽培している。この間、土地利用型部門の面積は3.5haから5.6haに拡大している。使用していないハウスは、集落営農組織が園芸を導入する際に貸し出そうと考えており、さらにナスに限らず、周年栽培で年4作が可能な小ネギなども選択肢として提案することを検討している。

今後、父がリタイアすると施設園芸の継続が困難になるため、集落営農組織のオペレータ従事を増やす（目標2倍）ことで収益を確保することを検討している。

（杉戸 克裕）

iii） オペレータ農家 j 氏

ア）耕作内容

④集落の認定農業者であるj氏（56歳）は、水田5.2ha（自作地1.6ha、借地1.7ha、特定作業受託1.8ha）を耕作する専業農家であり、2010年度の作付けは、水稻3.6ha、大豆1.3ha裏作麦類5.2haとイチゴ0.2haである。水稻の品種は、うるち米は2009年に「ヒノヒカリ」か

ら「夢しずく」へ転換し、もち米は「ひよくもち」である。借地は③集落にあるが地主は④集落の農家2戸である。

農作業はj氏が作業全般、妻（56歳）がイチゴも含めた補助作業、会社員の長男（32歳）が機械作業やイチゴの定植を行う。イチゴの定植時1日と栽培時に1ヶ月間臨時雇い1人を雇用している。

イ) 集落営農組織との関係

④集落の9戸の農家のうち農業生産を行っている農家は4戸であり、そのうちc組合に加入している農家は、j氏を含め3戸である。j氏はそこでオペレータを担い8名のオペレータ中、組合長とともに中核となっている。また、若い構成員農家の機械作業に不慣れな後継者が一人前のオペレータとなるよう教育も担当している。

ウ) 特徴と今後の課題

今後ともイチゴを継続し、他の園芸作物を導入する意向はない。B地区西部には認定農業者が少ないので、j氏はこの地域の農地・作業を担う農業者となり続けると予想される。

（高岸 陽一郎）

iv) オペレータ農家 k 氏

ア) 耕作内容

⑥集落の認定農業者のk氏（56歳）は、水田4.8ha（自作地2ha、借地2.8ha）を耕作し、水稻3.2ha、転作として大豆1.6ha、裏作に大麦4.8haを作付けしている。借地は、k氏の所在する⑥集落内は0.4ha（地主2戸）のみで、2.5haはそれ以外の3集落（地主4戸）にあって農地が分散している。⑥集落内では、農地利用全体が錯綜していて、農地面積（属地）13haのうち、近隣集落からの入り作者9人がその半分の5haを経営し、逆に⑥集落のk氏を含む認定農業者2戸は近隣集落へ出作している。

かつては父（83歳）が農業を経営し、k氏は植木屋への兼業を主としていたが、父の病気を契機に農業経営を主宰しつつ兼業を継続し、個別展開を目指した。しかし後述するように本人の病気を契機に、現在はc組合に加入してオペレータとなっている。

農作業従事は、本人のみである（2011年度から妻が、パート従事を辞めて農業を手伝う予定）。所有農業機械は、トラクタ2台（32ps, 28ps）、田植機1台（5条植）、麦と大豆の播種機があり、自脱型コンバイン（3条刈）は集落営農組織への参加時点で売却した。

イ) 集落営農組織との関係

⑥集落は、農家は階層分化が進み、農家はk氏と後述するd氏の2戸（ともに認定農業者）のみで、土地持ち非農家が5戸いる（他に、農地を所有しない非農家が60戸）。

1998年に⑥集落の2人を含む認定農業者4人で大豆コンバインを購入して、収穫作業の受託を実施、それが発展してB大豆組合となり、k氏は設立時から組合長を務めている。

2007年に⑥集落を含むc組合が設立されたが、k氏はそれには参加せずに個別で営農することとした。しかし病気の後遺症から植木作業の継続や農業経営の規模拡大への自信を失

い、2008年に同組合に加入してオペレータとなった。「何かあったとき」のことを考えると、集落営農組織への加入が安心であるからである。

ウ) 特徴と今後の課題

k氏はc組合の構成員となったが、農業経営の主宰権は本人にある。実際の作業は、米麦・大豆の耕起・代かき、水稻の育苗は個人で実施し、田植、米麦の収穫は集落営農組織のオペレータとして実施、大豆の播種・収穫は大豆組合のオペレータとして、F氏が行っている。加えて、c組合とB大豆組合のオペレータとして、作業従事面積は自ら耕作する面積を超えることとなった。今後は個別経営としての規模拡大を転換して、集落営農組織でのオペレータとしての作業拡大を目指している。

(小野 智昭)

3) 個別経営

(i) d 農家

ア) 経営内容

d氏(53歳)が居住する⑥集落は、江戸時代に支藩の居館跡(現在はB公園)があり、古くからB地区の中心地として栄えてきた。そのため住宅地も多く、集落内の居住戸数は60戸を超える。このうち、農家数は2戸(ともに認定農業者)と少なく、集落内の農地面積(属地)も13ha程度である。ただし、農地は1984～85年に基盤整備事業が完了しており、そのうち30a以上区画がほとんどであることから、土地条件は良いといえる。先述のように集落内の農地面積13haのうち、約半分は集落内の認定農業者の2人(d氏とk氏)が担い、残り半分の農地は入り作者(9人)が耕作している。なお、転作は、先述のように4生産組合で話し合いのうえで転作地を近接させ、その後は各生産組合内で調整するが、⑥集落に関しては、2人の認定農業者で転作地を調整し、各自がそれぞれ転作に取り組んでいる。

経営主が本格的に就農した15年前の経営規模は4haであったが、就農に伴って園芸作を導入するとともに、米麦作の経営規模を拡大した。現在の経営面積は10ha(自作地2.5ha, 借地7.5ha)であり、さらに水稻2.5haと大豆0.5haの特定作業受託と裏作麦の期間借地2haがある。借地の所在地は集落内3haで、他はB地区全体(一部は地区外)にわたり、地主は15戸(B地区外2戸)、農地は50筆を数える。2010年産の作目別面積は水稻(主食用のみ)7ha, 大豆4ha, 露地野菜1ha, 裏作の大麦8ha, 小麦4haである。露地野菜はキャベツ, トレビス, カリブロ等である。作物はすべてJAを通して販売している。農作業受託は、2戸から水稻の田植・収穫作業2.5ha, 1戸から大豆の播種・耕起作業0.5haである。

農業専従のd氏の同居家族は、妻(50歳)、会社員の長男(25歳)と次男(23歳)、農業大学校に在学する三男(20歳)である。農作業は経営主が全般を担当し、妻が補助作業を行う。また子どもたちは仕事や学業の合間に農作業を手伝っており、このうち三男は2011年4月から農業後継者として就農する。

農業機械は、トラクタ4台（55ps1台，46ps1台，26ps2台），田植機6条植，自脱型コンバイン（4条刈）が各1台である。

2009年度の農産物販売金額は900万円（うち米が500万円，麦・大豆が300万円，野菜が100万円）であり，その他に産地確立交付金や経営所得安定対策交付金等の助成金が1,500万円となっている。

イ）集落営農組織との関係

経営主は集落営農組織（c組合）には加入しておらず，個別で経営展開をしている。しかし，B地区ライスセンターの役員を担っていて，建設会社勤務の経験から機械のメンテナンスが得意なため，ライスセンターのオペレータ長（兼幹事）を務める。米麦の収穫期には，自家農業の作業中であってもライスセンターの故障等に対応するため，中断を余儀なくされることが多い。特に収穫時期の半分はライスセンターにかかりきりとなる。また大豆機械利用組合の所有するコンバインのメンテナンスも担当している。

ウ）特徴と今後の課題

農業後継者（三男）の就農に伴い，面積規模拡大が必要であるが，集落営農組織が農地を囲い込んでいるため農地が動かないといった制約が大きく，農地集積は容易ではない。現状では園芸部門（当面はトレビス）を拡大する予定であり，今後は，施設園芸の導入も視野に入れている。また収穫期には後継者に自家農業を任せ，d氏自身はライスセンターのメンテナンス業務に注力する意向である。

借地料は，経営主が本格的に就農した15年前をピーク（10a当たり3.6～4.0万円）に徐々に低下し，現在は10a当たり2.5～2.6万円（≒標準小作料）となっている。今後も借地料は低下する傾向にあるが，地権者が負担する土地改良賦課金と共乾施設利用料とを合わせた10a当たり2万円前後が地権者にとっての小作料のボーダーラインのようであり，こうした小作料の下限意識からは大幅な小作料の減額は難しい。d氏のように，個別経営で規模拡大を図るには，借地料負担を考慮に入れる必要がある。

d氏は地区全体に及ぶ圃場の立地や農業後継者の就農という事情もあり，地区全体の営農について関心が強い。米と麦ではライスセンターで通帳が一本化していることから，それに大豆も取り入れてはどうかと地区会合で提案したが，賛同を得られなかった。集落営農組織は集落の範囲で完結しており，個別経営も含めた地区全体にわたる農地利用や作業の共同化等をどのように展望するのが課題となっている。

（江川 章）

（ii） e 農家

ア）①集落の概況

①集落は，B地区の北東部に位置し，管内の水田面積（属地）は30haで，農家戸数は8戸，非農家は24戸（うち土地持ち非農家は18戸）であり，農業従事者が65歳以上のみの農家が4戸である。なお，①生産組合の構成員は10戸であり，生産調整に参加していない農

家1戸および形式上は米穀商に農地を貸しているが実際は自作する1戸（土地持ち非農家としてカウント）の計2戸は未加入である。生産調整は揚水ポンプの能力に応じて（揚水能力が水稻作付け面積を規定する）、生産組合により大豆のブロックローテーションが計画されている。

①集落では、2001年に①機械利用組合が設立され（構成員は当初12戸、現在7戸）、播種機1台、自脱型コンバイン6条1台を所有し（格納庫はe氏宅）、e氏と他1名（35歳会社員）がオペレータとなり、水稻（収穫）16ha、麦（播種、収穫）25haの作業を受託している。そのため、各農家はトラクタと田植機（共同も含む）を所有し、耕起・田植作業を自家実施している。また、防除はJAを通じて農業機械メーカーのラジコンヘリに委託している。大豆作については、防除はb組合へ委託しており、収穫作業はB大豆組合へ委託している。集落内の入り作は、B地区内から2戸あるが、①集落の農地の多くはe氏1戸に集積されているため、集落営農組織は設立されなかった。

イ）経営内容

e氏（57歳）は、①集落内唯一の認定農業者で、水田16.0ha（所有地2.5ha、借地13.5ha）を経営する大規模農家である。2010年は水稻10.7ha、転作として大豆4.5ha、裏作は大麦のみ15.2haを作付けした。水稻はうるち米ともち米が半々、借地は集落内を中心に行っているが、隣接市にも2.1ha（地主5戸）存在しており、借地料は25,000～26,000円/10aである。農業従事は家族労働力のみであり、経営主が機械作業等の基幹作業を行うほか、妻（50歳）が補助作業、そして、2011年度より次男（20歳）が新規就農する予定である。所有する農業機械はトラクタ2台（50ps, 46ps）、田植機1台（5条：3戸共有）、水稻直播用播種機1台（ショットガン7条）等である。

2001年から水稻の湛水直播栽培を実施しており、2010年のもち米は全量直播栽培であった。裏作は直播栽培と作業時期が競合するため大麦だけにしている。しかし直播栽培は雑草がひどいため、2011年から全て移植栽培に変更して、雑草害が収束するまで直播栽培を停止することとした。そのために2011年に田植機（6条）を新規に購入する。また、2009年から水稻の共同育苗（現在は3戸）をe氏の圃場で実施しているが、直播栽培を止める期間は共同育苗作業が大変になると予想される。

ウ）集落営農組織との関係

①集落では、認定農業者はe氏1名のみであり、集落内の土地持ち非農家を含めe氏に農地を貸している者が多い。2001年に当時生産組合長であったe氏の指導で転作地のブロックローテーションを開始し、それ以後もe氏が転作地を決定している。大規模農家であるe氏は集落の農業の担い手であるため、経営所得安定対策の実施に際しても集落営農組織は設立されなかった。また集落内農家が自作する麦10ha、大豆3.5haについて、書類上はe氏の特定制業受託になっている。

エ）特徴と今後の課題

①集落では、今後10年で3～4戸程度の離農（面積合計3.3～5.3ha相当）が見込まれている。e氏は、後継者の新規就農で労働力に余力が生じたこともあり、隣接市も含め近隣農

地を引き受けて、さらに2～3ha程度規模拡大する予定である。園芸作等の集約作物は、雇用のコストから導入の予定はない。

(杉戸 克裕)

3. 佐賀市B地区における農業構造変化の将来動向

(1) 担い手の現状と農地利用

1) 担い手の現状

B地区では大豆収穫作業の受託組織と米麦の共同乾燥施設（JA所有、農家運営）があり、ともに中大規模の農家が担い手となっている。集落営農組織は、経営所得安定対策以前の2004年に2組織が設立され、対策実施時の2007年に1組織が設立され、現在、7集落に3つの集落営農組織（任意組織）が設立されている。そのうち2組織は集落を越えた範囲で組織されて、他方で、組織のない1集落では、後継者が確保されている16haの大規模個別経営e氏が担い手となっている。転作大豆の作付け地は、a組合がある②集落とb組合がある⑦集落、⑧集落では、ブロックローテーションが実施されている。

集落営農組織は、米・大豆と裏作麦を作付けし、田植機・自脱型コンバイン等の機械を所有して、田植・収穫等の作業を組織で実施している。全戸出役が原則であり、構成員はオペレータ作業や補助作業に従事している。大豆の収穫、米麦の乾燥調製は地区のB大豆組合とB地区ライスセンターに委託していたが、b組合は小粒大豆生産のためにB大豆組合から離脱して、自己所有の大豆コンバインで収穫を行っている。

しかし、各集落営農組織はトラクタを基本的に所有せず、耕起と播種・育苗は構成員が個別に実施している。トラクタ作業を行うことは、農家であることの証であり、集落営農組織に参加してはいてもトラクタ作業を行っている。また、水稻の水管理・肥培管理、水田の畦畔作業も構成員が各自で実施している。高齢化によってこうした作業が出来なくなった場合には、他の構成員が受託したり借地したりしている。

他方で、3集落営農組織は農産物販売額等の収入や支出を組織で管理して、収益を構成員に配分しているが、その収益配分方式が異なっている（第Ⅱ-2-18表）。

第Ⅱ-2-18表 販売管理方式と地代等

組織名称	オペレータ時給 (円/時)	収益配分	
		大豆	米・麦
b組合	1,500	面積割り	面積割り
a組合	1,300	面積割り	収量割り
c組合	1,500	個別	収量割り

資料：実態調査結果による。

b組合は大豆・米麦ともに収入・費用を組織でプールして、年度末に収益を各構成員の

農地の面積割り方式で配分しており、2009年度は大豆・米麦を合わせて、10a当たり89,100円を配当した。

a組合は、農地に対して10a当たり3万円の地代を支払っており、加えて年度末には大豆は面積割り、米麦は構成員個々の収量に応じて収益を配分している。c組合は一律の地代支払いはなく、年度末に米麦は収量に応じた収益配分を行い、大豆は組織としての作業がないので、大豆受託組合からの収益配分を費用を差し引かずにそのまま構成員に支払っている。なお、いずれの組織とも経理は構成員が担当している。

オペレータは、b組合は22人であるが、年間30日以上従事者はいなく、「ぐるみ型」集落営農組織の性格が強い（前掲第Ⅱ-2-15表）。a組合のオペレータは10人、そのうち年間30日以上従事者は4人で、農業専門の農家（48歳）と自営業のf氏（49歳）、建設業勤務の農家（47歳）、定年退職の農家（59歳）であり、c組合のオペレータは5人、そのうち年間30日以上従事の2人は、ともに農業専門のj氏（56歳）とi氏（44歳）であり、少数の農家が機械作業を担っている。

以上のように、3組織とも組織所有の機械を用いた有償オペレータの作業により生産し、全戸出役を原則に補助作業等を行っていて、協業の実体がある。しかし機械作業のうちトラクタ作業は組織で行わずに個人に任せられていて、協業経営体（任意組織の農家以外の農業事業体）であるとは言い難い。

3組織間にはそれぞれ異なった特徴がある。b組合とa組合は大豆・米麦の共同作業を行っているが、米麦の収益配分やオペレータ出役の仕方が異なる。

b組合は農作業従事は全戸の参加が義務化され、従事日数は面積に応じて割り当てられる平等性を重視している。そして収益は大豆と米麦を合わせて面積割りで配分されている。こうした実態から、トラクタ作業は組織として行っていないまでも、b組合は協業経営体に非常に近い内容の組織であるとも言える。また労働の平等性重視と収益が土地への配分のかたちをとっていることから、b組合は、「むらの論理」を重視した「ぐるみ型」組織の運営であると評価することができよう。⁽²⁾

これに対して、a組合は、大豆は大豆作付面積割りであるが、米麦については収量（販売額）割りで、個々の構成員による栽培管理の労働成果に応じて収益配分に反映させる方式となっている（この場合、機械費用や労働費用は組織全体で計算しているので、いわゆる「枝番管理」方式とは異なる）。こうしたことから、a組合は大豆については作業受託組織、米麦については共同利用組織としての性格を有しているというべきであろう。ただしa組合では、離農者（死亡）の農地2haを組織で管理し、耕起も含めた作業を実施し、生産物は米麦にもプール制を導入することとし、今後の法人化に向けたテストケースとしている。

c組合は、米麦についてはa組合と同じく、機械作業を組織が受けて共同作業を行い、収量割りによって販売額に応じた報酬を得る方式をとっている。ただしc組合のオペレータが少数であり、実態としては少数オペレータによる米麦の受託組織に近い組織になっている。大豆について、構成員はc組合を介して大豆組合へ作業委託をしているだけであり、

各構成員は大豆収量に応じた収益をc組合を介して大豆組合から受け取っていて、c組合は大豆組合への作業委託の仲介機能のみがある。

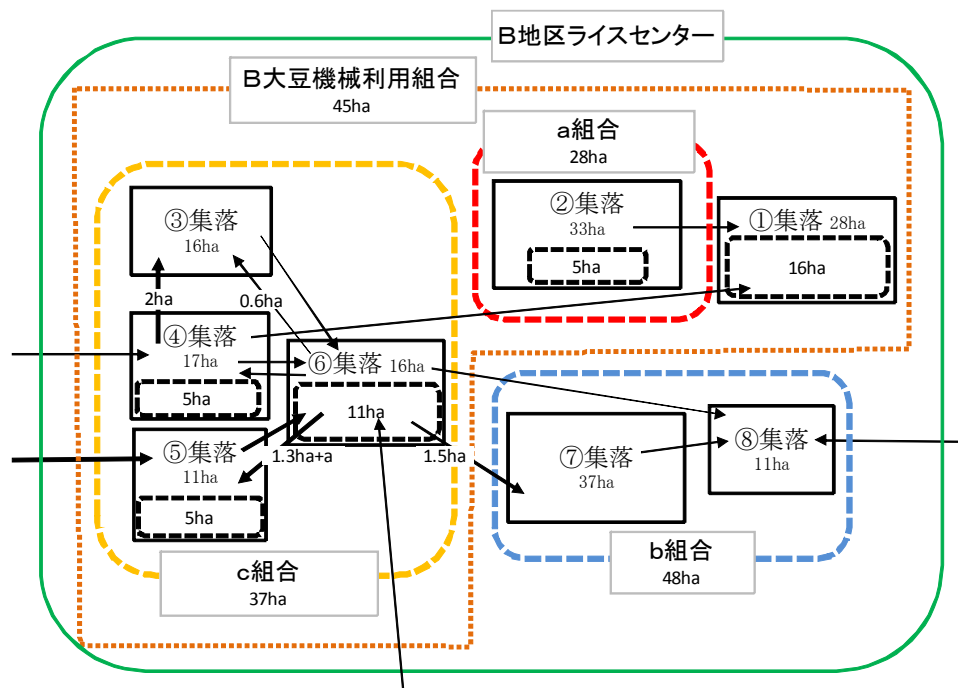
こうしてa組合は、米・麦・大豆の収益は地代として配分する「ぐるみ型」の集落営農組織で、農家以外の事業体に近似した経営体である。これに対してb組合は、大豆は作業受託組織としての性格を有して、その収益は面積に応じた方式であるが、米麦は各構成員の収量差を反映した方式をとっている。そしてc組合は米麦は収量に応じた収益配分を行うが、大豆は作業委託の仲介機能のみとなっている。なお、収量に応じた収益配分は、機械作業を組織が行い、機械・労働費用は組織でコスト計算しているのであって、いわゆる「枝番管理」方式とは異なっている。むしろ管理作業が構成員に任せられている結果として生じる単収・販売額の差、管理労働の差を所得に反映させるための方法である。

各集落営農組織のオペレータの時給を比較すると、a組合が1千300円、b組合とc組合が1千500円である。2010年産米生産費調査の家族労働費の単価が1千400円（10a当たり、24.55時間、34,378円）であることと比較すると、a組合はそれより低く、b組合とc組合がそれより高い水準である。こうした差は、組織の性格差を反映したものと考えることができる。a組合は「ぐるみ型」組織の性格を強く持ち、地代としての収益配分を重視する一方でオペレータ賃金が低い。それに対してc組合は少数オペレータによる作業受託組織の性格を強く持っていて、オペレータ賃金も一定の水準を確保する傾向にあり、a組合も中心的オペレータが少数でb組合に近いといえる。

2) 農地利用

B地区で設立された集落営農組織、個別担い手の関係と、農地利用の様子を示したのが示したのが第Ⅱ-2-7図である。各集落毎に、農家全体の耕作面積と組織非参加の中大規模個別農家の経営面積を図示してある。集落の外側の太点線は、各集落営農組織の範囲と大豆機械利用組合の範囲、一番外側がライスセンターの範囲である。このようにB地区での組織化は、集落をベースとしつつ、集落営農組織による生産、受託組織による大豆収穫と水稻・麦類の乾燥・調製という重層的な構成となっている。図中の矢印は、集落を越えた範囲での出入り作の状況を示している。矢印の先が耕作者の所在地である。④集落や⑥集落の農家への農地集積がやや大きく、B地区外からの入り作は少ない。

B地区における集落営農組織、個別農家の農地集積の様子を示したのが示したのが第Ⅱ-2-19表である（同表のデータは個々の農家の数値を積み上げたもののため、各集落営農組織の経営面積が、前掲第Ⅱ-2-15表や本文の数値と異なっている。）。B地区内の土地利用に関しては、各集落営農組織は自らが立地する集落内でのみ集積を図っており、地区全体での集落営農組織への農地の集積率は67%であり、かなり高い。他方で、17haの大規模個別農家が担い手になっている①集落では集落営農組織が設立されずに、当該大規模農家に農地が集積されている。



第Ⅱ-2-7図 B地区における組織化と出入り作

資料：政策研調査。

注1) 口内は集落名と経営耕地面積， は集落営農組織未加入の大規模農家とその経営面積。

2) 矢印は集落外の農家による入作の状況であり，線の太さは面積の大小を示す。

第Ⅱ-2-19表 B地区における農地の集積状況

(単位:ha、%)

農業集落	属地面積	計 (A)	経営面積 集落営農組織				個別 農家	入り作	集落営農 集積率
			小計 (B)	a組合	c組合	b組合			(B)/(A)
計	153	164	110	26	39	46	54	16	67.3
①	30	28	－				28	2	－
②	30	31	26	26			5	0	83.9
③	16	16	16		16			1	100.0
④	11	17	12		12		5	1	70.0
⑤	8	11	6		6		5	4	54.6
⑥	13	16	5		5		11	5	31.0
⑦	37	35	35			35		2	100.0
⑧	8	11	11			11		2	100.0
今後の見込み	…		48	28	39	48			

資料：2000年センサス集落調査、JAさが資料、政策研調査。

ところで、集落毎に集落営農組織への集積割合を比較すると、②集落、③、④集落、⑦、⑧集落のように、集落内の農地のほぼ全てを集落営農組織が集積している集落がある。その一方で、⑤集落や⑥集落のように、集落営農組織の集積率が比較的低い集落には、集落営農組織と中大規模個別農家が併存している。⑥集落のd氏の事例で見たように、後継者

の就農を踏まえて規模拡大の意向があっても、集落営農組織による土地の囲い込みがある中では、農地集積は容易ではない。園芸作の導入などによるビジネスサイズの拡大がひとつの方向であり、もうひとつの方向としてファームサイズを拡大する場合には、集落外への出作、しかも地区外への出作に活路を見いださざるを得ず、集落営農組織によって農地が集積されていないような担い手不在集落へ向かわざるをえないと考えられる。

(2) 農家と担い手の将来動向

高齢農家は、加齢が進んで農作業が困難となり、しかし農業後継者が確保できなければ、農業をリタイアして、農地を貸し付けることになる。その規模がどれくらいであり、どの農地を担い手が受けることが可能であるのか。この点を検討するために、各集落において、今後10年以内に起こるであろう農家のリタイアをヒアリングし、その結果から農業リタイアと農地流動化の予測を試みた（第Ⅱ-2-20表）。

10年後に跡継ぎへの農業継承が必要となり、現時点での跡継ぎ層の農業従事の有無が今後の農業継承に大きく関係してくる。現在の経営主年齢が60～64歳の農家13戸層は、10年後には経営主年齢が70～74歳であって営農継続可能とみられること、しかも跡継ぎの農業従事割合が比較的高いことから、10年後にも農業を継続する農家が9戸、リタイアする農家が4戸で、農業継続の割合が高い。これに対して、経営主年齢65歳以上の農家では、10年後に75歳以上となり、後継者が確保されないと農業継続が困難になるケースが多くある。ヒアリングによると、経営主年齢65歳以上の36戸の農家のうち、現在あとつぎの農業従事がある農家は13戸と、その36%である。そうした農家に加えて、現在はあとつぎ農業従事はないが、あとつぎのUターンが見込まれる農家では、10年後に農業の継続が見込まれるが、それ以外の農家26戸は、10年後に離農し農地貸付へ移行すると見られる。そうした離

第Ⅱ-2-20表 B地区における今後10年以内の農地移動の予測

		(単位:戸, ha, %)								
集落		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	合計
現在	農家数	8	16	7	9	6	2	19	6	73
	うち経営主65歳以上	4	6	5	4	5	0	8	4	36
	あとつぎ農業従事あり	1	2	1	2	1	-	5	1	13
	あとつぎ農業従事なし	3	4	4	2	4	-	3	3	23
	農家耕作面積 (A)	28	31	16	17	11	16	35	11	164
今後 10年間	離農農家数	3	8	2	5	4	0	3	4	29
	うち現経営主年齢65歳以上	3	6	2	4	4	-	3	3	25
	農地流動化面積 (B)	3	8	3	1	5	-	5	4	29
	うち集落営農組織外	3	0	2	0	0	-	0	0	6
	耕地増減面積割合 (B)/(A)*100	-11.8	-25.8	-20.8	-7.9	-41.4	-	-14.3	-34.0	-17.8
農地集積の担い手		e農家	a組合	c組合				b組合		合計
現集積面積		16	28	37				48		129
拡大可能面積		3	0	2～				2～		7～
農林業 センサ ス(販売 農家)	1995年経営面積 (C)	28	30	18	15	12	…	32	13	159
	2005年経営面積	27	32	15	…	13	…	33	11	163
	95～05増減面積 (D)	-1.4	1.6	-2.9	…	0.8	…	0.9	-2.0	4.0
	95～05増減率 (D)/(C)*100	-4.9	5.1	-16.0	…	6.4	…	2.7	-15.8	2.5

資料:政策研調査、農林業センサス。

注. ラウンドの関係で各農地面積の計と「合計」が一致しない。

農農家は、経営主年齢60～64歳の農家と合わせると地区全体で30戸であり、その貸付面積は29haと見込まれる。それは現在の農家の耕作面積の18%に相当する。1995～2005年の10年間の農地移動が3%であったことに比較すると、この農地流動化はかなり大きな変化である。

将来の農地流動化とその受け手について、さらに細かく見てみる（なお、ラウンドの関係で表中の農地面積合計と一致しないものがある。）。

①集落では、農家8戸、耕作面積28haのうち、経営主年齢65歳以上が4戸、このうち3戸が離農し、3ha（12%）が流動化する。同集落には16haの大規模経営農家e氏がいて、同農家に農地が集積されるとみられる。

②集落では、農家16戸、経営主年齢65歳以上が6戸、このすべてが離農し、耕作面積31haのうち、8ha（26%）が流動化する。a組合の集積面積は28haであるが、それら離農農地は同組合へ貸し付けられる。a組合では、経営主の死去を契機に離農した農家の農地を構成員が借地出来ず、組織として預からざるを得なくなり、法人化を改めて検討しているが、そうした事態がさらに進展するものと推測される。

c組合の集落では、農家24戸、耕作面積59haのうち、経営主65歳以上が14戸、このうち11戸が離農し、全体で9ha（同15%）が将来、流動化する。このうち6haは集落営農組織の構成員の農地であるが、2haは構成員外の農地である（計算が合わないのはラウンドの関係である）。前者の農地はすでに同組織へ集積され、後者の農地は集積面積の増加となっていくと考えられる。しかし9haの農地は他の構成員が借地して、耕起・代かき作業はその借り手農家を実施する必要が生じてくる。現在30歳代から50歳代までの5人のオペレータ（中心は40歳代と50歳代）が借地して、彼らに作業が集中することになると見込まれる。

⑦・⑧集落では、現農家数25戸、耕作面積46haのうち、経営主65歳以上が12戸と約半数いて、今後6戸が離農し、地域全体で9ha（現在の耕作面積の18%）の農地が流動化する。高齢の経営主が多いことから世代交代が大きな課題である。そこでb組合では、オペレータに定年制を敷いて、あとつぎ層の農業従事を積極的に促している。⑦集落ではあとつぎ層の農業従事割合が非常に高く、農業継続割合が高いのは、そうした働きかけが影響していると思われる。

集落営農組織が農地を集積すると考えられる集落では、現在すでに組織として作業を行っている田植や収穫については、各組織で壮年層のオペレータも確保されていることから、10年後にも作業が可能と考えられる。問題となるのは、現在は構成員が個々に実施している耕起や代かき作業である。現行の方式では、離農者の農地は残された構成員が借地して、個々に作業を行うことになるのではあるが、それがどの程度まで可能であるかを見極める必要がある。

4. 佐賀市B地区における農業再編の方向

(1) 集落営農組織

B地区における集落営農組織は、ともにオペレータが厚く存在し、現時点での農家の年齢構成からすると、10年程度は一定数のオペレータによる集落営農が今後も継続すると考えられる。また余剰労働力を活用した園芸部門等の導入も目指されている。

今後のオペレータをどの層に想定するかは重要である。b組合のように、集落営農組織を維持するために定年制を設けて、若い世代の営農参加を促すことは、離農の抑制になるとともに、オペレータの世代交代にとっても重要である。他方で、兼業農家がオペレータの中心であることから、兼業先の定年離職以降に農業従事を増加させたい意向もオペレータにはあり、壮年層とともに前期高齢者もオペレータと想定するのが現状ではオペレータ農家の意向に適合的と考えられる。

集落営農組織は今後どのような展開をするのであろうか。現在は、耕起作業と管理作業は構成員が無償で実施している。しかしどの集落でもすでに高齢農家の割合が高く、構成員の高齢化に伴い、トラクタ作業ができなくなった場合には他の構成員に作業委託し、さらに管理作業も出来なくなった場合には、離農して農地を構成員へ貸付けることとなる。そうした対応が、今後、どの程度可能であるかは、集落内の借地可能農家の存在状況によって異なってくると考えられる。

将来的には高齢農家を中心とする離農の進行が見込まれ、離農に伴う農地流動化が進展する。離農者の農地は、集落営農組織がある集落では、作業は組織に集積されると見込まれるが、農地自体は構成員が借地することとなる。受け手の農家は、離農以前の段階でトラクタ作業を受託し、離農後は管理作業も実施する。これがスムーズに進めば問題はないが、離農者が増えてくれば、離農農地を組織で引き受け、耕起作業や管理作業を組織で担う必要があり、さらには農地の借り受けを組織で行うように法人化が課題となると考えられる。

(2) 個別経営との棲み分けと農地利用調整

集落営農組織がない①集落では、後継者が確保されている16haの大規模個別経営がすでに農業の担い手となっていて、今後もその方向が展望できる。他方で、集落営農組織が組織化されている集落にも組織に参加しない個別経営農家が存在するが、集落営農組織に農地が囲い込まれる状況になっている。このような集落でも、高齢化による今後の農地流動化の進展が見込まれるが、その農地は集落営農組織へ集積される可能性が大きいと考えられる。したがって個別経営が規模拡大する場合には、集落内での農地集積は困難となり、園芸作の導入によるビジネスサイズの拡大を図るか、あるいはファームサイズの拡大を図る場合には地区外へ進出によるしかないと見込まれる。後者の場合も、進出先は大規模経営や集落営農組織のない集落である。そうした農業の担い手がない集落の農地の受け手

として、集落外，地区外の担い手農家は重要である。そこで今後は，そうした地区を越えた農地の引き受けを促進する環境整備が課題になると考えられる。

- 注(1) b組合については，八木敏介「平坦部における集落営農の理念・考え方」（食農資源経済学会『地域シンポジウム資料 集落営農の課題と現状－佐賀県を事例に－』2009年）も参照した。
- (2) 安藤光義「集落営農の持続的な発展に向けて」（安藤光義編著『集落営農の持続的な発展を目指して』全国農業会議所，2006年）。

（小野 智昭）

第3章 まとめと今後の課題

富山県と佐賀県で行った実態調査結果を両地域を比較しながら、農業の担い手と農業構造の現状、農地利用の現状と利用調整問題、そして将来の離農を踏まえた担い手と農業再編の方向について整理する。

第1節 農業の担い手と農業構造の現状

農業の担い手を中心に農業構造の現状について整理したい。

第1に、農業構造を概観すると、次のような特徴がある。富山県A地区は兼業深化地帯にあって、第2種兼業農家がほとんどで、5ha以上の農家は僅か1戸であり、土地利用型の中大規模農家はほぼ存在しない。そうした中で、大規模法人1社と集落営農組織4組織（法人組織3、任意組織1）が徐々に設立され、それらが地域内農地の2/3を集積している。佐賀県B地区では中大規模の農家が存在し、5ha以上経営の農家が3戸立地し、16haを経営する農家も存在する。そうした中大規模の農家を中心に数ha規模を含めた農家が担い手になって、地域内の大豆収穫作業や水稻乾燥調製作業の受託組織が活動してきたのが特徴である。そして近年急成長した集落営農組織3組織（すべて任意組織）が農地の7割を集積している。

その結果、統計上でも両地域とも農家以外の事業体の経営面積シェアが高いことで共通している。2005年から2010年にかけて、農家とその経営耕地が減少する一方で農家以外の事業体数とその経営耕地が増加し、事業体の農地シェアが非常に高まっている。しかしその変化の仕方には相違がある。富山県A地区では、農業センサスの経営耕地面積に占める農家以外の事業体のシェアが、2005年時点でも38%と高かったものが、2010年センサスではさらに上昇して63%に至っている。他方、佐賀県B地区では2005年時点では農家以外の事業体の経営耕地はゼロであったものが、2010年センサスでは一気に68%に至っている。

第2に、大規模な担い手についてである。まず、両地区ともに土地利用型の大規模個別経営が存在する。富山県A地区では1978年に設立され、1981年に法人化した大規模法人組織が存在する。現在は3戸の共同経営で、10人を雇用して94haを経営し、立地する集落、A地区内、そしてA地区外の農地を集積している。佐賀県B地区では16haの農家が存在し、集落内の農地集積を中心として、一部B地区内の他集落にも出作している。

ついで、集落営農組織である。（以下、集落営農組織の名称を、A地区のa組合は「A-a組合」、B地区のa組合は「B-a組合」と表記する。）富山県A地区では、4つの集落営農組織のうち法人組織が3つあり、その設立と法人化の時期を比較すると、A-a組合は1993年という早い時期に法人として設立されたが、他の2組織、A-b組合は2005年設立で、2010年に法人化、A-d組合は2008年設立で、2010年に法人化しており、米政策改革さらには経営所

得安定対策を背景とした組織化と法人化である。A-c組合は経営所得安定対策を契機に2008年に設立されたが、任意組織のままである。いずれも主要機械を装備して組織としてブロックローテーションを行いつつ水稻・大麦・大豆を生産している。さらに法人組織は野菜や園芸作を導入し、収益の確保や女性の就業の場としている。これに対して佐賀県B地区では、経営所得安定対策前の2004年に2組織（B-a組合、B-b組合）、同対策実施時の2007年に1組織（B-c組合）が設立された。いずれもブロックローテーションを行いつつ米・大豆と裏作麦を生産しており（ただしB-c組合は、大豆の播種・収穫作業を大豆組合に委託している）、さらに設立の早いB-b組合は、野菜やモヤシ用大豆を生産している。

第3に、それら集落営農組織の内実についてである。両地区における集落営農組織は、機械を所有して共同で作業を実施し、収支を共同化している実態があり、組織経営体としての実体がある。しかしそこには地域・組織によって次のような相違がある。

富山県A地区では、いずれも主要機械を装備して組織として水稻・大麦・大豆を生産している。佐賀県B地区では、機械所有と作業者がかなり特徴的である。田植機と自脱型コンバインは組織が所有あるいは借り上げて田植え、米麦の収穫を組織として実施しているが、トラクタは構成員個々が所有して、耕起・代かきや播種・育苗は構成員が個別に実施している。また大豆収穫と米麦の乾燥調製は地区の受託組織が実施している（B-b組合はB大豆組合から離脱している）。

作業者については、両地区の各集落営農組織ともに、当面は、農業従事を全戸出役を基本として、構成員はオペレータ作業や一般作業に従事している。また水管理・肥培管理という栽培管理や畦草刈り等の畦畔管理は水田の地権者である各構成員が行っている。しかしオペレータ数やその従事日数から見ると、地域間・組織間で差異がある。富山県A地区では、法人3組織はオペレータが少数に絞られているのに対して、任意組織のA-c組合は全員従事に近い。佐賀県B地区では、活動歴の長いB-b組合は全戸従事に近いが、設立の新しいB-a組合とB-c組合では、少数の専業農家や自営兼業農家に作業が集中されている。一見すると組織の活動歴とオペレータ従事の仕方が両地域で逆のようだが、それは集落営農が設立された地域の担い手の賦存状況を反映している。富山県A地区では、個別担い手がいないうちで小規模兼業農家による全戸従事の組織が設立され、それが次第に少数オペレータに移行していった。それに対して佐賀県B地区では、B-b組合では富山県A地区と同様の条件下での組織設立であったが、他の2組織では中規模の個別農家が地域内に存在し、彼らが作業の受け手として組織に取り込まれたために、少数のオペレータによる受託組織に近い運営方式になっていると考えられる。

収益の配分方法にも相違がある。富山県A地区では、A-a、A-c、A-dの各組合が米麦・大豆ともに販売額をプールして、個々の構成員の面積割りで収益を配分しているのに対して、A-b組合は、大豆は面積割りであるが、米については構成員間の水稻単収差に応じた収益配分としている。一方、佐賀県B地区では、B-b組合は米麦・大豆をプールして構成員の面積割りで収益を配分しているのに対して、B-a組合は、大豆は作付面積割りであるが、米麦は各構成員の収量割りであり、B-c組合も米麦について同様である（大豆は播種

・収穫作業を地区大豆組合へ委託する仲介機能のみ果たす)。両地域の集落営農組織は、前述したように水稻作の水管理・肥培管理を個々の構成員が行っている。そのため構成員間で単収差が生じる。この水稻単収差を個々の構成員の報酬に反映させるか否かの判断が、面積割りにするか収量（販売額）割りにするかの選択に結果していると考えられる。この選択に影響を与えるのは、構成員の耕作面積規模の大小（数十aか数haか）、法人化への志向、肥培管理を誰が担当するか（農地の地権者かそれとは無関係な担当者か）、肥培管理の技術水準の格差の程度などがあると考えられるが、この点については今後の研究課題である。

以上のことから両地域の集落営農組織の内実について検討したい。富山県A地区の集落営農組織は、機械所有し、組織が作付作目を決定して共同作業を実施し、協業経営体（農家以外の農業事業体）の実体がある。そうした中で、収益配分方法が米麦まで含めてプールして面積割りで配分するか、A-b組合のように単収差を反映させるかの幅が存在する。佐賀県B地区の集落営農組織は、機械を所有し、共同作業を行っているが、トラクタ作業は構成員の無償作業に任されていることから、完全な協業経営体とはなっていない。そうした中で、B-b組合は作付作目を組織が決定して、米麦・大豆の収支をプールして面積割りで配分して、協業経営体にほぼ等しい経営を行っている。これに対して他の組織、B-b組合は米麦・大豆、B-c組合は米麦のそれぞれ作業受託組織（農業サービス事業体）の実体に等しい内実にあると言える。

第4に、水稻の肥培管理、水管理の栽培管理や草刈り等の畦畔管理について整理したい。肥培管理、水管理の栽培管理作業や畦畔管理作業は、一般に、自作にあっては自作者、借地にあっては借地者、すなわち経営者が行っている。両地区の集落営農組織に共通していることは、水稻作の水管理・肥培管理、そして水田の畦畔管理は個々の構成員の仕事となっていることであり、各構成員は自己の水田のこうした管理作業を個々の判断で行っている。そしてこうした方式が全国の集落営農組織では一般的な方式だと見られる。しかし両地区ではその労働への対価支払いには大きな差がある。富山県A地区の集落営農組織では、肥培管理・水管理、畦畔管理の労働に対して地代とは別に管理料を支払っている。こうした栽培管理労働、資源管理労働への対価支払いのシステムは、大規模法人のA社も同様に採用している。佐賀県B地区では、これらの作業は無償労働として行われており、全国の集落営農組織でもこうした例が一般的である。

集落営農組織では、地域内の農地を集団化することで大規模経営を実現させ、労働生産性を高めることが可能となる。他方で大規模化によって2つの問題が生じる。1つは畦畔管理労働の過重であり、もう1つは水稻栽培での稠密な栽培管理による土地生産性の維持・向上の困難化である。30a区画の整備田や、未整備田という土地条件の上では、少数者で前者の労働を実施することは困難が伴い、地域資源の維持・管理として重要な畦畔管理労働を農地の地権者に任せることは、大規模経営の成立の1つの条件となってくる。肥培管理、水管理の栽培管理作業についても同様のことが指摘できる。

集落営農組織では、そうした肥培管理、水管理の栽培管理作業や畦畔管理作業は、オペレータではなく、各構成員に任せることで、作業実施者の確保を図っている。富山県A地

区では、A法人も含めてどの組織も両労働に対して定額の対価を支払い、佐賀県B地区ではどの組織も対価を支払っていない。こうした栽培管理・畦畔管理の労働への対価支払いの有無を規定する条件が何かは、今後の研究課題としたい。

ここでは、水稻の栽培管理労働の成果への対応について指摘しておきたい。各構成員が行う水稻の栽培管理労働は水稻単収差として現れてくる。収益の配分で先述したように、富山県A地区のA-a組合、A-c組合、A-d組合や佐賀県B地区のB-b組合は、水稻単収差を構成員への収益配分に反映させていないが、富山県A地区のA-b組合や佐賀県B地区のB-a、B-c組合は、収量差＝販売額差に応じた収益配分を行い、栽培管理労働への報酬を支払っている。こうした差が規定されている条件の検討の必要は先に指摘したが、ここでは、その選択が集落営農組織の運営・経営のあり方に関わっていることを指摘したい。個々の構成員の栽培管理に伴う成果への報酬支払いは、集落営農組織の構成員は雇用労働者ではなく農家（農業経営者）であるにとらえて、農家に営農の主宰権を認めることになり、またその結果として農家としての労働参加へのインセンティブを与えていると考えられる。栽培管理労働について、労働対価を支払うのか成果への報酬を支払うのか、この点は集落営農組織の運営・経営のあり方に関わってさらに検討が必要な課題であると考ええる。

第2節 農地利用と調整問題

農業の担い手の立地と農地集積の状況と土地利用に関して整理したい。

第1に、農業の担い手の立地は両対象地区で大きく異なる。富山県A地区では、9集落（16生産組合）のうち、大規模法人が1集落をベースに、地区内外へ経営展開している。また3集落（6生産組合）に4つ設立された集落営農組織は各集落内の農地を集積（小規模のA-d組合は集落外へ展開）している。その結果、大規模法人や集落営農組織が立地する集落では、それらに農地が集積されている。他方でA地区には、そうした担い手が不在の集落が存在している。佐賀県B地区では、市街地を除く8集落のうち、1集落には大規模農家が存在して集落内の農地を集積しており、その集落を除く7集落に3つの集落営農組織が設立され、それらが各集落内の農地を集積している。その結果、B地区には担い手不在集落が存在しない。こうして法人あるいは農家の大規模個別経営が立地する集落や集落営農組織が設立されている集落では、彼らが農業の担い手となっている。

第2に、こうした担い手の立地状況は、地域における農地利用に影響する。両地区ともに、集落営農組織は立地する集落内の農地を集積しており、集落内の農地は集落営農組織に囲い込まれる状況にある。その結果、集落営農組織が立地する集落では、入り作の個別経営との間で、棲み分け、あるいはいわゆる「貸しはがし」に象徴されるような農地の競合問題が生じる。佐賀県B地区では、集落内に中規模の個別農家が存在しており、彼らと集落営農組織との併存状態がみられる。B地区には担い手不在集落が存在しないため、そうした農家の今後の規模拡大方向は、園芸作の導入などによるビジネスサイズの拡大であ

るか、あるいはファームサイズの拡大の場合には集落営農組織のない地区外へ進出せざるをえない状況にある（後者の点は、事例からは十分に確認できていない）。

他方、富山県A地区では、担い手不在の集落があり、そこにはA地区内の大規模法人や地区外の担い手による入り作が進展し、借地が競合している。個別大規模経営は、集落を越えて地区内外へ経営展開するが、借地拡大する先は、集落営農組織が立地しない集落、すなわち担い手不在集落にならざるをえない。その結果、担い手不在集落で集落内外の個別経営による入り作が無計画に進行している。

第3に、こうした農地利用の状況の相違から農地利用調整、とくに個別経営の規模拡大を支援するための農地利用調整に関しては、それぞれ次のような課題があると考ええる。富山県A地区では、担い手不在集落があり、大規模法人の今後の拡大余地は、そこへの入り作である。そのため今後は、集落を越えた範囲での農地利用調整機能の見直しが必要であると考ええる。佐賀県B地区では、担い手不在集落がなく、個別経営は集落営農組織のない地区外へ進出せざるをえない。そのため地区（旧村）を越えた範囲での農地利用調整機能が必要であると考ええる。

第3節 農家のリタイアと農地の受け手の展望

両地域の農業構造が今後どのように変化するかを検討するために、本調査では、両地区各集落における、およそ10年後の農業継続・農業リタイアの見通しを高齢者を中心に調査した。

第1に、その結果を踏まえて、今後の農地の受け手を展望したい。富山県A地区では今後10年くらいの間に124戸の農家のうち34戸（25%）が離農し、彼らの154haの農地のうち37ha（24%）が流動化する。1995～2005年の10年間に農家の農地116ha（34%）が流動化したのに比べると小さな規模ではある。しかし集落によっては5割を越える農地が流動化すると推測され、集落によっては大きな変化が起こるところもある。そうした農地の受け手は、集落営農組織が設立された集落では集落営農組織が、担い手不在集落では地区内の大規模法人が期待される。彼ら受け手の拡大可能面積からすると、流動化する面積は引き受け可能である。しかし先に指摘したように、引き受けた農地の管理作業を行う作業者が確保できるかどうかの問題であるが、集落営農組織の場合にはこのレベルであれば問題がないと思われる。しかし大規模法人では管理作業者の確保が一層深刻な課題となると考えられる。また担い手不在集落では、地区外の個別経営による入り作の増加も想定され、入り作者間の競合の強化が見込まれる。先に指摘した、集落を越えた地区内での農地利用調整をどう図るかが課題となってくると考える。

佐賀県B地区では、今後10年間くらいの間に、73戸の農家のうち30戸（41%）が離農し、164haの農地のうち29ha（17%）が流動化する。これは1995～2005年の10年間の農地移動が4ha（3%）であったことに比較すると、かなり大きな変化である。しかもその流動化率

は、集落によって0%から34%と推測され、集落によっては相当に大きな構造変化が起こる可能性がある。しかし各集落には大規模個別経営か集落営農組織が存在し、彼らがこうした農地の受け手となることが期待される。現在、集落営農組織には壮年層のオペレータが確保されていることから、組織の作業者は確保可能と思われる。しかし現在は、各構成員が行っているトラクタ作業について、今後、離農者が増加した場合に、その離農農地を残された構成員がどの程度受けることが可能であるのかが問題である。今後の構造変化を踏まえるなら、いずれ組織として借地をして、耕起まで含めて組織で対応する方向をとらざるをえなくなると考える。

第2に、こうした離農の進展を踏まえて両地区における集落営農組織の展開方向を改めて検討しよう。両地域ともに当面は、全戸出役型を維持し、できるだけ参加農家の営農参加を継続させるという点では共通している。富山県A地区では、法人組織は少数オペレータ型に近く、任意組織はぐるみ型であるが、後者についても参加農家のリタイアにより、将来的にはオペレータ型を目指す方向に向かうことになると考えられる。また収益性の向上と将来、若い周年雇用者を確保するために、園芸部門の拡大等の複合化、多角化を推進する方向に向かうとも考えられる。他方で資源管理の担い手をいかに確保するのが課題であり、すでにe法人で最も深刻である。集落営農組織においてもオペレータは少数者に絞られつつも、肥培管理や畦畔管理作業は構成員が行う原則を維持することが重要となるだろう。

佐賀県B地区では、2組織は少数オペレータ型の作業方式になっており、農家の高齢化・リタイアが見込まれる中で、残る1組織もその方向へ向かうこととなると考えられる。さらに、高齢農家のリタイアに伴い流動化する農地を組織として借地する方向へ、そして法人化へ、という課題に直面するものと考えられる。

(小野 智昭)

平成 24 年 10 月 31 日

印刷・発行

構造分析プロジェクト【実態分析】 研究資料 第 1 号

水田地帯における地域農業の担い手と構造変化
—富山県及び佐賀県を事例として—

編集発行 農林水産省農林水産政策研究所

〒 100-0013 東京都千代田区霞が関 3 - 1 - 1

電 話 (0 3) 6 7 3 7 - 9 0 0 0

F A X (0 3) 6 7 3 7 - 9 6 0 0

印刷・製本 (株) 美巧社



この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。